

# コミュニティ 振興研究

21 CENTURY

第19号

2014年9月

---

## 研究論文

行政裁量の審査・運用と自治体行政

～義務付け訴訟を契機とした自治体実務での認識のあり方…………… 吉田 勉 1

Paul Bowles' "Transition" to Morocco via France: Surrealism and Ethnography …… Kenji Toyama 33

## 研究ノート

「北斎コード」を探そう

－「さわれる富嶽三十六景」の新たな鑑賞方法の提案－…………… 石川 恵理 中村 正之 53

環境政策と環境教育の統合化に向けて

－環境政策における環境教育の意義と課題からの考察－…………… 岡嶋 宏明 67

日本語の終助詞「ね」についての一考察…………… 梅香 公 89

---

研究論文

---

## 行政裁量の審査・運用と自治体行政

### ～義務付け訴訟を契機とした自治体実務での認識のあり方

吉 田 勉\*

The examination and operation of administrative discretions in the administration of local governments  
～ The way of recognition in the local governments practices that was triggered by the type of lawsuits to oblige  
the governments

In this paper, administrative discretions in local governments are discussed..

Local governments should re-recognize the role of administrative discretions, by the creating types of lawsuits to oblige the governments and the changes of the examination of administrative discretions in the courts. As an approach to re-recognize, firstly, methods of examination in the administrative discretions in the courts are summarized. Then, I propose the model the discretion examination in case of lawsuits to oblige the governments.

As a result, I have found that the lawsuits to oblige the governments did not change so much the concepts of reviewing administrative discretions in the courts. And I found that the courts have become interested in the governments' reactions.

For these reasons, the local governments had rather go in taking advantages of administrative managements into everyday thinking of reviewing administrative discretions.

Finally, in the light of these considerations, I present one prospective way of thinking of administrative discretions in local governments.

#### 1 自治体行政における「行政裁量感」の変容と本稿の問題意識

行政が法令の枠内において具体的な事項に基づき判断・行動できる余地と一般に定義される「行政裁量」。

その概念を巡っては、古くは、美濃部・佐々木論争<sup>1</sup>がとに有名であるが、「法令に基づく行政の原則」の具体化局面の基本概念であって、行政活動自体の有り様、さらには行政権に対する司法審査に大きな影響を与える中核的なテーマであることから、そのあり方

---

\* 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

—行政裁量の行使とその統制—を巡る論議は、行政法研究のハイライト<sup>2</sup>ともされる。

国民生活に身近で、かつ、大規模な行政アウトプットがなされる自治体現場では、国が制定した法律等を運用する形で、そして自らの制定した条例等を運用する形で、さらにはその立法の技術として、それぞれの場面でそのあり方が議論される。

これらのうち、特に法律を運用する局面において行政裁量の行使のあり方が検討される場面が最も頻度が高いが、近時、自治体の一般的な行政現場・実務—法制執務の専門部署ではないが、法令運用を日常的に行う比較的多くの標準的な部署—において、この局面の行政裁量に関し、そのあり方を考えさせられる特徴的な裁判例として次の3つをあげることができる。

第一に、「住民票転入届不受理処分取消等請求事件判決」（最判・平 15.6.26・判タ 1128 号 368 頁）である。オウム真理教（アーレフに改称）の信者らによる転入届の受理を拒否する事案が全国の市町村で頻発したのであるが、住民基本台帳法上、転入届がなされた場合でその居住の事実があれば、市町村長の住民基本台帳作成義務（同法 6 条）によりこれを受理して、記載することが求められる。

当時、この問題が発生した多くの市町村ではおしなべて「地域の秩序が破壊され住民の生命身体の安全が害される危険性が高度に認められるような特別の事情がある場合には転入届を受理しないことが許される」と主張したのであった。訴訟提起は、不服申立て前置であり、多くの都道府県では市町村を擁護する立場もあって、信者らの審査請求を棄却した。法文上、住民票の受理には裁量の余地がないであろうことは多くの関係者の目にも明らかであったが、住民の声をバックに市町村としては、「これぐらいは許容されるのでは」との考えを抱いたのであった。しかしながら、裁判所は地裁から一貫し、また、最高裁でも全員一致の判決として、住民基本台帳を「居住関係と合致した正確な記録をすることで、選挙人名簿の登録など住民に関する事務の処理の基礎とするもの」とし、「市区町村長は、転入届をした者が新たに住所を定めた事実があれば、転入届を不受理とすることは許されない」として、この「淡い期待」が全否定されたのであった。

第二は、「公立学校施設目的外使用不許可事件判決」（最判・平 18.2.7・判時 1936 号 63 頁）である。

学校施設は、本来の用（学校教育の目的への利用）に供する場合は、公の施設としての積極的に利用に供するための施設としての規律を受け、正当な理由がない限り、利用を拒否することはできない（地方自治法 244 ①）。しかしながら、それ以外に供する場合には、

例外的に「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とする行政財産の目的外使用許可（同法 238 の 4 ⑦）としての対応となり、その判断は自治体サイドの裁量に委ねられると理解されているものである。

この事案では、教職員団体の使用許可申請に対して過去に右翼団体の街宣車が押しかけ周辺が騒然となり住民からの苦情があったことなども踏まえて「(その利用は) 学校や地域に混乱の招き、児童生徒に教育上悪影響を与え、学校教育に支障を来す可能性がある」との理由で不許可にしたのであるが、しかしながら、その裁量権行使の判断には違法性があると判示されたものである。

この判決の 10 年ほど前に、労働組合幹部の合同葬のための市福祉会館の利用申請に対し不許可とした判断について「正当な理由」に該当しないとした判決<sup>3</sup>があるが、これは公の施設の利用承認に係るものであって、文言上、その対局にある行政財産の「例外的」な使用許可に際しては、依然として管理者サイドでの支障判断が優先あるいは尊重されるという考えが自治体現場の支配的な認識であった。

このような裁量審査が裁判所でなされたことは、一部の法務や判例動向に習熟した職員を除いては、自治体現場である意味衝撃をもって認識されたといっても過言ではないと思われる。第一の判例の文脈でいうと、「「できる」規定における支障の有無判断は行政に任されている」という「伝統的な理解」が全否定されたものといえる。

第三は、「産廃処分場措置命令義務付け訴訟判決」（福岡高判・平 23.2.7・判時 2122 号 45 頁）である。

平成 16 年に行政事件訴訟法（以下「行訴法」という）が改正されて、義務付け訴訟が創設されたが、その制度が機動した典型例といえよう。すなわち、自治体においてこれまで廃棄物処分場への措置命令を講じる状況にないと判断し、権限行使に踏み切っていないものについて、裁判所が「行政に成り代わり」その判断を行い、行政庁に措置命令を義務付けたものである。

これまでの行政訴訟では、行政庁の裁量行為に対しては、行訴法 30 条の規定により、拒否処分等において「裁量権の範囲を超え又はその濫用があった場合」（以下単に「逸脱濫用」と略す）に限り違法として認定されることのみが規定されていたが、行政庁の第一的な判断もなされない状況において、裁判所がその逸脱濫用を判断して義務付けるまでの段階に至ったのである。

かつて「義務付け訴訟は、司法権に対し、特定の処分を請求することを許す訴訟であるが、

司法権の組織・機能及び手続の特質に照らし、かつ、また、行政責任の原則（司法権に対しては、その責任の追及の方法がない）に鑑み、このような訴訟を認めることは、憲法上、疑義を免れない<sup>5</sup>と禁忌ともされた訴訟であった。制度化後、一定の定着がみられてはいる<sup>6</sup>が、本件でいえば、裁判所の判断で、措置命令から行政代執行までつながっていくことは、従来の感覚からすると、行政へのインパクトは相当のものであったはずである。

このように、一般的な自治体の行政現場における「行政裁量感」は、自治体の地域に対する使命から抱かせる「淡い期待」が全否定され、次に、法文文脈上から「当然に行政庁に留保されると思われる判断」が全否定され、さらには、裁判所が行政庁の裁量判断を先取りして義務付ける判決が現実化するというように、各段階の次元を上りながら司法判断の領域が行政に迫ってきていると表現できる。

このようななか、行政現場には、「行政裁量」をどうとらえて、実務でどう運用しているのか、（再）認識が促されている状況にあると思われる。

そして、これまでの裁量論議を今一度、整理して、一定の考え方をまとめるのも、行政法学のハイライトになることのみならず、行政実務での基本的な取組みに反映させ、よりよい行政運営を図っていくうえで、不可欠なものと思われる。

本稿は、まず、前半で、義務付け訴訟を契機として、現実の裁量審査の状況や傾向—どう変容を受けたのか（受けないのか）、どう定式化できるのか（できないのか）といった観点から—について、抽象概念に基づく議論ゆえ、その理解しやすさ<sup>6</sup>に重きをおきつつ、描写し、探っていく。

後半では、この基礎的な分析を踏まえて、自治体現場として、今後、行政裁量をどのように認識し、取り組んでいくべきか、裁量運用のあり方の一試論を提示しながら述べていく。

## 2 行政裁量行使の局面と裁量審査方式

### (1) 義務付け訴訟の訴訟要件と勝訴要件

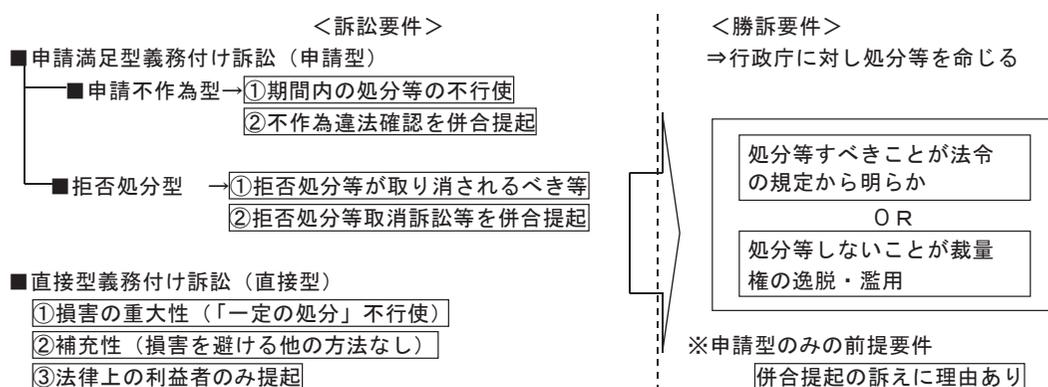
まず、行政と司法との関係の「一線を越えた」とも評される<sup>7</sup>義務付け訴訟の構造は、端的には、【図表1】のように表現できる。

申請がなされそれが拒否されたか、あるいは、当該申請に何らの行為がなされない状態において、一定の処分を義務付けることを求める申請満足型義務付け訴訟（申請型）（行訴法3条6項2号）と、権限不行使の状態において、直接に、一定の処分の義務付けを求める訴訟（直接型）（同1号）の2つが創設されている。

行政裁量に関わる部分での司法審査に係る要件構造としては、申請型のうち、拒否処分型でいうと、拒否処分が取り消されるべきことが訴訟要件であり、かつ、その理由があることが本案の勝訴要件の前提となっている（同法 37 条の 3 第 1 項・同 5 項）。

直接型では、一定の処分が行使されないことにより重大な損害を生じるおそれがあること等を基本に訴訟要件が構成される（同法 37 条の 2 第 1 項）。

そして、本案の勝訴要件としては、双方の訴訟で共通に処分等をしないことが裁量権の逸脱濫用に該当することとなっている（同法 37 条の 2 第 5 項・37 条の 3 第 5 項）。この逸脱濫用規定が行政通則法上、設けられたのは、先に述べた行訴法 30 条に次いで、2 番目ということになる。



【図表 1】義務付け訴訟の種類とその要件

## (2)行政権行使の局面とそれに対する訴訟形態・裁判例

次に、既存の抗告訴訟が対象としてきている行政権行使の局面と、創設された義務付け訴訟への連結の関係は【図表 2】のように整理できる。

行政が既に判断して権限発動を行った状況か、又は、不作為・不行使などの未発動の状態かに大別され、行政に対峙する異議者が問題としている「対象行為・状態」は何か（A）型～E）型）、異議者が求める従来からの訴訟タイプ、また、義務付け訴訟で求めることとなる内容は何かなどで区分した。義務付け訴訟判決も一定程度集積してきており、その中で裁量審査が行われた裁判例は、B）型と E）型において顕著であり、後ほど、これらの裁判例をピックアップして考察する。若干、異例な義務付け訴訟も A）型と D）型で行われているが、表の注釈で記載したような事情によるものである。

【図表 2】行政権行使の局面と訴訟形態

権限発動の状態	問題となる対象行為等	異議者	既存の抗告訴訟	義務付け訴訟		主として問われる裁量行使の内容	義務付け訴訟での裁量審査の参考となる主な裁判例（①～⑧は後掲図表 4）
				類型	求め		
既発動	A) 応諾処分	第三者	取消	直接型	取消	・ 応諾処分の適否 ・ 取消権発動	産廃処分場設置許可取消※ 1
	B) 拒否処分	申請者	取消	申請型	応諾	・ 拒否処分の適否	① 保育所入園承諾、② 水路使用許可、 ③④ タクシー運賃値下げ
	C) 不利益処分	被処分者	取消			・ 不利益処分の適否	
未発動	D) 不作為状態	申請者	不作為	申請型	応諾	・ 応諾処分の適否	と畜場法検査実施※ 2
	E) 不行使状態	第三者		直接型	発動	・ 権限発動の適否	⑤ 住民票作成、⑥ 産廃処分場措置命令、 ⑦ 建築物是正命令、⑧ 在留特別許可

※ 1：産廃処分場設置許可取消義務付け事件（福島地判・平 24.4.24・判例自治 370 号 57 頁）… 応諾処分の取消し訴訟の提起期間が経過した場合で応諾処分の取消しを義務付け訴訟として争ったケース（認容判決がなされた）

※ 2：と畜場法検査実施義務付け事件（東京地判・平 25.2.26）… とさつ等の検査の申請をしたのに市長がと畜検査員に検査を行わせなかったことに関する不作為の違法確認の訴訟を提起するとともに、義務付けを求めたケース（認容判決がなされた）

### (3) これまでの裁量審査（統制）の基本的考え方

さて、これまでの裁量審査、すなわち、司法による裁量統制がどのように行われてきているのかについては、権限既発動の場面と未発動の場面に分けて、以下のとおり整理できると思われる。

#### (ア) 権限既発動の場面における裁量審査方式

まず、行政処分を行った場合に当該行政処分における裁量権行使の適否については、当然ながら、行訴法 30 条の規定が直接の対象とする取消訴訟に関し積み重ねられてきた審査方式が基本となる。

従来標準的な審査方式としては、裁量処分に社会観念上著しく妥当性が欠けるところがあると判断される場合に、裁量権の逸脱濫用が認定され、当該裁量処分は違法と判断される「社会観念審査」と呼ばれる審査の形式がある。これは行訴法 30 条を審査局面に引き写したに過ぎない<sup>8</sup>が、このもとでは、その判断要素としては、比例原則違反、平等原則違反、事実誤認などがあげられる。

これについては、審査密度の低い審査方式として理解され、この対極にあるのが、裁判所が自らの目で全面的に審査を行い、裁判所が出した結論と行政庁の判断が異なる場合には裁量権の逸脱濫用として違法を認定する「判断代置審査」といわれる方式である。これについては、結果として行政庁の裁量を認めないことになり、いわゆる羈束行為に限定されるべきとの考え方が主流である<sup>9</sup>。

そして、近年、急速に普及している審査方式は、社会観念審査の観点にとどまらず、判断要素の選択や判断過程の合理性に着目してより高度の審査密度を確保する「判断過程審

査」と呼ばれるものである。

これは、第三者的立場から行政庁の判断過程の合理性を審査する方式<sup>10</sup>であり、処分をする際の考慮事項について審査を行った上で、考慮に入れてはならない事項を考慮に入れたか否か(他事考慮審査)、考慮に入れるべき事項を考慮に入れたか否か(考慮遺脱審査)、過大(又は過小)に考慮してならない事項を過小(又は過大)に考慮したか否か、重視(又は軽視)すべき事項を軽視(又は重視)したか否か(過大考慮・過小考慮審査)として、その判断の道筋を精査して裁量審査をするものである。

このように裁量審査・統制は、基本的には、行政処分の取消訴訟を巡って、論理展開されてきたといえるが、「判断過程審査」を基本の筋道として「社会観念審査」の下で認められてきた比例原則・平等原則等を内包した審査形式が安定的な裁量統制の手法として認識されてきている<sup>11</sup>といえよう。

#### (4)権限未発動の場面における裁量審査方式

一方、未だ、権限を発動していない(発動しなかった)状況についての裁量審査としては、行政庁の意思・行為の発現がなされていないので、判断過程審査をそのままの形で当てはめることはできにくい。ここでは、国家賠償訴訟において「行政権の不行使による違法」を巡って検討されてきた審査方式が参考となり得る。

行政機関に規制権限を与える法令規定は効果裁量を認めることが多いが、その際には不作為は作為義務違反とはいえず、違法になることはないとするいわゆる「行政便宜主義」の考え方がかつては有力であった。そして裁量権の限界をどこに見極めるかという観点からこれを克服するための理論的な展開が取り組まれてきているといえる。

国家賠償責任が認められるためには、基本的には、公務員に法令上一定の権限が付与され、その権限の不行使によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係で、当該公務員に権限を行使すべき義務(作為義務)が認められ、さらに、当該義務があるにもかかわらず違法に権限を行使しないこと(作為義務に違反すること)が必要であるとの前提のもとにどのような状態が違法性に結びつくかという点が議論されるといってよいと思われる。

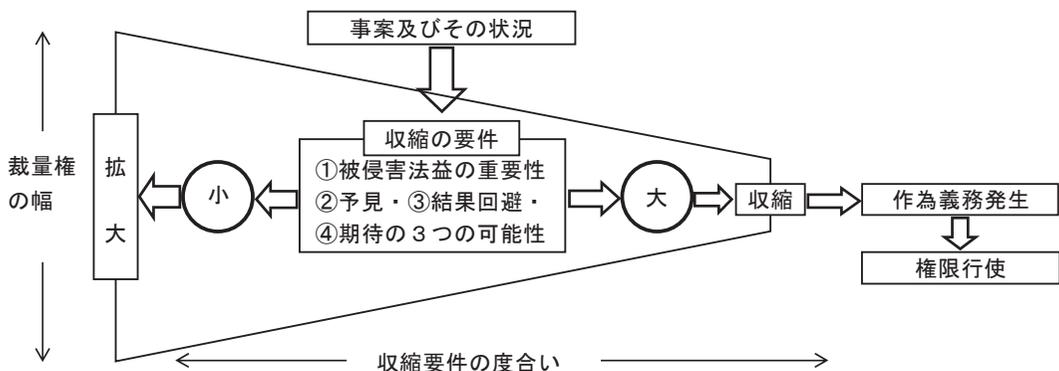
そして、公務員による規制権限の不行使によって国家賠償責任を負う場合について、最高裁は、「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の

適用上違法となるものと解するのが相当である」と判示する。これが「基準」といえるかどうかは置くとして、このアプローチは、最高裁で扱われた事案ではほぼ、共通化された考え方もいえよう。

これらは、いわゆる「裁量権消極的濫用論」<sup>12</sup>と呼ばれる審査方式であり、その本質的な性格は、権限発動における「社会観念審査」と「裏返し」的なものとして、考え方の基本を同一にしているものといえる。

この判断スキームに関しては、何が考慮事項なのか、判断基準を示さず、判然としないとして批判的な立場をとる見解も多く<sup>13</sup>、そのため、下級審を中心としてかねてから展開される実績をもつ「裁量権収縮論」<sup>14</sup>はそのアンチテーゼ的な意味合いもあって、裁量審査への適用拡充可能性に一定の支持がなされているところである。

この理論は、効果裁量の範囲は固定しているわけではなく、状況に応じて変化し、ある種の状況下では裁量権の幅がゼロに収縮するとし、この裁量権のゼロ収縮の場合には効果裁量がなくなり作為義務が生じ、不作為は違法になると説明されるものである<sup>15</sup>。その判断枠組みとしては、【図表3】のように作為義務の発生要件、すなわち裁量収縮要件として、①被侵害法益の重要性、②予見可能性の存在、③結果回避可能性の存在、④期待可能性の存在が一般にあげられている<sup>16</sup>。



【図表3】裁量権収縮論と作為義務・権限行使の関係

被侵害法益はその事案によるその権限行使の対象が生命・身体のように重要なものであるほど、作為義務が認められ、財産的法益の場合はこれが低くなる。予見可能性は、行政庁がその事案による市民に対する被害や危険の発生を知っていたか、又は知りうる状況にあったか、すなわち、予測できたかどうかという要件であり、容易に予見できるというケー

スでは作為義務が肯定されるものである。結果回避可能性は、行政庁が規制権限を行使できたかという側面、例えば、財政的、技術的、社会的制約で行使が可能であったかどうか、また、権限を行使することにより結果の発生を防止しえる可能性があったという2つの側面から判断されるものである。期待可能性は、私人が自ら危険を回避することは困難で、それゆえ行政が介入すべきことが期待されている状況で作為義務が強くなるとされる<sup>17</sup>。

この論理は、これまでの最高裁判決で明確に用いて結論を導いたものではなく、これに対する根強い批判もある。

その代表的なものとしては、古くは、そもそも裁量権の逸脱濫用そのものものの観念が国民の生命健康に影響を及ぼす規制のあり方を議論するになじまないとする立場からの批判<sup>18</sup>であり、また、近時のオーソドックスなものとしては「裁量収縮論は、端的に言えば、諸因子を各根拠規範から離れて一般的に評価したうえで、どの根拠規範にも平準的に持ち込む危険がある」<sup>19</sup>とし、各個別法により異なるであろう複雑な行政機関の判断過程の合理性に対する審査に対し、システムチックな判断基準を万能なものとして適用するにはふさわしくないと考えるものであろう。

しかしながら、「消極的濫用論」や「社会観念審査」が基準を示さずに裁量審査をするのに対して、具体的な考慮要素（【図表3】では「収縮の要件」）の高まりと裁量権の逸脱濫用とが関連づけて把握されることになる「裁量権収縮論」は、行政実務において裁量権行使の意義を理解するのに適した性格を持つと思われる<sup>20</sup>。消極的濫用論においても、結果的には、効果裁量はゼロになっているという認識をとることになり<sup>21</sup>、判例でも不法行為一般に求められる予見可能性や結果回避可能性は多かれ少なかれ、明示的か暗黙的かはあるにしろ、考慮することになるのであるから、裁量統制の手法として、要件を一般化・平準化してしまうという批判はあるにしても、行政実務において考慮すべき考え方として、認識しておいてよい事柄と思われる。

そもそも、裁量収縮論への批判は、行政機関の事後的な説明に対する裁判の審査のあり方に対して向けられたものであって、事後的な審査方式としては適切さを欠き、重要な判断が漏れる危険性があるということにあると思われる。つまり、行政が念頭に置くべき基準としてふさわしくないとということまで射程に入れた批判ではないと思われる。

本稿においては、行政実務において、行政裁量の考え方をどう認識し、これをどう取り扱うべきかという観点から検討を進めることになるが、これらのことは、義務付け訴訟における裁量審査の状況を踏まえて、後ほど改めて議論を深めることとしたい。

### 3 義務付け訴訟と裁量審査の接合の状況

義務付け訴訟判決がこれまで一定程度積み重ねられてきているが、次では、それらにおいてどのように裁量審査が行われてきているのか、考察することとしたい。

#### (1) 義務付け訴訟の2局面とその裁量審査

行政現場では、主として【図表2】でみたように、「申請を拒否した場合の違法性を問われる場合」(B)型と、「(前例等の関係から)権限行使に躊躇し不行使状態にある場合の違法性を問われる場合」(E)型に常に直面する。これらの紛争局面から引き続く、義務付け訴訟について、本稿では、それぞれB)型訴訟、E)型訴訟と呼ぶこととする。

これらの訴訟における裁量審査の状況をみるうえで、主として裁量権に関連して重要な審査事項となる側面をもつ事項として、B)型訴訟のうち、訴訟要件であり、かつ、勝訴要件となる「拒否処分等が取り消されるべきこと」を①、E)型訴訟の訴訟要件として「一定の処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」(以下本項で「重大損害のおそれ」と略称)<sup>22</sup>を②、双方の訴訟の勝訴要件として「行政庁がその処分をしないことが裁量権の逸脱濫用になると認められるとき」を③として、義務付け訴訟の裁判例のうち裁量審査の面において特徴的な事例において、これらがどのように扱われているかを見ることとしたい。

ピックアップした裁判例は【図表4】の「事例①」～「事例⑧」である。裁量審査の状況を描写することから下級審でも裁量審査との関係が顕著なものを選択している。

【図表4】本分析で引用した裁判例とその概要

#### 【B)型訴訟】

[事例①] カニユール装着児童保育所入園承諾事件(東京地判・平18.10.25判時1956号62頁)

- ・保育所に通う障害のない児童と身体的・精神的常態及び発達の点で同視することができ、これを保育を承諾しない「やむをえない事由」に該当するとした処分は考慮すべき事項を適切に考慮しなかった等と判示し、入園を義務付ける判決をした。

[事例②] 水路使用不許可取消等事件(新潟地判・平20.11.14判例自治317号49頁)

- ・豚舎への通路敷として市管理水路の不許可処分は、臭気等を理由とするもので、重視すべきでない事項を重視したもので違法とし、許可を義務付ける判決をした。

[事例③] タクシー初乗り運賃値下げ却下事件第1次訴訟(大阪地判・平19.3.14判タ1252号189頁)

- ・他に追従値下げの状況なし、他の申請事業者への推移監視の運用の事実、申請運賃が原価を償わないものと即断できる数値でないこと等を認定し、これらを考慮せずに「不当競争を引き起こすおそれがないもの」との基準に適合しないとして却下処分したことは逸脱濫用になるとして取消しのみ終局判決をし、義務付けについては、判断する熟度がないとして、判決を見送った。

[事例④] タクシー初乗り運賃値下げ却下事件第2次訴訟〈1審〉(大阪地判・平21.9.25判時2071号20頁)

- ・[事例③]の後、なされた再却下処分は、法人タクシーでは認可されない運賃であること、初乗り運賃が従来の最低限ラインを割り込む等の重視すべきでないことを重視したもので、取消し、許可を義務付ける判決をした。

※2審(大阪高判・平22.9.9判時2108号21頁)では判断過程の枠組みを維持しつつ、考慮事項への認定判断を大きく変更し、再却下処分を適法と判断した(義務付け訴訟と裁量審査の関係は③・④で顕著のため省略)。

## (E) 型訴訟

[事例⑤] 住民票不記載処分等取消等事件〈1審〉(東京地判・平19.5.31判時1981号9頁)

(非申請型義務づけ訴訟として位置づけ)

- ・住民票不作成は選挙人名簿未登録等回避できない重大な損害を生じさせ、出生届提出行為により住民票記載事項を確認できる状況にあることから、それらの事情を基礎とした裁量判断を何らせず出生届が受理されていないことを根拠として住民票を作成しないのは裁量権の逸脱・濫用になるという判断枠組みをもってストレートに住民票記載の義務付け判決を導いた。

※その後の控訴審では、職権の住民票作成は出生届受理を前提であり裁量を認めず取消請求を棄却、選挙人名簿未登録の不利益が現実化していないこと、他住民と同様のサービスが行われていることなどから「重大損害のおそれ」を認めず、義務付け訴訟を却下。最高裁は本件申出に対する応答は事実上の応答であり処分でないとして取消訴訟を却下、義務付けは審理対象外とした。

[事例⑥] 産廃処分場措置命令義務付け事件〈2審〉(本稿冒頭1参照)

- ・処分場の一地点から基準を大幅に上回る鉛等が検出され、井戸水を生活水・飲料水として利用する住民の生命、健康に損害を生じるおそれがあるとして、義務づけの訴訟要件の「重大損害のおそれ」があり、これが廃棄物処理法の措置命令(法19条の5第1項第1号)の要件に該当し、これに加えて「操業停止後6年間経過し、この状況が進行していると推認されること」から権限行使をせず措置命令をしないことは裁量権の逸脱濫用であり違法として、措置命令を義務付ける判決をした。
- ・最高裁での上告棄却(平成24年7月3日付け)で住民側勝訴が確定

[事例⑦] 建築物是正命令義務付け事件(大阪地判・平21.9.17判例地方自治330号58頁)

…同趣旨(東京地判H19.9.7・東京高判H20.7.9)

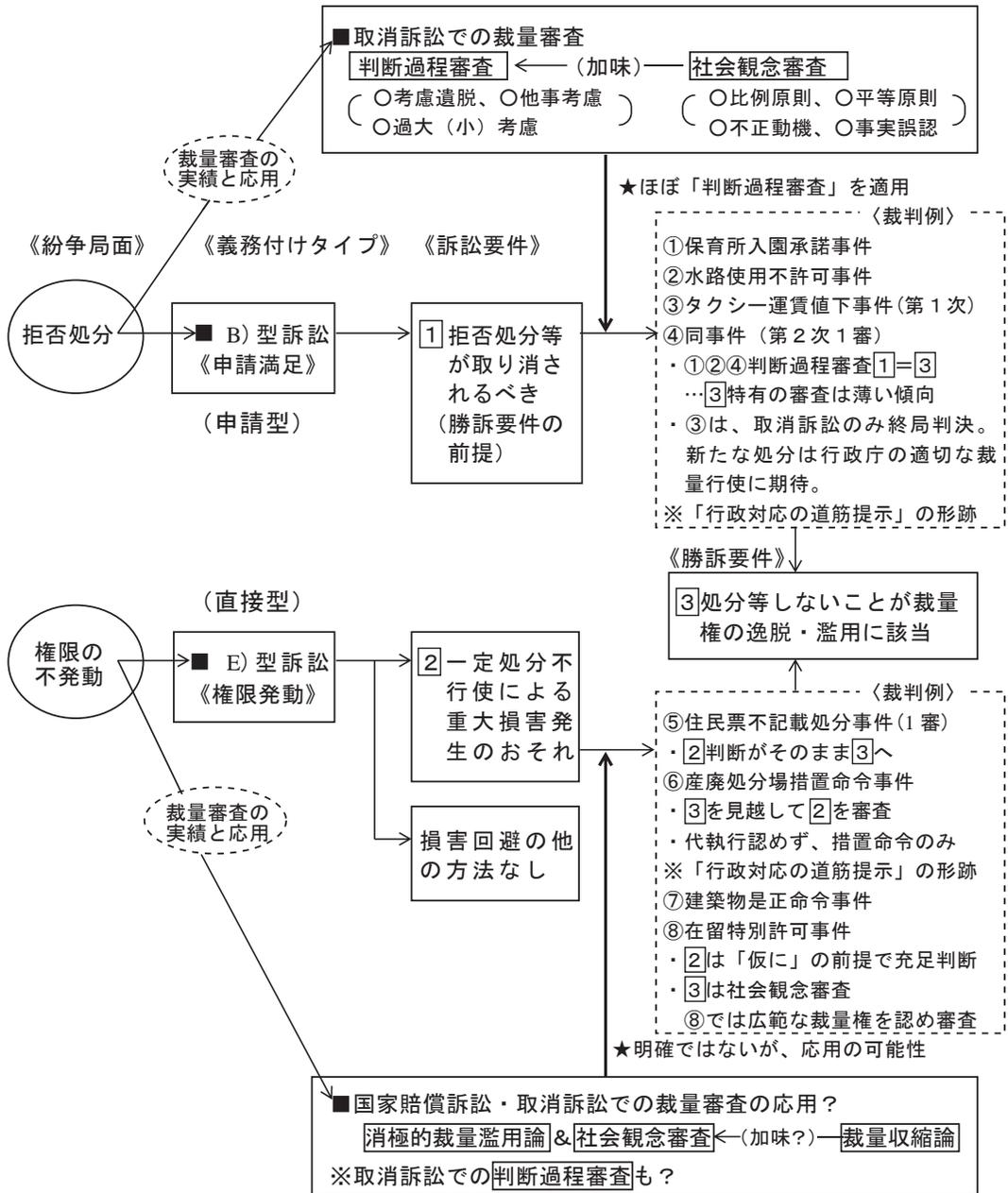
- ・隣接の建物・土地が建築基準法違反である場合には「重大な損害のおそれ」があり、訴えは適法であるが、本件建物・土地は、法違反でないため義務付けの請求は理由なしとした。
- ・東京地判では、原告主張のなかで、「都知事が是正命令を発動すべきか否かの裁量権は収縮し、まさに発令する義務が生じている」と裁量収縮論の考え方を明示した部分がある。

[事例⑧] 在留特別許可義務付け事件(東京地判・平17.11.25最高裁HP)

- ・婚姻しており本国に送還された場合は5年間本邦に上陸できないことになり「重大な損害」が認められ、訴えは適法であるが、裁量の広範な処分につき、判断に全くの事実を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかとはいえず、裁量権の逸脱濫用はないとした。

(2)義務付け訴訟の要件と裁量審査の関係

さて、これらの義務付け訴訟の裁判例において、①～③がどう扱われているかを中心に判断枠組みの状況を模式化すると【図表5】のように描写することができる。



【図表5】義務付け訴訟の訴訟要件・勝訴要件判断への裁量審査方式の接合の状況

(ア) B) 型訴訟での取扱い

B) 型訴訟の訴訟要件かつ勝訴要件の前提である①の拒否処分等の取消しと本案の勝訴要件である③の義務付けにおける裁量審査は(法の構造にも起因するが)相当程度重複(③独自の審査は薄い)し、判断過程審査により行われる傾向にある。

そして、①の審理により拒否処分等が裁量権の逸脱濫用であると認定された場合は、そのままの判断が義務付け訴訟本案でも当該処分をしないことが権限の逸脱濫用に当たるとして原告勝訴となっている。

[事例①]では、今後の成長などを見込むなどしつつその障害の程度・内容に照らし、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状態及び発育の点で同視することができるにもかかわらず行った入園拒否処分は「考慮すべき事項を適切に考慮しなかった」点において裁量権を逸脱濫用したものとして違法であるとしたうえで、児童側が希望したA～E保育園のうちいずれかの保育園への入園を承諾しないことは同じく裁量権の逸脱濫用になるとして入園を承諾すべき旨がストレートに義務付けられている。

[事例②]では、臭気を考慮に入れた不許可処分は権限の逸脱濫用として、取り消されたものが、そのままの形で、義務付けに結びつけられており、義務付けの判断に独自の裁量審査は行われていない。

一方、[事例③]では、取消しのみ終局判決し、義務付けはそのための主張・立証が不十分で、迅速な救済のためにも行政庁の判断に委ねることが妥当とされた。これまでの裁判例においては、①と③における裁量権の逸脱濫用についての審査で異なる判断が明示的になされた代表的な例といえる。

ここでは、「他業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」(道路運送法9条の3第2項3号)という基準に適合するか否かを判断するには、適正原価かどうかの観点のほか、事業者の市場での位置づけ、運賃設定の意図等を総合的に勘案して判断すべきであって、申請運賃が適正原価でなく、また、不当値下げを引き起こす具体的なおそれがあると直ちに判断することができず、諸般の事情を総合勘案し社会通念に従って判断すべきであるのに、それらを斟酌せずに、平年度における収支率が査定運賃額を下回ることなどのみで判断したのは裁量権の逸脱濫用に該当して拒否処分は取り消されるべきとした。一方、義務づけ訴訟の判断については、必要な事実関係の十分な主張・立証がない状況で判断するに熟しておらず、行政庁に対して、拒否処分の取消判決に趣旨に従って、当該基準に適合するか否かについて審理・判断すべきとしたものである。すなわち、拒否処分をし

たことは基準適合性に対する社会通念上の判断として十分な審理が行われていないとして裁量権の逸脱濫用を認める一方で、認容処分義務付けをするうえでは、基準適合性をさらに総合的に判断してしかるべき処分することを行政庁に委ねることが合理的と判断して、両者を分離したものである。

裁判所が両者に対する判断を異ならせたのは、①このまま審理を継続する場合、判断の専門性、技術性等や立証の困難性等から迅速・適切な救済が得られないおそれがあること、②現時点で義務づけ請求を棄却することが紛争の迅速かつ適切な解決に資するともいえないこと、③専門的・技術的な知識・経験に有し、判断の基礎となる事情に精通している行政庁において取消判決の趣旨に従って判断することがより迅速な争訟の解決に資すると認められるという考え方があった。今後の行政対応の道筋を示した形となっているものともいえるし、また、再度却下処分がなされた場合に当該処分の取消訴訟を併合提起により審理進行する旨も示唆するなど、訴訟対応の道筋も併せて示している。

以上のように、今後の行政対応の道筋を提示し、円滑な解決を期待する訴訟の性格が垣間みえる（義務付け訴訟の制度設計の趣旨を忠実に体现したものという見方もできよう）。

#### (イ) E) 型訴訟での取扱い

E) 型訴訟の訴訟要件である②の「重大損害のおそれ」は、裁判例では、「本案の審理を見越した形」で認定するものと、「本案の事情があると仮定した場合」で認定するものがあり、[事例⑤] [事例⑥] は前者、[事例⑦] [事例⑧] は後者に近い扱いをしている。

そして、「重大損害のおそれ」が本案の裁量審査に影響を与える傾向にあり、[事例⑤] では、まさに当該「重大損害のおそれ」の有無が訴訟全体を通じ中心的な争点となった。

すなわち、「出生した子が住民票の記載がなされないことの累積は市民生活上看過できない負担ということが出来るほか、将来的には選挙人名簿への未登録という回避できない重大な問題になるとし、そうであれば、出生届が受理されていなくとも住民票記載事項が確認できる状況にあれば住民票を作成すべき」としたうえで、「区長がこれらの事情を基礎とした裁量判断を何らせず、形式的に出生届が受理されていないことを根拠として本件処分をしたのは、その裁量権の逸脱濫用」に当たるとしており、「重大損害のおそれ」の大きさを重視してその認識の欠如が裁量権の逸脱濫用を形作り、義務付け判決に結びついているものである。この裁量審査は、「消極的濫用論」に類するものといえよう。

また、[事例⑥] では、控訴審の鑑定嘱託結果において、採取された地下水から基準を大幅に上回る鉛等が検出され、原告住民の居住地で井戸水が飲料水・生活水として利用さ

れていることから住民の生命、健康に損害を生じるおそれがあるとして「重大損害のおそれ」が認定され、それを廃棄物処理法の措置命令要件に読み込むこむことで結論を導き、「事例⑤」同様に、③独自の目立った裁量審査は行わなかった。

③での裁量審査は、社会観念審査又は消極的濫用論による傾向があり、裁量収縮論は、あえていえば、「事例⑦」のうちの一部の判決の原告側主張にみられる程度<sup>23</sup>であった。しかしながら、これも消極的濫用論と裁量収縮論の結果的な類似性にも起因するのかもしれないが、「事例⑤」「事例⑥」双方も、「重大損害のおそれ」が裁量を収縮させて不行使を裁量権の逸脱濫用と判断したと推認できる余地もあり得よう。特に、裁量収縮論の要件のうち、「被侵害法益の重要性」と「重大損害のおそれ」は相通ずる判断要素ともいい得るものであって、裁量行使に影響を与えるものといえるのではないかと思われる。

そして、「事例⑥」では、対象業者の状況を踏まえて、代執行への移行をも視野に入れつつ、まずは、その前提たる措置命令の義務付けにより損害の回避可能性に言及するという形で、行政の対応を促す道筋（善後策の提示）を示す側面もみてとれる。現に、義務付け判決後、措置命令、代執行の移行の中で、その執行のあり方について関係住民との検討組織を設けて対応するなど判決を契機とした一定の「対話」が行われていることが報告されている<sup>24</sup>。

### (3)義務付け訴訟に関する自治体現場の認識

次に、自治体の行政現場の認識を把握するための参考として、主として、「事例⑥」に関する認識について、措置命令や代執行、義務付け訴訟等を実務として関わったことのある各県廃棄物担当課の当該業務に習熟した職員に対してややアドホックではあるが個別にヒアリング等を実施した。そうすると、次のような意見が得られた。

#### (義務付け訴訟に対する一般的な認識)

- ・ そもそも「現場で自信がなく躊躇していた処分を裁判所が義務づけるという感覚」であって、義務付け訴訟は行政に無理強いするようなものでなく、自治体現場を後押しするとさえいえるのでは。
- ・ 個別具体的に生活環境保全上の支障・おそれを判断せず、浸透水基準を超える鉛が検出され、住民らが井戸水利用していることのみをもって判断しており、措置命令に係る裁量をほとんど認めておらず、自治体の廃棄物行政に影響をあたえる判決であることは間違いない<sup>25</sup>。

#### (一定の処分に対する認識)

- ・ 判決の「一定の処分」（「措置命令を講ずべきことを命ぜよ」のみ）の抽象性・具体

性に対する評価については、義務付ける以上、具体的な内容まで義務付けるべきとの意見と、後は判決の枠内で行政が異議者（住民）と協議しながら行うことが行政本来の役割そのものではないかとする意見に分かれた。

（行政職員としての対応）

- ・ 規制権限を行使する現場では技術系職員が多く、権限発動の際の要件をどう明確に認識していくかが課題となっている。義務付け訴訟に直面するとこれまで以上に判断のよりどころとなる一定の基準、例えば、裁量収縮論のような要件の認識が実務ベースで参考になると考えている。

自治体において、当該業務に習熟した職員の間であっても、相当程度、認識・評価が異なっている状況にある、あるいは、職員それぞれでも共感する部分、違和感のある部分が分かれる状況にあると思われる。

#### （4）義務付け訴訟と裁量審査等に関する小括

まず、裁量審査に関する全体の傾向として、取消訴訟の判断過程審査の方式が、B)型訴訟でもほぼ変わらず採用されているといえる。B)型、E)型、双方において、訴訟要件段階での審査が本案の審査に大きな影響を与えているものがある。

また、権限発動の義務付けを求めるE)型訴訟については、裁量権消極的濫用論又は社会観念審査の範疇に属する審査方式によることがみてとれるが、それぞれの訴訟で具体的な事情が異なり、考慮事項の抽出・選択の考え方の把握・定式化は、これまでの裁判例からは困難と思われた。

しかしながら、「重大損害のおそれ」については、その認定とその後の裁量審査が連動する例が多く、これについては、裁量収縮論の判断要素である「被侵害法益の重要性」に通じる部分があり、その意味で、権限発動を求める義務付け訴訟の審査局面には裁量収縮論の一部の要素が親和性があると思われた。

次に、義務付け訴訟における司法の行政へのスタンスとしては、法の設計にも起因するが、[事例③]の取消判決後の行政対応や司法審査の考え方の提示、[事例⑥]の代執行まで至る方向性を提示し、結果として住民と行政の協議を成立させたことなど、全般的に今後の「対応・道筋」を提示していこうとする指向（行政過程に関心を寄せる傾向）にあると理解できる。

このように理解すると、裁量審査、さらには行政裁量権行使に対する行政サイドからの今後の考え方・方向性としては次のようなことが考え得る。

まず、義務付け訴訟は、従来なかった司法判断による「新たな行政対応」（予算措置、

住民協議等)を生じさせる場合があるが、ゼロからの発生ではなく、本来検討されるべきことの熟度が訴訟の中で判断され引き出されたに過ぎないのではないかということである。裁量審査の面での大きな局面の変化は見受けられなかったことと併せて考えると、むしろ、この導入により、司法が将来指向・問題解決的側面への関心、ひいては、その影響領域を拡大しつつあるという見方をとるべきではなかろうか。

義務付け訴訟について、裁判所の関与を最大限求めることによって少しでも事案解決のために前進することを求める訴えであるとし、裁判所の審理の結果を元にした判断を前提に行政に差し戻して、判決後の行政過程に対する方向付けを行う機能、すなわち、「嚮導（協働）」機能を持つものと評価する見解<sup>26</sup>もあるが、先の見方とその方向性はそれほど異なるものではないと思われる。

したがって、一足飛びに異次元の訴訟が創設されたという危惧を抱くよりも、行政サイドからは、新しい指向を司法が取り入れてきていることに着目し、これを契機として、改めて「平素」から真摯に法運用に取り組む姿勢を強化することが求められていると考えることが重要であろう。

そのためには、司法の行政への接近の裏腹になるが、「平素」の業務運営においても裁量審査の考え方を合理的な範囲で取り入れていくことで、より適切な裁量権行使のあり方を探求していくような取組みが必要であって、裁判所が示すような「新たな行政対応」への予防的な措置にもなりえと考えられないだろうか。

その意味で、裁量審査が定式化される度合いが高い行政処分等はもちろん、判断要素の抽出等の定式化が困難であった権限不発動局面であっても、自治体の業務運営の指針としては、安全サイド（予防的観点）からして、比較的理解しやすい「裁量権収縮論」の考え方も加味して、平素から考慮要素を抽出・選択して熟慮していく必要があるのではないかと思われる。

様々な状況の中で一定の権限を発動するかしないかを常に判断することが迫られる行政現場では、多くの場面でどのような考慮軸により判断していくかを関係者が共有していくことが求められる。権限の不発動の状態が続いてしまうのは、これまでの前例や法的判断に自信を持っていない状況が影響を与えているのであるが、その判断のよりどころ、考慮要件のインディケータを一定のところに置くことで、ややもすると手探りにより裁量行使の結論を得ようとする状況からの脱却にもつながるのではなかろうか。

もちろん、最終的な裁量審査においては、関係行政法令による行政権限の根拠規範ごとにその目的・趣旨を解釈して考慮要素を審査していくことは基本であり、行政実務でもそ

の認識が必須であろうが、この裁量収縮要素（考慮事項）が万能であると考えるのではなく、考え方の道筋役・サポート役として副次的に活用していく意義、すなわち、行政実務での一定の共通的な基準・ルールとして関係者が最大公約数的に共有し、結果回避可能性等を判断要素として平素から熟慮していくことで、適切な裁量権行使に結びつけ、裁量行使の一定の前進が見られるのではないかと思う。

このようなことを踏まえて小括すると、義務付け訴訟を含めた裁量統制のあり方はなお発展の過程にあると思われる中で、自治体現場としては、これらの動向を注視しながら、まずは、これまでの裁量審査の考え方を的確にとらえて、その行使のあり方について「基本を押さえた対応」で臨むことが求められるのではないか。つまり、冒頭の自治体現場の「行政裁量感」でいえば、義務付け訴訟の創設よりも、むしろ実務への広範な影響を考えると第一から第二の判例への流れのインパクトの方が大きかったのではないかとさえ（あるいはこの部分の行政内部化がまずは先決ではないか）思えるものであって、その点を踏まえて、裁量論の基本を強く認識して行政運営に一定の形で活かしていくことが不可欠であろうと思う。

#### 4 裁量論（再）認識とそのとらえ方 ～行政実務における一例

##### (1)裁量審査の論理展開の分解と定式化～実務上の判定モデルの試み

以上のような観点から、自治体現場では、裁量権の基本的な考えを共有化し、その行使の充実を図る取組みを進めていくことが先決と思われる。そこで、ここではその取組みの一例として行政現場に大きなインパクトを与える一方で、裁量審査を成熟させる意義が評価される<sup>27</sup> ことの多い公立学校施設目的外使用不許可事件判決を改めて例にとり、その論理展開を分解して、行政実務への応用可能性を探っていく。

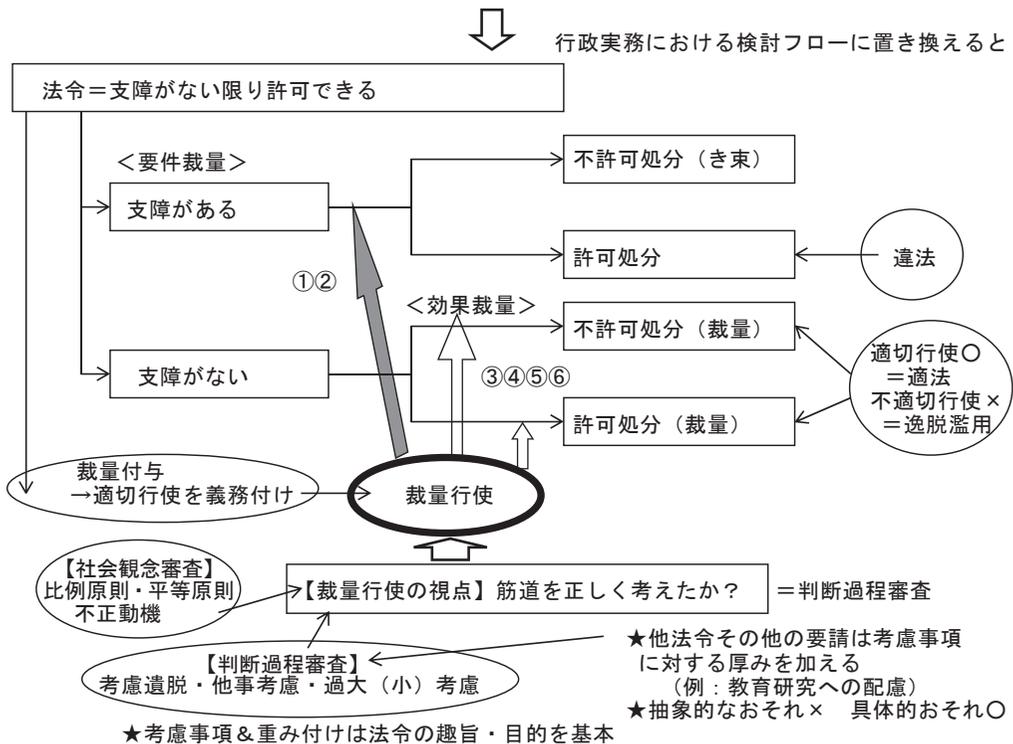
##### < 事案 >

広島県教職員組合が、毎年開催している県教育研究集会の会場として、呉市立中学校の学校施設の使用許可を申し出たところ、同教育委員会は、「左翼団体による妨害活動のおそれ等をあげ、中学校・周辺の学校・地域に混乱を招き、児童生徒に教育上の悪影響を与え、学校教育に支障をきたすことが予想される」として、不許可とした。組合は、他の公共施設を会場として開催したが、不当に学校施設の使用を拒否されたとして、呉市に対して、国家賠償法に基づく損害賠償を求めた。最高裁は判断過程審査の方式を用いて同委員会の権限の逸脱濫用を認定した。

本判決は、判断過程審査方式を明示したうえで、その考慮事項として「使用日時、場所、目的・態様」、「使用者範囲」、「使用の必要性の程度」、「許可にあたっての支障・許可した場合の弊害・影響の内容・程度」、「代替施設確保の困難性等の申請者側の不都合等の程度」をあげたうえで【図表6】のような判断過程における適切な考慮事項とその方向性を打ち出し、実際の行政庁の考慮を評価した（判決では、「要件裁量」と「効果裁量」を区別せずに総合的に評価して、裁量権の逸脱濫用を認定）。

【図表6】裁量審査における考慮事項の抽出と考慮の方向性・行政庁の考慮の評価

裁量区分	考慮事項	考慮の方向性	行政庁の考慮の評価
支障の有無の判断(要件裁量)	①騒じょう混乱のおそれ	具体的な妨害の動きなし、休日により生徒への影響は間接的	過大に考慮
	②政治性による教育への支障	刊行物に文科省批判的な内容があるが、集会での中心的課題ではなく、経緯からも悪影響の評価は不合理	過大に考慮
支障がない場合の許可判断(効果裁量)	③自主的研修の推奨	教育公務員特例法による推奨	考慮なし
	④これまでの慣行(継続許可の実態)	使用目的が相当と認定されてきたことの証左	過小に考慮
	⑤使用の利便性	学校施設の利用の必要性は明らか	過小に考慮
	⑥不許可の経緯	教育委員会と組合との緊張関係・対立の激化を背景	不適正な動機の疑い



【図表7】裁量審査方式を念頭にいた行政実務上の裁量行使を考える判定モデル

すなわち、目的外使用許可を肯定する要件の過小評価と、否定する要素の過大評価の両方を認定し、目的外使用不許可処分の違法を導いているわけであるが、一方に傾くことを避けて精妙にバランスをとりながら衡量を行った点に特徴がある<sup>28</sup>とされる。

これらのアプローチは、例えば、行政実務で常にテストされる「メリット・デメリット分析」と類似するものであって、行政処分実務でもこのような基本的なフレームを組み立てることで、総合的なバランスのとれた判断を可能にすることに結びつくものと思われる。

司法審査の中心的課題は「考慮要素の抽出とその評価」になるが、以上のようなフレームの組み立てをもとに、それらが生じる判断過程と結論に至るまでの作業を行政実務に置き換えると【図表7】のようなアプローチに表現でき、事後的審査だけでなく、行政実務の運用判断（裁量権行使）を考える基本的な判定モデルにもなるのではないだろうか。

## (2)行政裁量の（再）認識～裁量の本質をどうとらえるか？

次に、この本判決が導く論理展開からすると、裁量権の性格は、次のように（再）認識しなければならないと思われる。

すなわち、「行政が裁量権を持つ（認められる）」とは、「判断の適否を自由にできうる」「判断は行政庁側に留保される」ではなくて、「判断を適切に行う権限が与えられる（ということのみ）」に過ぎないということである。

例えば、「支障がない限り許可することができる」という権限を裁量行為として付与されている場合、支障がない場合でも「許可する」「許可しない」のどちらも採り得るが、その判断の筋道を立てて正しくこれを考えたか（適切にこれを行使したか）が問われ、その、判断過程に誤りがあれば、どちらの結論でも違法ということになる。

すなわち、「裁量権を行使する」は「適切に判断しその行使に結びつける」ことと同義であり、「適切に行使していない」＝「当該行使は違法」となること、そしてその「適切に行使したかどうか」を審査するのが、「判断過程審査」といい得るのであり、それを行政現場で行政運営上に活用できないか（判断事項の選定やその重み付けをどうとらえ<sup>29</sup>、これを向上させるか）というのが本稿の試論に結びつく。

## 5 試論～裁量審査の考え方の行政活動への内部化の検討

「裁量統制は、行政機関と裁判所、さらには原告私人が法規範を具体化する論証過程を協働して追試的に検証する手続きと考えられる」との指摘<sup>30</sup>がある。裁量論を発展させる意義深い指摘と思われるし、義務付け訴訟が将来指向で行政対応の道筋に関心を寄せる

ものとみることと無関係ではないと思われる。

こうした考えにある根本の部分については、司法審査のみならず、平素の行政運営での取組みに生かすべきではないかというのが、これまで部分的に述べてきたように、本稿の中心的な問題意識を構成する。

改正行政事件訴訟法検証検討会報告書では、「これまで学説等で認められた裁量審査の方法（例えば、事実誤認、比例原則違反、他事考慮等）を行政事件訴訟法 30 条に例示的に列挙することで国民にわかりやすくなり、かつ、裁判所による裁量審査がより密度の高いものになり、その改善を図ることができるというメリットがあるのではないか」との指摘の一方で、「このように単純にあり得る審査方法を列挙するのみでは、どのような処分においてどのような判断手法を使用するかも明確になることはないため、……条文化の必要性に乏しい」との意見があり、結局、裁量統制に関する判例法理も進化の過程であるとのことから今後の検討課題とされた<sup>31</sup>。

一方、自治体行政としては、既に自治基本条例の制定などにより行政運営の基本を住民に提示する取組みがなされているが、そこでは行政運営のなかでも重要な領域を占める行政処分等の権限行使に関してはほとんど関心が寄せられていない<sup>32</sup>。行政処分等はややもすると結果のみが残される傾向にあり、何をもって判断したのか、何に重きをおいて行ったのか、といったプロセスを研鑽し、その技術を継承していく取組みが不十分ではないかと思われる。

そこで、自治体行政の基本的な考え方を提示する自治基本条例（特に行政基本条例）の中にこれらのプロセスを根拠づけることにより、自治体行政の行政技術として蓄積させ、また、住民への説明責任のループを形成し、一定の緊張感を保ちつつも「行政と住民の協働」の一側面を築き、相互理解の醸成につなげていくと考えるのはどうだろうか。

例えば、行政手続法・条例に基づく審査基準や処分基準は、事前ルールとして一般的・抽象的なものであるが、これを一歩進めて、これらの基準に従い具体的な内容に対して、何を考慮事項として抽出し、重きを置いたのかに常に配慮し、組織として共有化すること、そして、資料として整理し、行政内部で蓄積させるような取組みを自治体の行政運営のスタンダードとして位置づけるのである。

特に、裁量統制の現時点における到達点ともいえる判断過程審査は、第三者が裁量権の行使を外部に対して現れる考慮要素をみて審査するものあって、そもそも外部への説明責任に対応した審査といえるものである。その観点からいうと、判断過程審査的な要素を説

明責任が問われる行政実務自体に取り入れること（例えば、【図表6】から【図表7】への作業を進めること）は、親和性の高い取組みといえよう。

条例の規定の一例を【図表8】のとおり掲げるが、2項には、行政処分等をするに当たっての判断過程審査を念頭においた手続を、3項には、権限を行使していないケースで、一定の場面ではそれが不行使の状態になることを行政内部で十分考慮し、今後に備えるような仕組みを規定している。後者については消極的収縮論、社会観念審査では、考慮すべき基準が提示できないので、あえて裁量収縮論を念頭においた規定ぶりとなっている。これらはさらに検討を進めることが必要である。

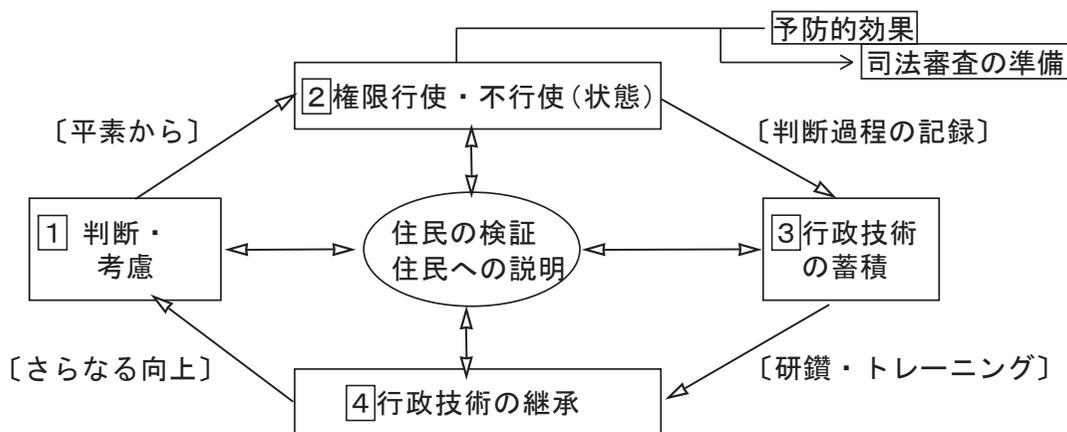
【図表8】自治基本条例（特に行政基本条例）における行政裁量の適切な行使に関する規定の一例

（行政権限の適切な行使等）

- 第〇条 市は、行政運営に当たっては、付与されている行政権限を適切に行使することが求められていることを十分に認識してこれに取り組まなければならない。
- 2 行政処分等に当たっては、法令の趣旨・目的、審査基準・処分基準等を基本に、具体的な事案の内容・背景等を総合的に踏まえて、その判断において考慮されるべき利益又は要素の選択を行い、合理性をもってこれを判断し、対処するものとする。
  - 3 住民の要請が一定程度あると認められる権限の行使について、当該権限を行使する事態にないと判断している場合にあっては、住民の危惧する状況の有無とその内容、当該状況の今後の見込み、状況の変化による権限の行使の可能性等について十分に認識し、また、適宜、考慮しておくものとする。
  - 4 前2項の行政手続に係る関係資料については、見やすく、かつ、一覧性が確保できるよう作成しておくとともに、情報公開条例の定めるところに従って、求めに応じ公開していくものとする。
  - 5 前3項により市に蓄積される知見、見解等についてはさらなる行政運営の向上に活用していくものとする。

そして、これらに基づく行政手続は、可能な範囲で、一般に公開し、市民側と行政側の接点として活用する。もちろん、同種の行政分野については他の自治体との比較・向上に役立てる。それをツールとして行政裁量に関する肌感覚を自治体職員と住民が「協働」し、磨いていくことにつながり、司法審査の前でも一定の説明力をもって、機能することにもなるのではないかと期待するものである（4項、5項関係）。

これらの仕組みやそのねらい・仕組みは、【図表9】のように表現できる。



【図表9】行政基本条例による権限行使の行政技術の蓄積・承継の流れ

現在、自治基本条例（行政基本条例）の制定の流れは一段落（沈静化）している状況にある<sup>33</sup>が、このような行政権限行使の基本的な考え方を新たに入れ込むことも基本条例の意義をより深めることになるものと思われる。

この取組みには、行政現場からすると「手の内を明かしてしまう」といった説明責任を誤解した意見、あるいは、「個々具体的な事案に対して共通的に取り組む姿勢を見せることの意義がどれほどか」といった実務ベースから批判、「そもそも、裁量審査が行政の行為規範として果たして機能するのか。その規範を司法は評価するのか」といった司法と行政の根本に関わる疑問も想定されないわけではないが、これまで「ぽっかり」空いていた行政技術の側面であることには異論は少ないと思われる。それゆえ、これらに関する「平素」からの取組みが、自治体行政能力の向上と説明責任力の強化に結びつき、想定外の事態を予防することになるのは間違いないであろうし、少なくとも、行政の内部化に向けた何らかの取組みに着手する意義はあると思われる。例えば、条例化に抵抗がある場合は、まずは、行政技術の研鑽方法として、研修的トレーニングから始めることを検討すべきである。

(了)

※この論文は、日本公共政策学会 2014 年度第 18 回研究大会（高崎経済大学、平成 26 年 6 月 7 日～8 日）において、「司法と政策・行政—司法過程による政策法務の可能性」と題したテーマセッションにおける筆者の報告内容に加筆・修正したものをまとめたものである。

【注釈】

1 行政裁量に対する司法審査の範囲はどこまで及ぶかという観点から行政裁量は議論されてきているが、国民の権利・自由を制限する場合には明示的な規定がなくても、自由裁量ではないとする美濃部達吉説と当該制限をする法律であっても文理上行政を拘束していなければ裁量を認めるとする法実証主義の立場からの佐々木惣一説が戦前激しく対立していたものである。

代表的な両者の著書の引用としては、美濃部説としては「行政権により臣民の権利及び財産を侵す行為は、常に法律に依って羈束せられた法律執行の行為であって、自由裁量の行為ではないことの原則を言い表はすものである」（美濃部達吉『日本行政法』有斐閣、1936年、932頁）などである。佐々木説としては「行政機関ハ公益ニ適スル行政処分ヲ為スコトヲ要シ、……。法カ或点ニ付テ為シ又ハ為サルコトカ公益ニ適スト定ムル所ノモノヲ明ニス、（行政）自ラ何カ公益ニ適スルカヲ定ムルコトナシ」としたうえで、行政裁量のある処分の類型として、実定法が「行政処分ノ為サレ又ハ為サレサルコトニ付テ何等ノ規定ヲモ」有しておらず行政処分を指定していない場合や「公益ノ為メ必要ナリト認メタルトキ」「公益ノ為メ必要ナルトキ」といった規定をおいている場合としている（佐々木惣一『日本行政法論総論』有斐閣・1922年、592頁以降）。

2 阿部泰隆『行政法解学Ⅰ』（有斐閣・2008年）361頁

3 上尾市福祉会館使用不許可損害賠償請求訴訟上告審判決（最判・平8.3.15・判時1563号102頁）

4 田中二郎『新版行政法（上巻）』（弘文堂・1976年）310頁

5 「できるとなかなかよい制度だと理解できる」（塩野宏『行政法概念の諸相』（有斐閣・2011年）313頁）、「立法時に期待された成果があがりつつあるとの指摘が大勢を占め、特段、看過すべきでない問題があるとの指摘はなかった」（『改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書』（法務省・2012）4頁）と評されるなど、相当の定着がみられたように扱われている。

6 行政実務の課題については、関係する自治体職員や住民がそれぞれの立場で極力、その概念や全体像を十分に理解したうえで議論等を進めていくことが優先されるべきであり、その観点から図表等を多用して表現し、描写してわかりやすい形で提供することが重要だと実感している。本稿でもその趣旨を徹底したい。

7 吉田利弘『つかむつかえる行政法』（法律文化社・2011年）178頁において、「クラシカルに行政法をとらえる人にとってはそう感じたかもしれません」との趣旨で表現したもの

8 むしろ、戦後の司法改革のもとで定着した判例の傾向が行訴法30条に成文化されたものとする見解がある（田村悦一「自由裁量とその限界—行政裁量の司法統制—」（政策科学7巻3号39頁）。ここでは、「戦後の司法改革により裁判所は、行政の違法行為の是正という見地から、積極的に、裁量問題

の審理に取り組むようになった。……当初の判例では、「法規裁量である」との認定を行ったうえで、行政庁の判断を全面的に再審査することが多かったようであるが、個々の審査において、行政側の専門的、政策的な判断を認めない訳にはいかないのが、判例は次第に裁量領域を広げ、行政判断を尊重するようになった。ただ、「裁判権の外にある行為類型としての自由裁量」という概念を認めるのではなく、まず、裁量権の行使自体は司法判断に留保させる、という前提に立ちつつ、その裁量の限界を超えない限り行政判断を優位させるという「裁量限界審理の方式」が定着するようになり、行訴法 30 条は、このような学説判例の傾向を成文化したものであると評価できる」（文体は著者において修正）と論じている。

9 今村隆「行政裁量の意義とその判定」（自治研究 87 巻 11 号 31 頁）では、「(実体的判断代置方式は、行政庁の要件裁量を認めないのと同じであり、審査の方法としては相当でない)とする。また、阿部・前掲書(374 頁)では、「いわゆる羈束行為であれば問題はないが、裁量性のある要素については、一見司法審査をさらに進めるようにみえるが、裁判所が処分庁に成り代わるもので、行き過ぎであるし、実際にも、裁判所の直感で(丁寧な検討なしに、いわば予断で)、被処分者の行為が酷いと思いつく結果、行政庁の判断過程の不合理を見逃し、結果オーライ的な発想になるので、不適切である」と厳しく指摘する。

10 日光太郎杉事件判決(東京高判・昭 48.7.13 行集 24 巻 6-7 号 533 頁)で初めて明示的に展開された方式であり、冒頭の公立学校施設使用不許可事件判決で一定の確立をみたものとする見方が主流である。日光太郎杉事件では、日光奥地に通じる幹線道路の拡張に際して、由緒ある太郎杉(樹齢推定 500 年以上、高さ約 40 メートル)をはじめとする巨木群を伐採する計画を栃木県知事が策定し、建設大臣が認めた土地収用の事業認定を日光東照宮が取消訴訟を提起したものである。土地収用法 20 条 3 号の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」の要件が争われたが、東京高裁は、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、また本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し」、これらのことにより判断が左右された場合には、裁量権の濫用・踰越にあたるとして、違法となるとした。

そして、公立学校施設使用不許可事件判決は、後に詳細に述べるが判断過程審査の判断枠組みを確立した判例として、以後の最高裁の裁量審査に大きな影響を与えたものといえる。例えば、一般公共海岸区域専用不許可処分取消請求事件判決(最判・平 19.12.7・民集 61 巻 9 号 3290 頁)、小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件(最判・平 18.11.2・民集 60 巻 9 号 3249 頁)、指名競争入札損害賠償請求事件(最判・平 18.10.26・判時 1953 号 122 頁)等においても同様の判断枠組みにより

審査されている。

11 山本隆司・法学教室 359 号 113 頁では、「行政庁の判断の結論が著しく妥当性を欠くかを示すだけの判決では、裁判所が裁量を尊重しつつ裁量を統制したことを十分説明するものにはならないと見られる。そう考えると判断過程審査方式は比較的安定した裁量統制の方法と評することができ、その原則化は支持できるように思われる」としている。

12 国賠訴訟で裁量消極的濫用論による審査方式をとったものと評価できる最高裁判例として、「宅建業監督国家賠償訴訟」（最判・平成 11.24・民集 43 卷 10 号 1169 頁）、「クロロキン薬害訴訟」（最判・平成 7.6.23・民集 49 卷 6 号 1600 頁）が代表的であり、「じん肺国家賠償訴訟」（最判・平成 16.4.27・民集 58 卷 4 号 1032 頁）「関西水俣病国家賠償訴訟」（最判決・平成 16.10.15・民集 58 卷 7 号 1802 頁）などにおいても類似した判断枠組みが採用されている。

特にクロロキン薬害訴訟事件がリーディングケースの判例となっており、これは、リュウマチやてんかんの治療に使用されていたクロロキンが 1950 年代に外国の論文によりその副作用により網膜の障害を引き起こすことが報告され、網膜症にかかった患者が製薬会社のほかに国の薬事法上の権限の適切な行使がなされなかったとして国家賠償法による損害賠償請求を行った事例である。

最高裁では、医薬品の副作用によって被害が発生したとしても、被害発生を防止する権限の不作为が、直ちに国家賠償法上、違法となるものでなく、副作用を含めた当該医薬品に関するその時点における医学的・薬学的知見のもとにおいて、薬事法の目的、厚生大臣に付与された権限の性質等に照らして、「その権限の不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに違法となる」としたうえで原告らが被害を受けた時点における知見の下ではクロロキン製剤の有用性を否定するまでには至らなかったとして権限不行使を適法と判断している。

この一連の判断枠組みを使って最初に国賠請求を認めたのは、じん肺国家賠償訴訟であるが、ことさら裁量の問題を取り上げて判示するというよりも、じん肺の深刻な被害状況、その原因、執るべき対策等が明確になり、法的にも技術的にも対策をとることが可能となっている状態であることを認定し、その時点で保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、著しく合理性を欠くとして違法性を判示している。

13 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』（有斐閣・2009）506 頁では、「消極的権限濫用論と称されるが、実は基準なき事例解決にほかならない。これに対し、裁量のゼロ収縮論に対しては、説明の違いという評価がなされることがあるが、そうではなく、国家賠償責任の要件を裁判官の裁量に全面的に委ねることなく、ある程度の考え方を指示しようとするものである」とする。

14 裁量権収縮論は、ドイツにおいて警察権の違法な不発動を理由とする国家賠償請求訴訟に関連して承

認められ、戦後は規制権限発動請求権を導出されるための理論として再構成されたものとされている。

裁量権収縮論の判断枠組みに明示的に依拠して判断した裁判例としては、先に引用したクロロキン薬害訴訟の1審判決（東京地判昭57.2.1、判時1044号19頁）、じん肺国家賠償訴訟の1審判決（福岡地飯塚支判平7.7.20判時1543号3頁）などがある。クロロキン薬害訴訟1審では、薬事法上の権限行使は厚生大臣の自由裁量に属するが、例外として、既にある医薬品の副作用によって国民の生命、身体、健康が現に侵され、将来もその危険性があることを厚生大臣が認識した場合で、製造業者が業務を怠り結果の回避には厚生大臣の規制権限の発動以外にあり得ない状況に至り、国民もその権限行使を期待しているような状況には、規制権限の適切な行使が義務付けられ、その行使をしないときは、当該不作為は職務上の義務違反となり、違法性を帯びるとして、違法性を判断している。

より明確には、じん肺訴訟1審において顕著であり、「行政庁が作為義務を負い、その違反が国賠法上違法となるかは、いわゆる裁量権収縮の5要件として、①国民の生命、身体、健康に対する重大な危険が切迫していること（被害法益の重大性及び危険の切迫性）、②当該行政庁がその危険を知っているか、容易に知り得る場合であること（予見可能性）、③当該行政庁において規制権限を行使すれば、容易に結果の発生を防止できること（結果回避可能性）、④他の主体でなく、行政庁が規制権限を行使しなければ、結果の発生を防止しえなかったこと（補充性）、⑤国民が規制原研の行使を要請し、期待していること（国民の期待）などの諸事情を総合的に考慮して判断すべきであるが、その際には、裁量収縮に積極的に作用する要素のみならず、法が行政庁に当該規制権限を与えた趣旨、目的のほか、裁量権収縮に消極的に作用する要素、行政庁がそれまでにとってきた措置の有無・内容、被害労働者、被規制者側の事情等も考慮に入れるべきである」と裁量収縮論による判断の道筋を明確にしたうえで、粉じん防止策は炭鉱企業が炭則基準を遵守することで初めて達成し、行政庁の炭則改正が直ちに粉じん発生の防止・じん肺防止につながるとはいいがたいとして、結果回避可能なし補充性の要件の充足が不十分として賠償責任を否定している。

15 宇賀克也『行政法概説Ⅰ（第4版）』（有斐閣・2011年）323頁

16 宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第3版）』（有斐閣・2011年）413頁。なお、これらの4要件に加えて、先に見たじん肺訴訟1審のように、他の主体でなく、行政庁が規制権限を行使しなければ、結果の発生を防止しえなかったととして「補充性」の要件をあげるものもある。宇賀氏は、私人が自ら危険を回避することが困難で行政の介入が期待される倍には作為義務が認められやすくなり、逆に、国民自らが、容易に危険を知り、これを回避しよう場合には、行政介入への期待は弱まることになる論じ、補充性の要件は期待可能性を判断する重要な要素であり、期待可能性の中に当該要件を包摂する方が妥当であると説明している。なお、同じく同氏は、薬害のような国民が副作用についての知識が全く

有せず、自衛できないようなケースではそれゆえ、行政庁の規制権限行使が期待されるのであるから、現実には、国民が行政介入を期待していたことは必要ないとする。この場合の期待可能性の要件は、国民がどの程度期待していたかとは別個に客観的にみて行政介入が期待される状況にあったのかとい観点から判断されるべきとしている。裁量収縮論の今後の可能性を評価するうえで重要な論点といえよう。

17 それぞれの重要性や存在の度合いが大きいほど、裁量権が収縮し、作為義務が明らかになり、すなわち権限発動を促す状況が整うことになり、逆にその度合いが小さいほど、裁量権が拡大し、不作為・作為の判断の幅が大きくなっていくということになる。ただし、それぞれの要件は完全に独立したものでなく、例えば、①被侵害法益が重大で、③結果回避可能性の度合いが大きい場合は、それだけで④の期待可能性が大きくなるし、また、③結果回避可能性については、①、②、③の度合いが明らかに大きい場合には、多少の財政や技術的制約が厳しくても、結果回避可能性が肯定される場合があるとされるなどに留意する必要がある。

18 下山瑛二「食品・薬害公害と国の責任」(法律時報 50 巻 5 号 17 頁)において、次のように指摘している。「国民の生命健康に影響を及ぼしうる物質を国が規制する場合には国賠法 1 条の「違法」の要件は、国民の基本的権利たる生命健康の権利を保障する見地から、公権力行使の注意義務・損害発生防止義務の懈怠の有無が判定されるべきで、業者に対する規制権限の違法性(裁量権のゆ逸濫用)を持ち込むべきではない……。この点が曖昧になると、違法性の判断にあたって国民の生命健康維持のための安全性確保が、現憲法体系の下では第一義的価値を有するという意義が捨象され、国民の損害賠償請求権が、行政裁量権の行使上「著しい不合理があった場合」のみ特殊例外的に認容されるという論理構成になってしまう」

19 山本隆司＝金山直樹「最高裁判所民事判例研究」『法学協会雑誌』(122 巻 6 号) 1115 頁。山本氏は、じん肺訴訟 1 審において裁量収縮論の判断枠組みにより審査を行っていることについて、特に「「国民の期待」を一般的に評価して根拠規範の解釈に持ち込むのは問題が大きい」、また、「行政機関の判断過程の経過が長く複雑で、行政機関の様々な判断・措置の整合性・合理性・適時性を裁量統制する必要がある場合には裁量収縮論は適切な判断枠組みはならない」と指摘している。一方、「規制権限の根拠規範が当該第三者私人の利益を一般的に保護しているか否かにかかわらず、当該私人に対する急迫・重大な権利侵害を防止すべき事例において、あるいは、国家賠償請求訴訟の原告私人が、手続の当初に違法性の要件を主張する手掛かりとしては意義を有する」程度の評価はなされている。

20 例えば、次のような事態を想定するとわかりやすいであろう。自治体の実務においては、過去において権限を行使しなかった事例があり、また、それが一般的な取扱いだと前任者、職場全体、又は相手方である事業者、市民もそのように考えているとする。しかしながら、今、直面している課題につ

いては、従来のような静観する対応は許されないという諸般の事情に迫られるとする。そうなると、その取扱いを変更することを考えるわけであるが、それを論理的に整合性を持たせて説明することが必要になってくる。

その場合には、法律の条文（法令の目的、趣旨、具体的な作用規定）が変わらないとすると、それをきちんと説明するためには、従来時点の事例と取り巻く事態がどのように変わったかという点で、収縮の要件を用いて説明することは比較的容易になると思われる（例えば、住民や関係者の期待は、④期待可能性の高まりであるし、事案の切迫性・危険性は、①の被侵害法益の問題である。また、その権限行使に注目が集まっていることは結果として、②の予見可能性や③の結果回避可能性の存在につながるものであろう）し、現に、自治体現場における法務研修においてもこのような考え方を取り入れている例もあるようである。

21 この点については、「行政裁量消極的濫用論」と「裁量収縮論」では、作為義務の生じる状況となる場合の要件の充足の有無は、それぞれの裁量論が提示した諸事情を考慮することにより判断されることになるので、説明の仕方の相違に過ぎず、いずれに説をとることによって結論に差違をもたらすわけではないとする理解が有力であるとされる（宇賀・前掲(5)書 324 頁。同趣旨として布川繭子『行政判例百選Ⅱ（第6版）』（有斐閣、2012）473 頁）。しかしながら、筆者が本文で述べることは両者が裁量審査の面で性格が説明の仕方に過ぎないということだけでなく、行政実務の判断の過程で同一の道をたどることもあり得るという意味である。つまり、事後的、あるいは審査としてはそのように評価されるものであっても行政実務として一定の基準を示そうとする著者の立場からは異なるものと認識されることになる。前掲 13 の阿部氏の見解も同趣旨であろう。

22 改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書においては、直接型の義務付け訴訟の訴訟要件の「重大損害のおそれ」についての必要性が議論されている。原告適格の限度で「法律上の利益」の有無を審理すれば足り、これとは別にこの要件を設定しないこととすべきとの意見に対し、「重大損害のおそれ」を要求しないとすれば司法と行政のバランスが大きく崩れ、原告適格がある者に裁判手続を通じてあたかも申請権を付与するのと同じ状態が生じることになり、非申請型の義務付け訴訟を根底から変質させ、行政実定法のあり方も変わるようになる等の意見が出されている（同報告書 11 頁）。

23 建築確認処分取消等請求事件（東京地判・平 19.9.7 最高裁 HP）での原告側において「東京都知事が是正命令を発動すべきか否かの裁量権は収縮し、まさに、本件建築物を除去するため本件各是正命令を発令する義務が生じているというべき」との主張がみられる。

24 事例⑥の判決確定（最高裁での上告棄却 H24.7.3）後の展開としては、次のとおりである。

■ 飯塚市産業廃棄物最終処分場に係る調査専門委員会の開催

- ・ 専門家、住民代表等により措置命令を発出するために処分場の状況調査等を実施

■ 平成 25 年 5 月 28 日付け措置命令

- ① 鉛が溶出する廃棄物層による支障（おそれを含む）の除去（撤去又は不溶化）
- ② 地下滞留水の推移の低下措置（①の実施のため）
- ③ 雨水排水設備の設置、モニタリング等

- ・ 措置の着手期限：平成 25 年 8 月 14 日

■ 事業者は何らの措置を講じていないことから、平成 25 年 12 月補正予算において代執行経費を予算措置

- ・ 66,941 千円（現計予算は 14,588 千円）

25 長谷川裕・神山智美「廃掃法 19 条の 5 に基づく措置命令の義務付けと実務への影響」（九州国際大学法学論集 19 巻 3 号）における三重県環境生活部の長谷川氏の見解（同 36 頁）

26 日本公共政策学会第 18 回研究大会（平成 26 年 6 月 7 日）における個別テーマセッション「司法と政策・行政—司法過程による政策法務の可能性」における千葉大学横田明美氏の「行訴法改正による義務付け訴訟導入～義務付け訴訟の「幅」について」の報告レジュメ 8 頁

27 山本隆司「判例から探究する行政法・行政裁量(1)」(法学教室 359 号 119 頁)

28 山本・前掲(27)同頁

29 橋本博之『行政法解釈の基礎』（日本評論社・2013 年、98 頁）では、判断過程審査の際に、裁量の有無・幅を判定する手掛かりとして、①行為要件・行為内容に関する条文の「規定振り」、②政策的判断・専門技術的判断という要素、③国民の権利利益（自由と財産）に対する侵害（の有無・程度）という要素があげられている。

30 山本隆司「日本における裁量論の変容」（判例時報 1933 号・2006 年・17 頁）。山本氏は、同様の趣旨として「図式的にいえば、判断過程審査方式は、裁判官及び原告が行政庁の説明に納得する可能性をできるだけ生かし、原告の主張・行政庁の判断・裁判所の判断をばらばらに行わせるのではなく必然的に結びつけて、原告・行政庁・裁判所が協働して事案の結論に至る論理を組み立てる方法である」とも述べる（同「判例から探究する行政法・行政裁量(1)」(法学教室 359 号 113 頁)

31 同報告書 108 頁

32 行政基本条例の現時点の到達点ともされる多治見市政基本条例でも「法務原則」として次のような規定があるのみである

行政手続に関する規定は、自治基本条例では、包括的に行政手続条例に委ねるという形式が圧倒的である。自治基本条例に先行する形で、既に、行政手続法に準じた行政手続条例が全国くまなく制定さ

第 27 条	市は、条例などと要綱を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系を構築しなければなりません。
2	市は、条例、規則などや要綱を整備するときは、その内容を明確にし、できる限り分かりやすくしなければなりません。
3	市は、各政策分野における基本となる条例を制定するときは、第 1 項に規定する法体系の中に位置付けなければなりません。
4	市は、政策目的の実現のため、次に掲げる法務を充実しなければなりません。
(1)	条例などの自治立法を積極的に行うこと。
(2)	要綱を必要に応じて整備し、公開すること。
(3)	法令を市の責任において解釈し、積極的に運用すること。
(4)	提訴、応訴など訴訟に的確に対応すること。
(5)	国に法令の制定、改正、廃止を提言すること。
(6)	法令や条例などと要綱に関する情報と技術の提供により、市民の活動に法務の側面から支援を行うこと。
5	市は、市の条例などと要綱を体系的にまとめ、公開しなければなりません。

れているからに他ならないが、その規定ぶりも行政手続法とほぼ同様のものにとどまっている。法定事務に係る行政処分は行政手続法へ、条例事務は行政手続条例へと適用関係が分離されていることもあって、自治体が裁量権を適切に行使していこうとする基本的な考え方を明示しようとする視点が抜け落ちてしまっているのではないと思われる。

33 自治基本条例の制定動向（ ）は都道府県内数

西暦年	自治基本条例		
	施行数	累積数	比率 %
2001 年	1	1	0.1
2002 年	2 (1)	3	0.2
2003 年	9	12	0.7
2004 年	10	22	1.2
2005 年	23	45	1.5
2006 年	25	70	4.0
2007 年	39	109	6.2
2008 年	30	139	7.9
2009 年	30 (1)	169	9.7
2010 年	35	204	11.6
2011 年	34	238	13.5
2012 年	32	270	15.3
2013 年	21	291	16.5

※市町村数は、平成 26 年 1 月現在の 1,716 をベースに算定  
 (出典) NPO 法人公共政策研究所、自治体議会改革フォーラム全国調査から作成



---

研究論文

---

## Paul Bowles' "Transition" to Morocco via France: Surrealism and Ethnography

Kenji Toyama\*

### Abstract:

This paper focuses on Paul Bowles' shift from France to Morocco, investigating it from the perspectives of surrealism and ethnography. Bowles was a U.S.-born author who went to France, and then moved again to Morocco, where he produced much of his work. Why did Bowles go to Morocco? And why did he have to go via France? What sort of transition was that?

His surrealist work "Spire Song" (1928) was published in *transition*, a literary journal that advocated surrealism. As can be seen from *Without Stopping* (1972), his surrealist autobiography, it was scattered with ethnographic elements just like his other works.

In 1912, France made Morocco a Protectorate. The first Surrealist Manifesto was published in 1924, and the Paris Institute of Ethnology was founded in 1925. France was fighting against anti-colonial forces in Morocco, and the surrealists supported the Moroccans.

This investigation of Bowles' transition takes this background into consideration.

### 1. Introduction

Peter Owen, the founder of Peter Owen Publishers in London, and publisher of many books by Paul Bowles (1910–1999) describes the author as follows.

Paul Bowles wrote his first novel, *The Sheltering Sky*, in 1949, and since its publication he has always had something of an "underground" reputation. The book was an immediate bestseller on its US publication and has continued to be read and to be kept in print for the past fifty years. It was finally established as one of the great novels of the century when it was made into a film by Bernardo Bertolucci in 1990.

I, like many others, have always felt that Paul should have received the Nobel prize,

---

\* 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

but his choice of subject matter—violence, drug addiction, bisexuality—and his setting his stories outside Europe and North America ruled him out: the judges in Stockholm tend to vote for mainstream work and American writers are expected to depict “the American experience.” (Bowles, *Reader 7*)

Although Owen mentions the geographic scope of Bowles’ work, he does not mention the author’s relocation from the United States to the then-French colony of Morocco via France. Because of this relocation, Bowles is often referred to as a colonialist, an orientalist and “an outsider from an advanced society” who moved to “a less evolved culture” (Tucker 129).

Bowles was born and raised in New York, but in 1947, he settled in Morocco where he produced most of his work. In 1931, Bowles came under the influence of a prominent expatriate in Paris, the writer Gertrude Stein (1874 – 1946), who persuaded him to visit Morocco. His decision to go would be pivotal for Bowles’ career, and the intellectual and artistic current he was exposed to in France would have important effects on the ways in which he presented Morocco in his stories.

## 2. Gertrude Stein in Paris

Stein was a leader of the avant-garde movement in Paris and a patron to artists including Pablo Picasso (1881 – 1973) and Georges Braque (1882 – 1963). Bowles travelled to Paris to meet her. She “kept a safe haven in Paris at 5 rue de fleures for a large company of the leading bohemians,” not only “Picasso and Braque, but also, Ernest Hemingway (1889 – 1961), Max Jacob (1876 – 1944), Guillaume Apollinaire (1880 – 1918)” (Tucker 646).

France was important to Stein. In 1893, she was enrolled at the Harvard-affiliated Radcliffe College where she came under the influence of William James (1842 – 1910), the originator of the idea of the “stream of consciousness”; his influence led her to surrealism. In 1900, Stein spent a year travelling through France, Italy, Spain, and Morocco, and in 1903, she settled in Paris permanently.

In 1900, the World Exposition was held in Paris; the most popular exhibition was the Edison Dynamo. “Among the thousand symbols of ultimate energy, the dynamo was not so human as some, but it was the most expressive” (Adams 298). In short, the Dynamo seemed

to represent the possibility of broadening one's experience, in opposition to a simply unified and spiritual world. "The new forces were anarchical" and were "little short of parricidal in their wicked spirit towards science" (Adams 298 – 299). Henry Adams (1838 – 1918), an American historian and novelist, condemned the Dynamo as the most vicious creation of the twentieth century. In contrast, Stein welcomed the chaos of contemporary civilization because it "championed the new cubist movement in painting" (Tucker 646). At that time, Stein was experimenting with techniques that were coming to characterize literary modernism, and it was in this context she provided a haven for expat writers in Paris after World War I.

For her first decade in Paris, Stein lived with her elder brother and they would often visit the art dealer Ambroise Vollard (1866 – 1939), who represented Paul Cézanne (1839 – 1906). Stein's poem "M. Vollard et Cézanne" (1912), written as Stein gazed at a self-portrait of Cézanne that Vollard had given her, led to the publication of her first book *Three Lives* (1909). Under the influence of Cézanne's cubism, Stein became interested in meta-fiction. She published the modernist masterpiece *Tender Buttons* in 1914 at a time when she was also fostering an interest in Vincent van Gogh (1853 – 1890), especially his paintings of Montmartre. Van Gogh's work influenced *The Making of Americans* (1925), which describes the production process of the work itself. Stein's experimental meta-fiction was also influenced by her friend André Gide (1869 – 1951) who won literary fame and infamy in France for his *L'immoraliste* (1902).

Bowles and Stein were both interested in modernism, but there was no direct connection between them until Bowles wrote to Stein requesting her to contribute to *The Messenger* a literary magazine he edited while a student at the University of Richmond (Bowles, *Without Stopping* 104).

### 3. Bowles and Surrealism

When he visited Paris for the first time in 1929, Bowles brought two important books with him:

Among the books I had with me in my cabin I can recall only two. Having read Gide's *Counterfeiters* two years before, I had gone to Brentano's and bought his working notes

for the novel, *Journal des Faux-Monnayeurs*. The other was one of the books Mrs. Crouch had handed me: *The Hammer and the Scythe*,<sup>1</sup> an early apologia for the USSR. (Bowles, *Without Stopping* 81)

*Le Journal des faux-monnayeurs* (1926) deals with the self-reflexive process of writing *The Counterfeiters* (Fr. *Les faux-monnayeurs*), a novel in which Edouard, the protagonist, keeps a journal while he writes the novel in which he appears. This meta-fictional work is closely related to surrealism. In 1919, Gide contributed some fragments of *Les nouvelles nourritures* (published in full in 1935) to the first issue of *Littérature*, a leading surrealist journal of the 1920s edited by Apollinaire, Louis Aragon (1897 – 1982) and André Breton (1896 – 1966). Gide and Apollinaire actively committed themselves to the magazine, whose contributors included Max Ernst (1891 – 1976) and Robert Desnos (1900 – 1945), both of whom made good use of the collage technique that Picasso originated. Breton and Philippe Soupault (1897 – 1990) also published a section of *Les champs magnetiques* (1920) in the journal; this work, which as an example of automatic writing and a product of the Dada movement, was an influential event in the move away from the dominance of the nineteenth-century realist novel.

Bowles' first published poem "Spire Song" (1928), was an attempt at surrealism, written in an automatic "stream of consciousness" mode. This poem was published in the leftist magazine *transition*, founded in 1927, which displayed a deep sympathy for Dadaism and surrealism. The title of Bowles' autobiography, *Without Stopping* (1972), which is shared with that of a work he wrote in childhood, evokes the importance to him of the practice of automatic writing. In the autobiography, he describes his practice as follows.

The important thing was the constant adding of pages to the pile. I decided to write it as it came to me and prune it later; I was afraid that if I stopped to exercise choice, I would also begin to consider the piece critically, which I knew would stop the flow. (Bowles 97)

Stein was also a frequent contributor to *transition*, as were other modernists. She tried to experiment with William James' idea of "automatic writing" as well as stream of consciousness.

By contributing his work to *Littérature*, Gide supported Soviet communism. Gide travelled

in Algeria and Tunisia in 1893 and had his honeymoon there two years later. In 1925 – 1926, he travelled to the Congo region which was a French colony and his experiences on that trip led him to criticize France's colonial policies and, from around 1932, brought him into ideological sympathy with the French Communist Party. Bowles' possession of *Le Journal des faux-monnayeurs* as well as *The Hammer and the Scythe* (discussed in the next section) when he went to Paris in 1929 thus suggests the degree to which he sympathized with Gide's communist views.

#### 4. From Surrealism to Ethnography

Bowles wrote a letter to Don Gold (William Morris Agency, New York) on February 23, 1969 as follows.

On the ship I put my memory to work and came up with a list—nothing more—of events and people which would serve as nuclei from which to work in recapturing the material for each year.

The book would start off with a section dealing with the things that happened before memory begins, and go on through the recall of early childhood into late childhood, stressing the opposing pressures of the paternal and maternal family groups, and the resulting need for developing secrecy.

The anguish of adolescence is somewhat alleviated by my discovery of automatic writing (1927) and by subsequent publication in *transition* in 1928. From high school to art school; from there to University of Virginia, chosen because Edgar Allan Poe had gone there.

The tossing of a coin decides that I shall run away from college. Paris (Tristan Tzara), the Paris *Herald* where I work, hikes to Switzerland and the Riviera (Miller 420).

Bowles was more likely to have *Le Journal des faux-monnayeurs* of the version of 1927. Though Edgar Allan Poe (1809 – 1849) is discussed in the fifth section, the description of Tristan Tzara (1896 – 1963) deserves attention. In *Without Stopping*, Bowles writes of the surrealist Tzara, "He had a great collection of African masks and artifacts, the like of

which I had never seen even in a museum” (92). The references to “Africa” and “museum” are significant, because Bowles may have visited an ethnographic museum, the Musée d’Ethnographie du Trocadéro in Paris, before meeting Tzara. According to Clifford, by 1930, the museum had possessed a jumble of exotica; and “since the collection lacked an up-to-date scientific, pedagogical vision, its disorder made the museum a place where one could go to encounter curiosities, fetishized objects” (135). The museum’s displays emphasized locality, specifically “the evocation of foreign settings: costumed mannequins, panoplies, dioramas, massed specimens” (135).

The Trocadéro Museum was not merely an institution for collecting primitive objects but also a backdrop for the display of French imperialism. As Clifford records:

Paris 1925: a nucleus of University scholars—Paul Rivet, Lucien Levy-Bruhl, and Marcel Mauss—establishes the Institut d’Ethnologie. For the first time in France, there exists an organization whose primary concern is the training of professional fieldworkers and the publication of ethnographic scholarship.

Paris 1925: in the wake of the First Surrealist Manifesto, the movement begins to make itself notorious. France is engaged in a minor war with anticolonial rebels in Morocco; Breton and company sympathize with the insurgents. At a banquet in honor of the symbolist poet Saintpol-Roux, a melee erupts between the surrealists and conservative patriots. Epithets fly; “Vive l’ Allemagne!” rings out; Philippe Soupault swings from a chandelier, kicking over bottles and glasses. Michel Leiris is soon at an open window, denouncing France to the growing crowd. A riot ensues; Leiris, nearly lynched, is arrested and manhandled by the police. (122)

The Institut d’Ethnologie was established in 1925 and dedicated to the training of ethnographic fieldworkers and the promotion of ethnography in France. The main founder, Marcel Mauss (1872 – 1950), in 1938 also reorganized the Trocadéro Museum and changed its name to the Museum of Man. In 1933, the Trocadéro Museum included artifacts from the Dogon people of Mali, collected during the Dakar—Djibouti mission (1931) led by Marcel Griaule (1898 – 1956) in Africa, which was unanimously approved by the French National Assembly. The

purpose of the Dakar—Djibouti mission is to document the cultures of the peoples in Senegal and Eritrea and require extensive documentation for the displaced materials. It is not certain that Bowles might have seen the collections in the Museum of Man in his life.

The surrealist Michel Leiris (1901 – 1990) also participated in the Dakar—Djibouti mission. Since Leiris was one of the ethnographic fieldworkers in France and a favorite student of Mauss, the connection between surrealism and ethnography becomes clearer here. Furthermore, the chief editor of the journal *Documents*, published in 1929 to record the progress of the mission, was Georges Bataille (1897 – 1962), a friend of the surrealist Breton. The journal featured unusual objects and covered several disciplines, including archeology, ethnography, history, and psychoanalysis. This establishes a parallel between the objectivity of ethnographic evidence and the subjectivity of surrealists. Bowles was obviously impressed by the heady mix of surrealism and ethnography he found in France and this may have prompted his visit to Tzara.

It seems likely that Bowles brought *The Hammer and the Scythe* with him on his journey because it supported the communist Soviet Union which the surrealist ethnologists also supported because of their anti-imperialist stance, which extended to support for the anti-colonial movements in French colonies, including Morocco.

In 1905, the German emperor, Wilhelm II (r. 1888 – 1918), unexpectedly visited Tangier to try to check French influence in Morocco sparking what is known as the First Moroccan Crisis. In 1911, the German gunboat SMS Panther arrived at Agadir, a city in southeastern Morocco, to intimidate both Morocco's rebel and the French imperial power in the Second Moroccan Crisis. Germany was trying to take advantage of the rebellion in order to seize control of Morocco from the French. As the result of the crisis, Germany accepted French dominance in Morocco in exchange for concessions in the Congo region, but when the bulk of Morocco formally became a protectorate of France in 1912, France was again confronted by Germany.

The Rif war began in 1920. Spain, a colonial power in Morocco fought against the Moroccan Berbers of the Rif mountainous region. In 1925, it broke out between the anti-colonial natives of the Rif Mountains in Morocco and the French. The surrealist supported the Rifians, and the war provided them an opportunity to deepen their commitment to political action and forge links with the communists. When France defeated the Rifians, the French Communist Party

organized a committee in which the Clarté (French for “clarity”) faction of the left wing took part in a movement against the French occupation. Henri Barbusse (1873 – 1935), the chief editor of the group’s journal, *Clarté*, sympathized with the surrealists and French communism. The journal aimed to “unite in protesting the French government’s violent suppression of a Moroccan nationalist movement” (Lewis 92). In 1925, the surrealists and the Clarté group issued a joint statement supporting revolution in France. Throughout the 1920s and 1930s, continued fighting in Morocco was actively supported by the surrealists and communists because of their joint anti-colonial stance.

While Bowles’ reading of the *Le Journal des faux-monnayeurs* shows the importance of surrealism to him, *The Hammer and the Scythe* is early evidence of his interest in communism. Indeed, after returning to the U.S., by 1938 Bowles had associated himself with the Communist Party of the United States of America.

## 5. Surrealism and the Gothic

In December 1924, the inaugural issue of *La Révolution surréaliste* was published by Breton; twelve issues were published between 1924 and 1929. They expressed a rebellious spirit; according to Clifford, Breton used “the term Surrealism in an expanded sense: to circumscribe an aesthetic that values fragments, curious collections, unexpected juxtapositions—that works to provoke the manifestation of extraordinary realities drawn from the domains of the erotic, the exotic and the unconscious” (118). Breton defined surrealism as follows:

SURREALISM, noun, masc., Pure psychic automatism by which it is intended to express, either verbally or in writing, the true function of thought. Thought dictated in the absence of all control exerted by reason, and outside all aesthetic or moral preoccupations. (Waldberg 72)

It followed that dreams and rapturous walking states leading to speech and actions free of reason or inhibition were of prime importance to the surrealists. They sought creativity in the subconscious, and this is what led to their interest in automatic or stream of consciousness writing.

Bowles' early short story, "The Scorpion" (1945),<sup>2</sup> which appeared in the November and December 1945 issues of the American surrealist magazine *View*, provides an example. The story describes an old woman dreamed that she went into a cave and swallowed a scorpion that lived in the cave. Bowles writes:

But her motions were slow, and the scorpion seized her finger with his pinchers, clinging there tightly although she waved her hand wildly about. Then she realized that he was not going to sting her. A great feeling of happiness went through her. She raised her finger to her lips to kiss the scorpion. The bells stopped ringing. Slowly in the peace which was beginning, the scorpion moved into her mouth. (Bowles, *Collected* 30)

The old woman is, apparently, peacefully unified with the scorpion as it enters her mouth, a consummation that provokes a feeling of awe and horror in the reader because the images and symbolism are derived from the subconscious.

In Bowles' "By the Water" (1945), the protagonist, Amar, who has a huge head and hides by the water's edge, is transformed into a dwarfish creature lacking limbs called a "Lazrag." Bowles writes:

The creature's head was large; its body was small and it had no legs or arms. The lower part of the trunk ended in two flipper-like pieces of flesh. From the shoulders grew short pinchers. It was a man, and it was looking up at him from the floor where it rested. (Bowles, *Collected* 33)

As Stewart observes, both these stories are concerned with private psychic territory beyond reason.

Both ["The Scorpion"] and "By the Water," a North African story written in 1945, are, according to Bowles, "surrealistic," rooted in private memories. For example, Bowles says he once knew a man in Fez who resembled the fantastic Lazrag of "By the Water." "He could only reach up to the rungs of a chair. He could reach about as far as the seat of

the chair I was sitting in, with these flippers that came out of his shoulders, like a seal.”  
(Stewart 26)

In “By the Water,” Bowles re-interprets his memories of Morocco to create an alternative reality. The opening of *The Sheltering Sky* (1949) provides another example of Bowles’ surrealism. Port, the American protagonist of the story, is trying to avoid “places that have been touched by World War II” and dreams of escape into the Sahara. Referring to the war as “a malady,” he says, “Everything’s getting gray, and it’ll be grayer. But some places’ll withstand the malady longer than you think. You’ll see, in the Sahara here...” (16).

At this point we should inquire why Bowles includes horrible scenes like the ones in the short stories described above in his works and to his fascination with the Gothic. In Bowles’ childhood, his mother exposed him to the stories of Poe. On this account, Bowles was admitted in 1926 to Virginia University, which Poe had also attended.

An interview with Oliver Evans in 1971 reveals the early influence of Poe’s stories on Bowles.

Interviewer: Your first book, I believe was *The Sheltering Sky*?

Bowles: Yes, and it was followed within a year by *The Delicate Prey*. Of course I had been writing the stories ever since 1945.

Interviewer: I remember the dedication to *The Delicate Prey* reads, “To My Mother, Who First Read me the Stories of Edgar Allan Poe.” I gather that Poe has influenced your work?

Bowles: Undoubtedly. Anything you read over and over as a child is an influence. And she did read me the stories of Poe. What she was always doing was trying to—unconsciously, I think, make me feel exactly as she’d felt when she was sixteen, and I was only seven or eight. And they had quite a different effect, naturally. I wasn’t the sort of child who admired literature because of its style; I read because I liked the story. I still do, although I can’t take a style that rubs me in the wrong way. (Caponi, *Conversations* 42–43)

It may be helpful here to sketch briefly some of the Poesque patterns of violence that pervade Bowles’ work from the early stories such as *The Delicate Prey* (written before *The Sheltering*

*Sky*, though published subsequently, in 1950) to the most contemporary, such as *Things Gone and Things Still Here* (1977). As Pounds observes, the "effect" of horror is achieved through the concentrated evocation of states of mind as the meaningful center of narrative structure (434).

Through his early exposure to Poe, Bowles became interested in British and American Gothic literature. In the Gothic, the eighteenth century sought an escape from the Enlightenment's emphasis on reason. Gothic literature emerges with the writer Horace Walpole, Fourth Earl of Orford (1717 – 1797), in works like *The Castle of Otranto* (1764). The novel is distinguished by its representation of the uncanny atmosphere of the ruins of Gothic buildings in the eighteenth century. Bowles' short story, "Allal" (1977) contains many elements of the uncanny as well.

In eighteenth-century America, British Gothic novels were emulated by Charles Brockden Brown (1771 – 1810), whose *Wieland, or the Transformation* (1798) see the protagonists suffer a horrific mental transformation: he is driven insane and kills his wife and children. A different kind of transformation can be seen in Bowles' Amar, who becomes Lazrag, in "By the Water." There are also some common elements between "Scorpion" and Brown's *Edgar Huntly, Or, Memoirs of a Sleepwalker* (1799) —a dark cave features in both stories, and weird things drift. About landscape including the cave, the following explanation will be possible:

[L]andscape dissolve the repressive bands of civilized restraint in the novel's protagonist and bring to the surface a savage self whose instincts, so long repressed, act out in blood a fantasy of revenge on the persecuting figures remembered from childhood. (Pounds 435)

Furthermore, the subconscious and dreams emerge as a theme in both *Edgar Huntly*, where the protagonist dreamsthat he is buried alive in a cave, and in Poe's *The Fall of the House of Usher* (1839), where the heroin, Madeline, has a similar dream.

Bowles may not have the direct relation with Walpole and Brown, but it is certain that Bowles can be placed in the Gothic novels. Therefore, there are elements of "a negative romanticism that looked beyond the personality deep into the soul and heart of humanity and saw only horror" (Caponi, *Paul Bowles* 156) in Bowles' stories.

Significantly, at the beginning of *The Sheltering Sky*, Port, who emerged from the United States like a man leaving a cave, now wakes from a dream state of non-being:

He awoke, opened his eyes. The room meant very little to him; he was too deeply immersed in the non-being from which he had just come. If he had not the energy to ascertain his position in time and space, he also lacked the desire. He was somewhere, he had come back through vast regions from nowhere; there was the certitude of an infinite sadness at the core of his consciousness, but the sadness was reassuring, because it alone was familiar. (*Sheltering Sky* 11)

This passage, motivates a reading in which the desert signifies to Port “the non-being” or “nowhere” that allows him to escape from the horrible “malady” of World War II into a domain beyond reason. The Sahara of *The Sheltering Sky* is “a limitless desert—‘desert’ in the older sense in which it means ‘wildness,’ an area without civilized humanity” (Pounds 428).

## 6. Bowles’ Involvement with “Ethnographical Literature”

As Pounds observes, Bowles was interested in ethnographic literature as well as surrealism and communism:

Bowles has been involved in collaborations with oral-tradition Moroccan storytellers of whom the present representative, and perhaps the most important, is Mohammed Mrabet—and it may be that this experience reflects a growing identification with the Moroccan point of view. Certainly, Bowles seems to have found in the Moslem and Berber culture of Morocco a framework of ritual and tradition in which violence and extreme states of mind form an integral part. He has thus been free, in a way that Poe never was, to abandon the cultural trappings of the gothic idiom. (436)

Before he committed to the Moroccan oral tradition, Bowles had translated works in the genres of fantasy and magic realism that dealt with surrealistic events set in Spain and France in 1944.<sup>3</sup> One early translation is “Las ruinas circulares” (1940) by Jorge Luis Borges (1899

– 1986), a magic-realist story with an ethnographical theme. Bowles came to know of this story during his reading of surrealist works published in Paris while he was there from 1929 through 1930.

In addition to translation, Bowles was interested in making ethnographic recordings of local popular music, which led to his preservation of oral stories in Morocco.<sup>4</sup> Bowles began tape-recording Moroccan oral tales and translating them into English, and, by the 1960s, he had become more interested in translation than in writing novels. *A Life Full of Holes* (1964) is Bowles' translation of a story by Driss Ben Hamed Charhadi (1937 – 1986), a poor young Moroccan storyteller, and is the first translation of a text in a Moroccan dialect into English. In his preface, Bowles says that he mentioned to Layachi that the "good storyteller keeps the thread of his narrative almost equally taut at all points" (Charhadi 12). The title derives from a Moghrebi saying— "Even a life full of holes, a life of nothing but waiting, is better than no life at all" (Charhadi 7). In the story, Ahmed, the protagonist, surmounts hardship and enjoys a humble but happy life overcoming all the difficulties that confront him.

Bowles also translated other Moroccan tales, collected and published in *Five Eyes* (1979). In his introduction, "Notes on the Work of the Translator," Bowles describes the collection as follows:

In reading over the stories as a collection I was struck, not so much by the contrasts resulting from their juxtaposition, for I had expected these, as by an underlying homogeneity among them. They spring from a common fund of cultural memories; the unmistakable flavor of Moroccan life pervades them all. (8)

*Five Eyes* consists of stories about Moroccan daily life told by five Moroccans: Ahmed Yacoubi, Abdeslam Boulaich, Larbi Layachi, Mohamed Choukri and Mohamed Mrabet. Yacoubi's story is "The Man Who Dreamed of Fish Eating Fish," where "fish eating fish" symbolize "people with power eating people without power, strong people eating weak people, rich people eating poor people" (17 – 18). This eccentric story has gothic and surreal elements, but it also reflects the conditions and concerns of Moroccan society of its time. The narrative is set in 1953, when Morocco was still a protectorate of France. Therefore, the reader can assume

that the “people with power” in this context are Westerners and the “people without power” are Moroccan.

In Abdeslam Boulaich’s story, “Omar the Truck Driver,” one day a Moroccan named Omar meets the driver of a truck full of flowers. When Omar asks the driver why he carries iris flowers, he replies “The French. They always buy irises” (45). The driver must sell flowers to earn his living in colonial Morocco. This represents a slice of life in this country.

The third story, “The Half-Brothers,” is told by Larbi Layachi. It describes daily life in Morocco from the viewpoint of two young Moroccan half-brothers. As Maier describes the story: The ten-year-old Larbi works with fishermen, pulling nets, for wages that rarely seem to have connection with the work expended: five rials and a basketful of fish one day, three rials another, one rial on yet another occasion (221). The notion of money in Morocco is “a gift, baraka, the will of Allah” (221). As Rabinow records:

[P]overty does not carry the stigma in Morocco which it does in America. It indicates only a lack of material goods at the present time, nothing more. Although regrettable, it does not reflect unfavorably on one’s character. It simply means that Allah has not smiled on one, for reasons beyond normal understanding, but that things are bound to change soon. (116)

Rabinow’s and Maier’s comments suggest that “The Half-Brothers” is in part concerned with the influence of the Islamic revival in Moroccan life.

The fourth story is Mohamed Choukri’s “Bachir Alive and Dead”; it concerns Baba, who loses all his money, and like Layachi’s story, reflects on how the distribution of wealth in Morocco is connected to the will of Allah. In another story by Choukri, “The Prophet’s Slippers,” there is a reference to a Moroccan dish that subtly reflects the plight of the Moroccan people: “We finished the couscous and started on another dish of meat baked with raisins and hot spices. ‘It’s called mrozeya’, I told him” (131). As Wolfert observes, “mrozeya” is “a combination of lamb and fhlits,” “a special and extremely sweet dish made after the celebration of the Aid el Kebir—the Feast of the Slaughter of the Lamb” (286).

Finally, Mohamed Mrabet’s “The Lute” concerns a young Moroccan man who is disinterested

in material possessions. "His most important possession is his lute," which plays to entertain his guests (139). Bowles' attitudes towards Morocco changed after translating these stories: he seems to have come to understand the place deeply and to have developed a sincere concern with everyday life.

## 7. Conclusion

In 1936, Bowles applied for a scholarship from the Guggenheim Foundation to record popular music in Morocco. His application was unsuccessful, but in 1959, after becoming famous, he obtained a scholarship from the Rockefeller Foundation to record Moroccan folk music for the Library of Congress. As Maeir points out (144), it was as a result of this journey that Bowles wrote "The Rif to Music," a diary of his ethnomusicological travels to Morocco that was included in his *Their Heads Are Green and Their Hands Are Blue* (1957). It begins as follows:

The most important single element in Morocco's folk culture is its music. In a land like this, where almost total illiteracy has been the rule, the production of written literature is of course negligible. On the other hand, like the Negroes of West Africa the Moroccans have a magnificent and highly evolved sense of rhythm which manifests itself in the twin arts of music and the dance. Islam, however, does not look with favor upon any sort of dancing, and thus the art of the dance, while being the natural mode of religious expression of the native population, has not been encouraged here since the arrival of the Moslem conquerors. (97)

In addition to Moroccan music, Bowles also recorded information on religious aspects of Moroccan society. His references to "Islam," "the Negroes of West Africa" and "dancing" may suggest that the music Bowles refers to is Gnawa music, well known in Morocco, where under the influence of the dance, the audience fall into a deep trance similar to that of the whirling dervishes of Islam.

Over the course of the years considered here, a shift occurred to Bowles. The shift from writing surrealistic works to recording the daily aspects of Moroccan society, which ultimately,

allowed him to seize the opportunity to introduce a new kind of ethnographical literature to the world. His time in France and the influences he was exposed to played an important role in this transition.

## Notes

- 1 I cannot determine who the author of this book was, because Bowles did not mention a name. However, Anne O'Hare McCormick's *The Hammer and the Scythe*, published in New York in 1928, seems a likely candidate. In the preface, McCormick says:

May I add that the scythe has been referred to as the sickle of the Soviet emblem as a symbol of the Russian field not only because I like the word better on a title page but because it is the scythe I associate with the wide flat swaths of the steppe. I see now lines of peasants returning from the harvest carrying on their shoulders long-handled scythes that look like bent bayonets bristling against the tawny evening sky. The hammer smashes, demolishes the past, so they claim, rivets together the steel skeletons of the new gods of the machine. (ix)

- 2 As Bowles notes in *Without Stopping*, that at the time he was writing "The Scorpion" he:

had been reading some ethnographic books with texts from Arapesh of the Tarahumara given in word-for-word translation. Little by little the desire came to me to invent my own myths, adopting the point of view of the primitive mind. The only way I could devise for simulating that state was the old Surrealist method of abandoning conscious control and writing whatever words came from the pen. (261)

- 3 Bowles also translated J. P. Sartre's *Huis clos*, which is set in occupied Paris, into English in 1945.
- 4 Bowles can be regarded an ethnographical surrealist with the project of recording music and preserving oral tales.

## Works Cited

- Adams, Henry. *The Education of Henry Adams*. 1907. Boston: the Massachusetts Historical Society, 2007. Print.
- Apollinaire, Guillaume., Louis Aragon, and André Breton, Eds. *Littérature*. 1919 – 24. Paris: Jean-Michel Place, 1978. Print.
- Bataille, Georges, Ed. *Documents*. Paris: Saint-Germain, 1929. Print.
- Bertolucci, Bernard, Jeremy Thomas, Mark Peploe, Debra Winger, Campbell Scott, Jill Bennett, Timothy Spall, Eric Vu-An, John Malkovich, Amina, Sotigui Kouyaté, Philippe Morier-Genoud, Vittorio Storaro, Gabriella Cristiani, Ryūichi Sakamoto, and Paul Bowles. *The Sheltering Sky*. 1990. Burbank, CA: Warner Home Video, 2002.
- Bowles, Paul. "Spire Song," *transition*, No.12 (March 1928). Paris: Shakespeare and Co., 120-22. Print.
- The Delicate Prey and Other Stories*. New York: Random House, 1950. Print.
- . *Their Heads Are Green and Their Heads Are Blue*. New York: Random House, 1957. Print.
- . *Without Stopping*. New York: G.P. Putnam's Sons, 1972. Print.
- . *The Sheltering Sky*. 1949. Hopewell: The Ecco Press, 1977. Print.
- . *Things Gone and Things Still Here*. Santa Rosa, CA: Black Sparrow Press, 1977. Print.
- . Ed. and trans. *Five Eyes*. Santa Rosa, CA: Black Sparrow Press, 1979. Print.
- . *Collected Stories: 1939-1976*. Santa Rosa, CA: Black Sparrow Press, 1996. Print.
- . *The Paul Bowles Reader: Selected and with an Introduction by Peter Owen*. London: Peter Owen Publishers, 2000. Print.
- Breton, André. Soupault, Phillipe. *Les champs magnetiques (The Magnetic Fields)*. 1920. Trans. David Gascoyne. London: Atlas Press, 1986. Print.
- Brown, Charles Brockden., and Fred Lewis Pattee, Eds. 1798. *Wieland; or the Transformation: Together With Memoirs of Carwin The Biloquist: A Fragment*. New York: Hafner Publishing Co., 1963. Print.
- . *Edgar Huntly, or Memoirs of A Sleepwalker*. 1799. New Haven: New College & University Press, 1973. Print.
- Caponi, Gena Dagele., Ed. *Conversations with Paul Bowles*. Jackson: University Press of Mississippi, 1993. Print.

- . *Paul Bowles: Romantic Savage*. Carbondale and Edwardsville: Southern Illinois University Press, 1994. Print.
- Charhadi, Driss Ben Hamed. *A Life Full of Holes*. Trans. Paul Bowles. New York: Grove Press, 1964. Print.
- Clifford, James. *The Predicament Culture: Twentieth-Century Ethnography, Literature, and Art*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1988. Print.
- Gide, André. *Les faux-monnayeurs (The Counterfeiters with the Journal of the Counterfeiters)*. 1925. Trans. Dorothy Bussy. London: Cassell & Company Ltd., 1950. Print.
- . *L'immoraliste (The Immoralist)*. 1902. Trans. Richard Howard. New York: Knopf, 1970. Print.
- . *Le Journal des faux-monnayeurs (The Journal of the Counterfeiters)*. Paris: Eos, 1926. Print.
- . *Les nouvelles nourritures (Fruits of the Earth)*. 1935. Trans. Dorothy Bussy. London: Secker & Warburg, 1952. Print.
- Henri, Barbusse. *Clarté*. Paris: Ernest Flammarion, 1919. Print.
- Lewis, William. *Louis Althusser and the Tradition of French Marxism*. New York: Lexington Books, 2005. Print.
- Miller, Jeffrey, Ed. *In Touch of the Letters of Paul Bowles*. London: Harper Collins Publishers, 1994. Print.
- Maier, John. *Desert Songs: Western Images of Morocco and Moroccan Images of the West*. Albany: State University of New York Press, 1996. Print.
- McCormick, Anne O'Hare. *The Hammer and The Scythe: Communist Russia Enters the Second Decade*. New York: Alfred A. Knopf. 1928. Print.
- Poe, Edgar Allan. 1839. *The Fall of the House of Usher and Other Tales*. New York: Signet Classic, 1960. Print.
- Pounds, Wayne. "Paul Bowles and Edgar Allan Poe: The Disintegration of the Personality." *Twentieth Century Literature*, Vol.32, No.3/4 (1986), 424-39. Print.
- Rabinow, Paul. *Reflections on Fieldwork in Morocco*. California: University of California Press, 1977. Print.
- La Révolution Surréaliste*. 1924-25. Paris: Jean-Michel Place, 1975. Print. This is a reprint of

the complete run (12 issues) of *La Révolution Surréaliste*.

Stein, Gertrude. *Three Lives*. New York: Random House, 1909. Print.

---. *Tender Buttons*. New York: Claire Marie, 1914. Print.

---. *The Making of Americans*. Paris: Three Mountains Press, 1925. Print.

Stewart, Lawrence D. *Paul Bowles: The Illumination of North Africa*. Carbondale, IL: Southern Illinois University Press, 1974. Print.

Tucker, Martin, Ed. *Literary Exile in the Twentieth Century: An Analysis and Biographical Dictionary*. New York: Greenwood Press, 1991. Print.

Waldberg, Patrick. *Surrealism*. London: Thames and Hudson, 1971. Print.

Walpole, Horace. *The Castle of Otranto*. 1764. Edinburgh: James Ballantine, 1811. Print.

Wolfert, Paula. *Couscous and Other Good Food from Morocco*. New York: Harper Collins Publishers, 1987. Print.

\* This is a new English translation of a paper presented in Japanese to the 22nd Annual Meeting of the Japan Association for Middle East Studies in May 2006 at the Tokyo University for Foreign Studies. The Japanese version was then published in *the Journal of the Faculty of Sociology, Ryutsu Keizai University* Vol. 17, No.1 (October 2006). The version here incorporates corrections to that paper (June 30, 2014).



---

## 研究ノート

---

### 「北斎コード」を探そう

#### －「さわれる富嶽三十六景」の新たな鑑賞方法の提案－

石川 恵理<sup>1</sup> 中村 正之<sup>2</sup>

Let's Discover Hokusai Code, 'Hidden Fuji' in the Tactile Works

－ A New Perspective of Appreciating Hokusai's '36 Views of Mt. Fuji' －

#### 1 研究の目的

本稿は、2013年、筆者たちが立ち上げた活動団体 TEAM MASA の研究・創作活動を通して見えてきた葛飾北斎「富嶽三十六景」の新たな鑑賞方法を提案するものである。それは、晴眼者のもとより、視覚障がいをもつ人もじっくりと指で触って頭の中にそのイメージを思い描くことにより、かなり明確に認識できる新たな鑑賞方法である。

もとより、晴眼者は、実に70%近くの情報を視覚を通して獲得しているといわれている。その一時に獲得する情報量の多さゆえに、時として、重要な情報を見落としてしまうことがあるのではなからうか。とりわけ美術作品に関して、作者が意図して描きこんだ暗号の存在を見落としてしまうこともあるのではないか。その暗号を感じ取ることができれば、これまでとは別の新たな視点からより深くその作品を鑑賞することが可能になるのではなからうか。

これは、TEAM MASA が主として視覚障がいをもつ人のために作成した「さわれる富嶽三十六景」の画像加工過程から体験的に導き出した仮説である。筆者たち TEAM MASA の制作した「さわれる富嶽三十六景」は、独自に考案した構成要素分割表現法<sup>(注1)</sup>という手法により、作品を構成する画像要素を4分割し、それらを順番に重ねて提示していくことにより徐々に全体像を把握してもらうというものである。どの構成要素をどの順番に配列するかがこの研究の大きな課題であった。完成した作品を実際にさわって鑑賞した方々から次のような声が寄せられた<sup>(注2)</sup>。

---

1 茨城県陶芸美術館 展示解説員

2 常磐大学コミュニティ振興学部 教授

\*楽しかったです！原図をいきなり触ってもまったくわかりませんが、こうして4枚に分けてみると、よくわかります。富士山をメインに周囲の情景がいろいろ描かれていて、面白いから2時間続けて9作品もさわってしまいました。こんな機会はなかなかありません。

\*同じ絵を4枚に分けて触るなんて驚きです。すごくわかりやすいです…普段は絵を見ることはなく興味も持てませんでした。絵とはこんなに素晴らしいものなのかと初めてわかりました。

以上、「さわれる富嶽三十六景」の作品を実際にさわってくださった方々からの感想の一部である。ここからも構成要素分割表現法が視覚障がいをもつ方々にとって、芸術作品鑑賞方法のかなり有効な手立ての一つになることは確信できる。

## 2 「北斎コード」の存在の発見

2013年の筆者たちの「さわれる富嶽三十六景」の制作において、北斎は「富嶽三十六景」の中に隠し絵として「隠れ富士」を描いているように感じる作品が多数見受けられた。富士山をシンボライズした三角形や築山状のなだらかな線等を配置した作品が数多く存在するのである。このことに関して、彼の数点の作品について具体的に論究されているものもある。なかでも、「甲州石班澤（こうしゅうかじざわ）」が好例である。これは、まさにダビンチコードならぬ、ホクサイコードと呼ぶにふさわしいものである。

江戸時代、「富士塚」と呼ばれる築山の形状の塚が各地で作られていたことがわかっている<sup>(注3)</sup>。富士山は、信仰の山であったことは言うに及ばない。江戸時代、江戸の地においても富士塚を作って不二の山（この世に二つとない最高の山）、不死の山として、遠くそびえる富士山に思いを馳せながら信仰心を高めていったのである。

北斎は、よほど富士山に執着心を抱いていたとみえる。「隠れ富士」は、時には鋭く険しい頂を持つ富士山とほぼ完全な形状（以下、本稿では「相似形」と呼ぶ。）をなしている形状であったり、その頂を削り取ってなだらかにした築山のような形状（以下、本稿では「類似形」と呼ぶ。）であったりする。大きなもの、小さなもの、意外なところに、いくつも散らばって配置されていることもある。これは北斎の強い信仰心からくるものなのか、構図的美的感覚からなのか、それともユーモアのセンスからなのか、真意は何なのか、ご本人に確認したいところである。

筆者たちは、「富嶽三十六景」の46作品を画像加工していく過程において、相当数の

作品の中に「相似形」もしくは「類似形」の「隠れ富士」を認めるに至った。全体像を見るだけでは、わかりにくくなっている形を構成要素で分割することで、隠し絵が顕著に現れてきたのである。色情報を含めて余分な情報をそぎ落とすことにより、その形状がより鮮明に浮かび上がってきたのである。しかも多くが加工画像の3枚目に現れることが多く、ときには2枚目に浮かび上がってくることもあった。これは、晴眼者にとっても大変興味深い事実である。それまで漠然と眺めていた作品の中に、「隠れ富士」というもう一つの富士を探し出す楽しみを見出すことができるようになったのである。その意味では、構成要素分割表現法を用いて作成した「さわれる富嶽三十六景」の触察図は、視覚障がいをもつ人のためだけに作成した展示資料ではなく、すべての人に新たな鑑賞方法を提示する手法と呼ぶことも可能ではなかろうか。

### 3 「北斎コード」を探す旅－「富嶽三十六景」鑑賞のもう一つの楽しみ方の提案

さて、富嶽三十六景の作品の中の「もう一つの富士」については、わずかの研究者が数作品についてその存在を言及している。

川原廣美<sup>(注4)</sup>は、氏が主宰するインターネット HP「市民の浮世絵美術館」中のコラム「富嶽三十六景・北斎の暗号」<http://homepage2.nifty.com/ukiyo-e/>において、2009年以降、北斎の富嶽三十六景のそれぞれの作品について解説を加えてきた。その中で、相当数の作品の中に富士山の相似形（三角形）が存在することを指摘するとともに、うち数作品については、具体的にコメントしている。

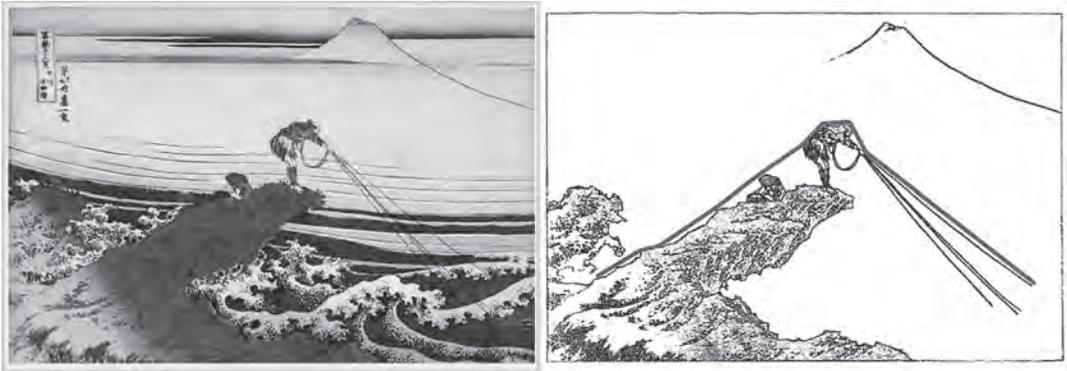
筆者たちは、本稿で、「隠れ富士」を二つの形状に分類して考察を加える。「相似形としての隠れ富士<sup>(注5)</sup>」及び「類似形としての隠れ富士<sup>(注6)</sup>」である。先にも述べたとおり、相似形とは、文字通り、ほぼ同じ形状で大きさの比率が異なる形状のことである。類似形とは、とがった山頂を持つ富士への崇拜のしるしとしてピーク部分を丸く切り落とした築山の形状（「富士塚に相当する、丸い小山のような半円上の形状）のことである。当時の人々は、身近なところに富士塚を作り、自らの身边に同様の形状のものを置くことによって富士山への信仰心や畏敬の念を表していたのではなかろうか。

ここで、代表的な「隠れ富士」を2作品紹介する。まず相似形の代表的事例として先に述べた「甲州石班澤（こうしゅうかじがざわ）」である。（以降、本稿で提示する原画像はすべて山梨県立博物館所蔵品からの借用である。また、加工画像は、石川が加工した画像<sup>(注7)</sup>を使用している。）

(1)相似形の存在例

相似形の存在のもっとも有名な作例は「甲州石班澤」であろう。これについては、すでに多くの研究者が指摘しているところである。

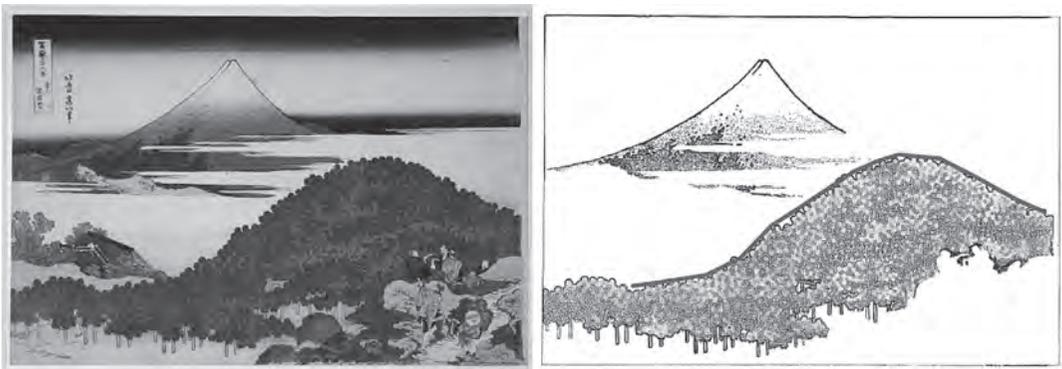
甲州石班澤は、押し寄せる波が岩にぶつかり泡立つ富士川に、漁師が投網を投げ入れている様子を描いている。複数の構成要素を合わせることによって「岩と漁師と投網」の作り出す三角形（太線部分）と富士の稜線が相似形になっている。



(2)類似形の存在例

続いて、類似形の代表的事例として「青山圓座姿」の事例を紹介する。

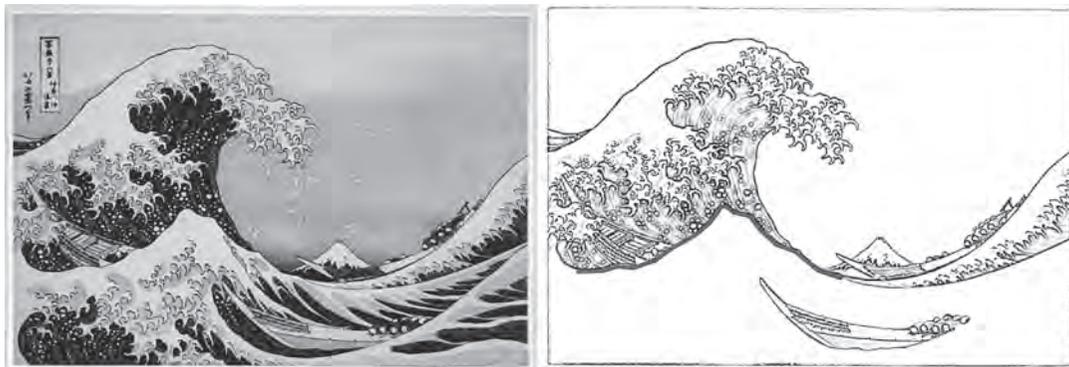
「青山圓座姿」に描かれた大松は、江戸原宿村龍巖寺境内にあった名木で、一株の松が三間（5.6m）にも枝を広げていたという。太線で示す通り、この長い枝を広げた大松がなだらかな築山の形状を示しており、富士山と類似形になっている



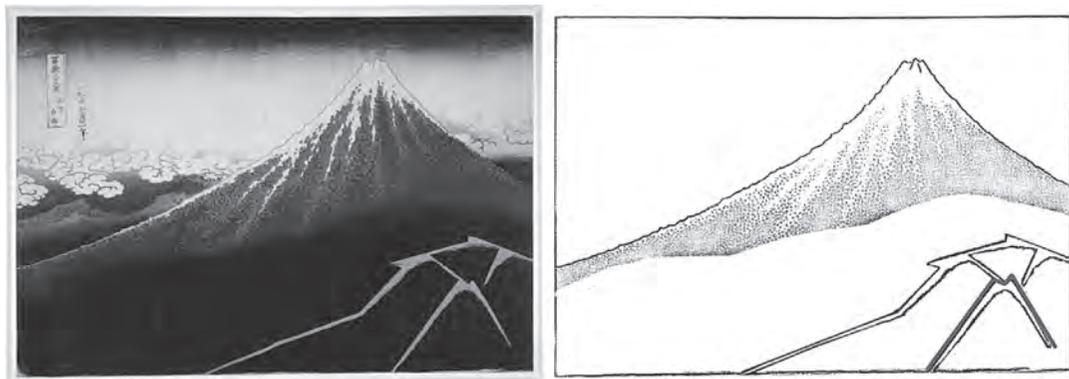
以下、いくつかの作例について原画と加工画像とを並列提示しながら相似形及び類似形としての「隠れ富士」の存在について解説を加える。（なお、作品名の前の二けたの数字は、山梨県立博物館制作図録における「富嶽三十六景」作品の通し番号に合致させている。）

まず、相似形としての「隠れ富士」は、次の20作品にみられる。理解しやすいと判断できる5事例を提示しながら論察する。

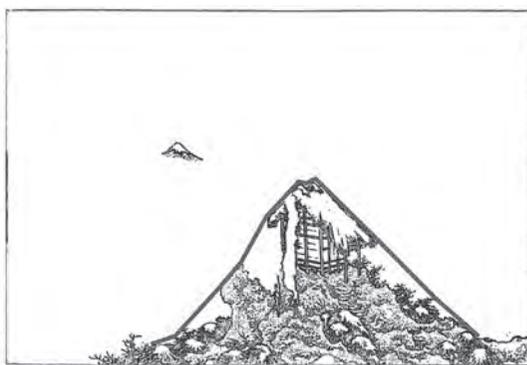
**01 神奈川沖浪裏** 手前の波が奥に描かれている富士山にそっくりの大きな相似形になっている。あたかも大波が富士を抱いているようにも見える。



**03 山下白雨** 右下の稲妻の形状が、富士山の形状とそっくりである。

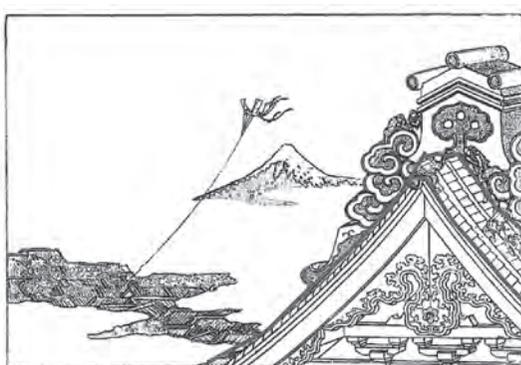


13 信州諏訪湖 中央の庵と富士山が相似形をなす。

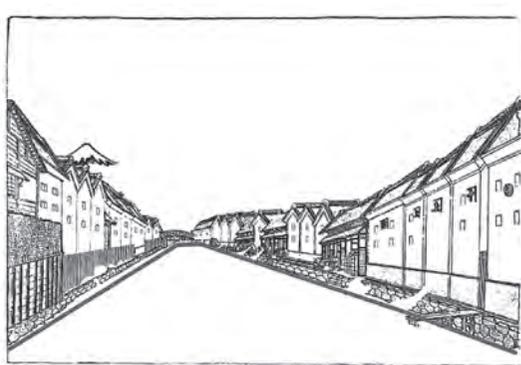


18 東都浅草本願寺 本願寺の屋根の三角形と富士山が相似形をなしている。

さらに、天高く上がっている凧をピークとして、ぴんと張った糸が、富士の形を連想させる相似形とみなすこともできる。



26 江戸日本橋 大川の兩岸のラインと富士山が相似形をなす。



これらの他に次の作品の中に「相似形」の「隠れ富士」を見出すことができる。

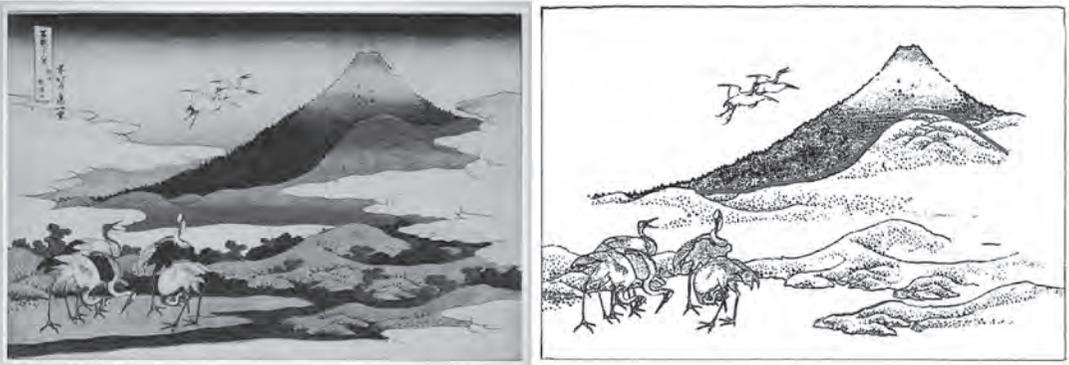
- 11 武陽佃嶌 手前の荷物を積んだ舟と富士山が相似形をなす。
- 14 甲州石班澤 岩場の線～漁師～投網の縄の三角形が富士山と相似形をなす。(相似形解説の項で既出。)
- 15 常州牛堀 生活の場としての舟の三角屋根と富士山が相似形をなす。
- 20 遠江山中 大きな木材、それを支える支柱の作る三角形と富士山が相似形をなす。(富士山が、ほかの作品と比べて急峻に描かれているのは意図的に相似形にしたかったためか。)
- 21 礪川雪ノ旦 手前の茶屋の見物台の屋根及び家々の屋根と富士山の三角形が相似形をなす。
- 24 上総ノ海路 大きな舟の帆を張る綱と富士山が相似形になっている。いくつもの帆の綱が大小の富士の形を浮かび上がらせている。
- 27 隅田川関屋の里 中央にそびえる松の枝が、富士山と相似形をなしている。
- 31 江都駿河町三井見世略圖 右側の呉服屋の屋根と富士山が相似形をなしている。高く上がっている扉及びそこから延びる糸も富士山の裾野と並行になっていて、高くそびえたつ富士山の相似形を連想させる。
- 33 五百らかん寺さざみどう 富士山のすぐ右手の木柱(建物)群がもう一つの小さな富士山のように見える。相似形といえよう。
- 35 相州江の嶋 家々の屋根の三角形が富士山と相似形をなす。(たくさんあるので、インパクトは弱くなる。) 江の島全体の姿が三重塔を中心とした三角形をベースに構成されていると考えると、これが富士山と相似形とみなすこともできる。
- 37 本所立川 家々の三角屋根が富士山と相似形とみなすことができる。しかし、小さなものがたくさんあるだけで、インパクトに欠ける。
- 38 従千住花街眺望ノ不二 手前と奥の家並みの屋根の三角形が富士山と相似形とみなすことができる。しかしながら、たくさんありすぎてインパクトに欠ける。
- 41 身延川裏不二 険しい身延山系とその後ろにそびえる富士山及び右隣の岩山の形状が相似状に配置されている。
- 42 相州仲原 右手前の家の前に張り巡らしてある綱と富士山が相似形をなす。
- 44 駿州片倉茶園ノ不二 手前の民家の屋根の三角形が富士山と相似形をなす。

次に、類似形としての「隠れ富士」の存在について原画と加工画像とを3例提示しながら解説を加える。類似形とみなすことのできる形を含む作品は17作品ある。

**08 甲州犬目峠** 手前の急な上り坂が富士山の裾野と並行、類似形を連想させる。



**16 相州梅澤左** 富士山と手前の山が類似形をなしている。



**23 東海道吉田** 富士山を見物している客の並びを意識すると三角形をベースに配置している。富士山と類似形になっている。意図的な人物配置の妙といえよう。



これらの他に次の作品の中に「類似形」の「隠れ富士」を見出すことができる。

- 04 深川万年橋下** 丸い大きな橋が大きな山を連想させる類似形になっている。
- 06 青山圓座姿** 手前の大きな松がと富士山が類似形になっている。(類似形解説の項で既出。)
- 10 武州玉川** 富士山の裾野と玉川の川面、手前の登り坂が3本の平行線になっている。画面右側外れたところに第2、第3の富士山を連想させる。(川面に立つ細かな波も、富士山と類似形ととらえることもできる。)
- 12 相州七里濱** 手前の小高い山と富士山が類似形になっている。(あえて形をゆがめていると考えられる。)
- 19 駿州江尻** 吹き飛ばされる紙片のラインと富士山の左側の裾野のラインが類似している。
- 22 下目黒** 左手前の家々の屋根と富士山が類似系左右な急な丘をつなぎ合わせると富士山と類似形になっている。
- 28 相州箱根湖水** 富士山手前右側の大きな山が富士山を連想させる迫力をもつ類似形。手前中央の針葉樹林なども三角形をベースに配置しており、富士山と相似形をなしているともみやすことができる。
- 29 甲州三坂水面** 右手の小高い丘の連なりが、いずれも富士山と類似形になっている。また、左側の小さく急峻な山の連なりも富士山と相似形をなしているように見える。
- 30 東海道程ヶ谷** 馬と馬に乗った旅人などが富士山と類似形をなす。高くそびえる松のそれぞれの枝葉の形状も、富士山と類似形をなす。
- 36 東海道江尻田子の浦略圖** 富士山の裾野の流れと、手前の山並みのラインが類似形を連想させる。
- 39 東海道品川御殿山ノ不二** 右手前の人々の配置が富士山の裾野と並行になるように配置しているように見える。類似形とみやすことができよう。
- 40 甲州伊沢暁** 富士山と手前の松林の連なりが平行線になっている。類似形とみやすことができよう。
- 43 駿州大野新田** 葦の束を担いだ牛の姿が、富士をいくつも並べたような印象を与える類似形になっている。富士山と茶畑に点在する家々の屋根とが相似形ととらえることもできるが、小さすぎてインパクトはない。
- 45 東海道金谷ノ不二** 近景右手の丘の形状及び、川向うの堤防の形状が、富士の類似形とみなせる。

以上、概説した通り、相似形及び類似形を含むと考えられる作品は、「富嶽三十六景」全 46 作品中 37 作品ある。(相似形を含む作品が 20 作品、類似形を含む作品が 17 作品。)これだけの数がそろると、もはや偶然とは言い難く、北斎のお気に入りの構図であるばかりでなく、彼のユーモアのセンスによるものとも考えられえし、本人及び(もしくは)当時の人々の信仰心の表れであったのではなかろうかと思いをめぐらすのも無理からぬことと考える。いずれにせよ、これら相似形や類似形を探すという新たな鑑賞の仕方は「富嶽三十六景」の新しい姿を見出だすことにつながるのではなかろうか。

#### 4 ユニバーサルデザインの観点からの新たな芸術作品鑑賞方法の確立に向けて

本来、富嶽三十六景は多色摺り木版画である。その画題と共に、微妙な色彩の変化や原版の彫り・摺りの妙などを見て楽しむものである。しかし、本稿の始めにも述べたとおり、私たちは、視覚を通して実に 7 割もの情報を得ている。それゆえに、見えているはずの情報を見落としてしまうこともある。見えているのに見えていない、という現象が生じるのである。

構成要素分割表現法は、筆者たちが様々な実験を繰り返しながら開発した手法である。その主たる目的は、視覚障がいをもつ方々が様々な写真(天体写真、喜怒哀楽の顔の写真、風景写真など)や芸術作品などを、視覚を使わずに触覚を通して鑑賞できるような作品作りに貢献するためである。ところが、2013 年の「富嶽三十六景」の作品制作の途中の過程において、北斎の「隠れ富士」が随所に現れることがこの手法によって明確にされていた。これは、もはや視覚障がいをもつ人たちだけのための手法ではなく、晴眼者であっても、「隠れ富士を探す」という新たな富嶽鑑賞の楽しみを提供する手法として注目すべきことである。まさにユニバーサルデザインを目指す手法の一つとかみなすことができるのではなかろうか。

「隠れ富士」は、北斎自身が意図的に隠し絵として画中に埋め込んだのか、単なる偶然なのか、それは、北斎本人にしかわからないことである。しかしながら、今回の構成要素分割表現法による画像処理を通して、それまで意識しなければ見落としていたかもしれない様々なことがらが最終画像でなく、途中の画像の中に浮き出てきたことは事実である。これは、「富嶽三十六景」の新しい解釈及び鑑賞方法として興味深い<sup>(注8)</sup>。今後、構成要素分割表現法に一層磨きをかけるとともに、様々な芸術作品の加工における応用可能性を追求するとともに、作者が意図して作品の中に隠した謎を探りだしていきたい。

《注》

注1 構成要素分割表現法は、中村正之がその考え方を開発し、TEAM MASA の面々が様々な実験を通して確立してきた手法である。統一した基準により一定数に分割（本稿の作品については4分割）した画像情報を再配列する方法として、①価値の高さによる配列、②距離（遠近法）による配列、③大きさ順による配列、の3種類の表現法を提案している。詳細については、菊池秀一「博物館における視覚障がい者向けの展示方法および支援方策に関する研究－触覚型展示資料の開発の現状と今後の課題－」（2013）及び、Nakamura Masayuki & Shuichi Kikuchi. "A New Perspective of Art Expression for the Blind and Visually Impaired -Plural Images by Component Orders on Swell Paper-" 常磐大学コミュニティ振興学部研究紀要『コミュニティ振興研究』第17号（2013）に記述されている。

注2 小原二三夫「触って鑑賞する『富嶽三十六景』」日本ライトハウス情報文化センター『点訳通信 81号』2014年4月1日号。

注3 西海賢二は、「富士信仰の展開－信仰民具試論－」において、日本常民文化研究所報告第2集『富士講と富士塚』（神奈川大学：1978年）及び東京都豊島区立郷土資料館編纂『富士講と富士詣』（1984年）の先行研究を基に江戸における富士塚の位置に関する詳細な地図を作成している。

注4 川原廣美。市民の浮世絵美術館主宰、NPO 長野浮世絵研究会主宰。現在、『市民の浮世絵美術館』を主宰。国際浮世絵学会所属。東京都出身、長野県飯綱町在住。  
(HP <http://homepage2.nifty.com/ukiyo-e/>)

注5 Henry D. Smith II. *HOKUSAI One Hundred Views of Mt. Fuji*. pp.7-11, "The Peerless Peak, The Sacred Peak, The deathless Peak" の項参照。

注6 同上。

注7 加工画像については、石川が、石川恵理「触覚型展示資料の作成とその成果についての研究－「さわれる富嶽三十六景」の制作を通して－」（2013年）にて作成した加工画像資料より引用し、相似形、類似形とみなすことのできる部分を太線強調した。

注8 「隠されたもう一つの富士（隠れ富士）」の存在については、山梨県立博物館中山誠二学芸課長が2013年11月21日付毎日新聞夕刊「手で触る「富嶽三十六景」－常磐大生ら全46図作製－」の記事の中で、「北斎の世界にも多彩な楽しみがあるのだとこちらも気付かされた」と述べている。

《参考文献》

- 井澤英理子、宮澤富美恵「北斎が描いた甲斐の国」『山梨県立博物館研究紀要第6集』2012年。
- 石川恵理「触覚型展示資料の作成とその成果についての研究―「さわれる富嶽三十六景」の制作を通して―」2013年度常磐大学コミュニティ振興学部卒業論文、2014年1月。
- 芸艸堂編集部『富嶽百景図録』美術書出版株式会社芸艸堂、2010年。
- 小原二三夫「触って鑑賞する『富嶽三十六景』」日本ライトハウス情報文化センター『点訳通信81号』2014年4月1日号。
- 小原二三夫「触って鑑賞する『富嶽三十六景』」小原二三夫の部屋・コラム」2014年4月13日 <http://www5c.biglobe.ne.jp/~obara/colum/colum104.html>
- 神奈川大学日本常民文化研究所編『富士講と富士塚―東京・神奈川―』日本常民文化研究所報告第2集、平凡社、1978年（1993年、復刻版）。
- 川原廣美「富嶽三十六景・北斎の暗号」インターネットHP「市民の浮世絵美術館」<http://homepage2.nifty.com/ukiyo-e/>
- 菊池秀一「博物館における視覚障がい者向けの展示方法および支援方策に関する研究―触覚型展示資料の開発の現状と今後の課題―」2012年度常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士論文、2013年3月。
- 西海賢二「富士信仰の展開―信仰民具試論―」『富士吉田市史研究第5号』38-67頁、1990年、富士吉田市史編さん室。
- Smith II, Henry D. *HOKUSAI One Hundred Views of Mt. Fuji*. George Braziller, Inc., New York, 1988.
- 須藤茂樹「文人画に見る富士山の絵画表現」『甲斐第121号』山梨郷土研究会、2010年。
- Dover Publications, Inc. (ed.) *Views of Mt. Fuji - KATSUSHIKA HOKUSAI* - Dover Publications, Inc. New York, 2013.
- 富永将功「視覚障がい者の学びを支援する方策～カプセルペーパーが「みせる」美の世界を求めて～」2012年度常磐大学コミュニティ振興学部卒業論文、2013年1月。
- 長野浮世絵研究会『江戸浮世絵展～日本人が再発見した浮世絵～』龍鳳書房、1998年。
- Nakamura Masayuki & Shuichi Kikuchi. "A New Perspective of Art Expression for the Blind and Visually Impaired-Plural Images by Component Orders on Swell Paper-" 常磐大学コミュニティ振興学部研究紀要『コミュニティ振興研究第17号』1-24頁、2013年

11月。

榑崎宗重『富嶽三十六景－北齋と広重 1－』図書印刷株式会社、1964年。

山梨県立博物館『北齋と広重 ふたりの富嶽三十六景』2010年。

毎日新聞（全国版夕刊）掲載記事「手で触る富嶽三十六景・常磐大生ら全46図作製」

2013年11月21日。

渡邊秀樹編集『画狂人北齋の世界』洋泉社、2014年。

### 《執筆者》

- 1 石川恵理、茨城県陶芸美術館展示解説員。TEAM MASAにて「さわれる富嶽三十六景」全作品の画像処理を担当。2章、3章執筆責任者。
- 2 中村正之、常磐大学コミュニティ振興学部教授。1章、4章執筆責任者。



---

## 研究ノート

---

# 環境政策と環境教育の統合化に向けて

## —環境政策における環境教育の意義と課題からの考察—

岡嶋 宏 明<sup>1</sup>

Towards The Integration of Environment Policies and Environmental Education

### 0. はじめに

現在、地球環境問題を含む環境問題は我々人類の生存を脅かすまでに拡大化・深刻化しており、これらの問題の解決は、人類共通の喫緊の課題であることに疑念を抱く人は少なからう。そして、環境問題解決の今日的な目的は、「人類の生存・生活基盤である地球環境を保全しつつ、豊かな人間社会を築く＝持続可能な社会の構築<sup>2</sup>」となっている。そのためには、我々の経済社会体制ならびに環境への価値観を変容させていくことが求められている。

およそ環境問題は因果関係が複雑化・重層化していることに起因して、持続的社会の構築ひいては環境問題解決ため、学問分野の精緻化・細分化に伴い様々なアプローチが試みられている。その代表例が環境政策や環境教育であろう。

筆者は「現在の環境政策と環境教育が互いに持続可能な社会の構築を目的とし、かつ重複する部分を有しながら、何故環境問題解決のために総合的アプローチに至らないのか？」という問いを提示したい。この問いは、筆者の専門分野が環境経済学であり、「経済的アプローチを用いて環境と人間社会との関係を分析、環境制御の理論の構築、効果的な環境政策を提示する」学問的使命によるが、他方で、常磐大学コミュニティ振興学部において「環境教育」を担当していたことに端を発している。

そこで本稿では、本稿では現在の環境政策における環境教育の意義ならびに課題を明確化することにより、両者の環境政策と環境教育の統合化へ向けての必要性を提案することを試みるものである。

---

1 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

2 1992年のリオ宣言以降、環境政策(国際条約、わが国の環境関連法体系、わが国自治体の環境関連条例)の理念であり、環境教育もESD(Education for Sustainable Development)へと変貌を遂げていることが論拠である。

## 1. 環境政策と環境教育における共通点

### 1-1. 定義・目標における共通点

わが国における環境政策（Environment Policy）の基本的考え方は、環境省（1994）「環境基本計画<sup>3</sup>」によれば、

環境は、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っており、人類の存続の基盤である。この限りある環境は、ひとり人類のみならずすべての生命を育む母胎であるとともに、人類は、この生存の基盤としての環境を将来の世代と共有している。（中略）地球環境が損なわれつつあるとの懸念や環境保全のための予防的方策をとる必要があるとの認識は国際的に共通のものとなり、世界各国は、持続可能な開発を進めていく必要性を認識する点で一致している。（中略）我々は、健全で恵み豊かな環境が人間の健康で文化的な生活に不可欠であることにかんがみ、環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受できるようにしていかなければならない。同時に、人類共有の生存基盤である有限な地球環境は、将来にわたってこれを維持していかなければならない。（中略）生産と消費のパターンを持続可能なものに変えていくことが肝要である。<sup>i</sup>

とされ、長期的な目標として「循環」「共生」、「参加」、「国際的取組」の4つが示されている。

一方、環境教育（Environmental Education）は、「環境教育政府間会議（トビリシ会議：1978）において、「環境問題に対する個人や社会の直接的働きかけおよび環境保護を保証する世界、いわば世界平和を確立するものであり、平和教育、国際理解教育と不可分の関係にあること」<sup>ii</sup>と定義され、「関心（Awareness）」「知識（Knowledge）」「態度（Attitude）」「技能（Skills）」「評価能力（Evaluation ability）」「参加（Participation）」の6項目を具体的目標としている。

また、わが国における定義では「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（2003）」において、

「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。<sup>iii</sup>

3 環境基本計画は2000年、2006年、2012年に更新されている。

とされ、その目的は①持続可能な社会の構築、②環境保全の意欲の強化、③協働取組の推進、④現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するである。

環境政策と環境教育の両者に共通することは、定義においては、①「持続可能な社会（開発）を構築（実現）する」ために②「国際的な協力（理解）」を深め、③「環境と社会・経済の統合」を図り、④「環境を保全する」ことにあり、目標においては、「参加」のみが共通していると整理することが可能である（表1参照）。

表1. 環境政策と環境教育の目標

環境政策の長期的目標		環境教育の目標	
循環	物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、 <b>循環を基調とする社会経済システムを実現</b>	関心 (Awareness)	全環境とそれに関わる問題に対する関心と感受性を身につけること
共生	社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、自然と人との間に豊かな交流を保つなど、健全な生態系を維持、回復し、 <b>自然と人間との共生を確保</b>	知識 (Knowledge)	全環境とそれに関わる問題および人間の環境に対する厳しい責任や使命について基本的な理解を身につけること
参加	あらゆる主体が環境への負荷の低減や賢明な利用などに自主的に取り組み、環境保全に関する <b>行動に主体的に参加する社会を実現</b>	態度 (Attitude)	社会的価値や環境に対する強い感受性、環境の保護と改善に積極的に参加する意欲などを身につけること
国際的取組	地球環境の保全のため、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい <b>国際的イニシアティブを発揮して、国際的取組を推進</b>	技能 (Skills)	環境問題を解決するための技能を身につけること
		評価能力 (Evaluation ability)	環境状況の測定や教育プログラムを生態学的、政治的、経済的、社会的、美的、その他の教育的見地にたって評価できること
		参加 (Participation)	環境問題を解決するための行動を確実にするために、環境問題に関する責任と事態の緊急性について認識を深めること

出典) 環境省 HP『環境基本計画』および日本生態系協会編著『環境教育がわかる事典』柏書房 P99「ベオグラード憲章における環境教育の6つの目標段階」より筆者再編

## 1-2. 発展過程における共通性

環境政策ならびに環境教育の発展過程においては、対象・内容が「環境問題」や「環境保全」であるため、当然の帰結ではあるものの共通する事象が多い。無論、内容論・方法論に異なる点の多いため独自の発展を遂げているが、本節では、国際的側面ならびに国内的側面に分けて共通性を見出すこととする。

### ①国際的側面における共通性

環境政策と環境教育両者の共通的な事象を最初期に見出すことが可能なのは、1948年

の「国連自然保護連合 (IUPN<sup>4</sup>)」の設立であろう。なぜならば、これにより国際的な自然保護政策がスタートしたわけであるが、同時に設立総会において環境教育の必要性が設立総会で唄われたという点において重要である。その後 1962 年に Carson が『沈黙の春 (Silent Spring)』において、人間による環境破壊が、結果として人間に影響を与えることを寓話を用いて警鐘を与え、ヨーロッパ的近代啓蒙思想が中心に捉えている「自然の征服」の考えを批判し、「エコロジ的思考」を提起した<sup>iv</sup>。これを受けアメリカ政府は農薬の大量空中散布を禁止する措置を講じることとなる。一方、Carson は “The Sense of Wonder (1965)” の中で、「どのように子どもを教育すべきか」に悩む親たちに「幼い頃の原体験、自然体験、社会体験がいかに大切であるか」を説き、環境への感受性の重要性を指摘し、現代における環境教育の重要な一面を担っている<sup>v</sup>。

1972 年は環境政策ならびに環境教育にとってまさにエポックメイキングな年であった。すなわち、第 1 に Club of Rome による『成長の限界 (The Limits to Growth)』の発表であり、100 年以内に世界の破局的未来を予測した。彼らは、『限界なき学習 (No limits to learning : 1980)』において、人類が今日直面している環境、エネルギー、人口、食糧、軍拡、人権、南北格差、社会的不平等などの「世界的問題群 (world problematique)」の解決は人々の学習によってのみ可能となる、つまり人類の生存と発展は人々の学習によって決定されると指摘したのである<sup>vi</sup>。第 2 には、「国連人間環境会議 : UNCHE」が開催されたことであろう。この中で「国連人間環境宣言」において 26 の原則において今後の環境政策の在るべき姿を規定するとともに「国連環境計画 (UNEP)」の発足や「ロンドン条約<sup>5</sup>」の採択がなされた。また同宣言では、原則 19 において「環境教育が個人や企業、社会の環境保全に向けた行動にとって重要である」<sup>vii</sup>と環境教育の必要性を謳い、ベオグラード会議 (1975) などの環境教育に関する国際会議を活発化させたのである。

さらに、1992 年には「国連環境開発会議 : UNCED (1992)」が開催され、「リオ宣言」において 27 の原則において持続可能な社会構築のための環境政策の在り方を示すとともに、「アジェンダ 21 行動計画」の策定や「気候温暖化防止条約」の締結など地球環境問題への国際的な対策が加速した。一方、同会議では、リオ宣言における原則 9 「持続可能な発展に向けた能力増強、教育、科学的知見の普及、技術移転などを推進しなければならない」、「アジェンダ 21」の第 36 章「教育、意識啓発および訓練の推進」での「公式の

4 現 IUCN のことである。

5 正式名称：「廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」

教育、意識啓発および研修を含んだ広義の教育は、人類と社会が最大限の可能性を達成する上での一過程として認識すべきものである」<sup>viii</sup>と改めて環境教育の必要性が謳われ、環境教育の新たな形である“ESD（Education for Sustainable Development）”誕生に大きな影響を与えたのである（詳細は表1参照）。

## ②国内的な側面

残念ながら、我が国における環境政策と環境教育の発展過程における共通性を見出すことは困難である。その理由は後述の課題へとつながる。

環境政策と環境教育の共通性が見受けられるのは、1986年に環境庁が環境教育を環境行政の一つの柱と位置づけ、環境教育懇談会を設置するとともに、1989年に「みんなで築く『よりよい環境』を求めて」という指針をまとめることが始まりであるとも考えられるが、より強い共通性は1993年に制定された「環境基本法」であり、環境政策の基本的な考え方や実現のための基盤的政策手段に言及している「環境基本計画（1994）」であろう。これらにおいて環境教育は、前者においては、

*国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする（第25条）<sup>ix</sup>*

と規定されている。また、後者においては第2節「各主体の自主的積極的行動の促進」の中で、

*持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するためには、各主体が、環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力が育成されることが重要である。このため、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りつつ、環境保全に関する教育及び主体的な学習を総合的に推進する。（中略）そのための施策の充実を図る。<sup>x</sup>*

と明記されており、環境政策の中に環境教育が位置づけられた重要な事象である。その

後、2003年「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定される（表2参照）。

表 2. 環境政策と環境教育に関する共通の出来事

年号	環境政策に関すること		環境教育に関すること	
	国際的	国内的	国際的	国内的
1948	国際自然保護連合 (IUPN) 設立		国際自然保護連合 (IUPN) 設立総会にて環境教育の必要性が謳われる	
1962	Carson 『沈黙の春 (Silent Spring)』 発表			
1965			Carson “The Sense of Wonder” 発表	
1972	Club of Rome 『成長の限界 (The Limits to Growth)』 発表 「国連人間環境会議: UNCHE」が開催		「国連人間環境会議」の人間環境宣言において環境教育の必要性が謳われる	
1980			Club of Rome 『限界なき学習 (No limits to learning)』 発表	
1986				環境庁が環境教育懇談会を設置し我が国における環境教育の在り方を検討
1989				環境庁が環境教育の指針「みんなで築く『よりよい環境』を求めて」をまとめる
1992	「国連環境開発会議: UNCED (1992)」が開催 「アジェンダ 21 行動計画」策定 「気候温暖化防止条約」等締結		リオ宣言における原則 9、「アジェンダ 21」の第 36 章において環境教育の重要性が改めて述べられる。	
1993		環境基本法制定		環境基本法第 25 条において環境教育・学習の推進が明記される
1994		環境基本計画策定		環境基本計画第 2 節において具体的施策として環境教育・学習の推進が明記される
2000		第 2 次環境基本計画策定		第 2 次環境基本計画において環境教育・環境学習への国の対応が謳われる
2003		環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律制定		環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律制定
2006		第 3 次環境基本計画策定		第 3 次環境基本計画において、「環境保全の人づくりのための環境教育の推進」が謳われる
2012		第 4 次環境基本計画策定		第 4 次環境基本計画において、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」として環境教育が位置づけられる

出所) 日本生態系協会 (2001) 『環境教育がわかる事典』 柏書房 P411-420 の年表を参考に筆者加筆

## 2. 環境政策における政策手段としての環境教育の位置づけ

### 2-1. 環境政策手段の分類における環境教育の位置づけ

天野明弘（1997）によれば、現行の環境政策の代表的な手段は、一般的に①直接規制（direct regulatory instruments）、②経済的手段（economic instruments）、③普及・啓発<sup>6</sup>（information and consultative approach）の三つに分類される<sup>xi</sup>。

①の直接規制は、指令・統制メカニズム（Command and Control Mechanism）とも呼ばれ、許認可、環境基準の設定などを通じて環境負荷活動に対する強制的ないし規制であり、イエニッケ・ヴァイトナー（1998）は『成功した環境政策』の中で「成功した環境政策の大部分がこの直接規制であった」と結論付けている（詳細については表3参照）<sup>xii</sup>。また、②の経済的手段とは、税・課徴金・補助金（助成措置）等の経済的インセンティブ利用し、を経済主体（economic actor）が代替的行動の間で選択を行う際の費用と便益に影響を与えることによって、その行動を環境保全へと移行させる手段である（詳細については表3参照）。

近年の環境政策を巡る特徴の一つとしては、極めて多種多様な政策手段が開発・導入されていることである。③普及・啓発はその顕著な一例であり、本方式の形態としては、「知る権利法」や「情報公開制度」、「エコラベル」等に代表される環境保全技術や環境劣化の影響に関する情報提供型政策手段、あるいは環境（保全）教育推進による長期的な意識改革型の政策手段である。本方式にはいくつかの重要な社会的機能がある。つまり、a) 環境保全のための社会的費用が増加しつつあることの認識を通じて環境政策の必要性に対する社会的認識を高めること、b) 消費パターンの変化を通じて生産・供給構造を環境保全型に移行させること、c) 環境保全に資する新技術の普及を促進すること、d) 学校教育・社会教育を通じて環境の重要性に関する認識を高めることなどである（詳細については表3参照）<sup>xiii</sup>。

①～③の政策手段が、どのような場面でどのような効果を発揮するかを明らかにすることは、環境政策の立案に必要不可欠である。また、政策手段のミックス（いわゆる policy mix）を考慮すると環境政策手段の選択肢は格段に拡張される。なぜならば、前掲のイエニッケ・ヴァイトナーの言葉に集約されるであろう。すなわち、「これこそ唯一、理想的な手段だ、というものは存在しない。我々は一人一人のスターではなく、オーケストラの全体を必要としているのである」<sup>xiv</sup> 環境政策の最終的な効果は、それに対する社会の受容

6 植田和弘は『環境経済学（岩波書店）』の中で、基盤的手段と呼んでいる。

性に依存するものであり、三つの手段を適切に組み合わせることが重要となる。表3は植田和弘が『環境経済学』において政策手段を分類・整理したものを他の先行研究などを踏まえ、筆者が加筆・再整理したものである。なお、政策手段の分類は、天野明弘（1997）『環境との共生をめざす総合政策・入門』の分類に依拠する。

表 3. 環境政策の分類

政策手段	具体的政策		メリット	デメリット
	公共機関自身による活動手段	原因者をコントロールする手段		
直接規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境インフラの整備</li> <li>環境保全型公共投資</li> <li>公有化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準・製品基準・排出基準・安全基準等の設定</li> <li>許認可</li> <li>罰則</li> <li>土地利用規制</li> <li>環境アセスメント制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全への効果が直接的かつ確実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の強さによっては市場を閉鎖</li> <li>政策判断ミスによる「政府の失敗」の発生</li> </ul>
経済的手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発</li> <li>グリーン調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税</li> <li>課徴金</li> <li>補助金</li> <li>排出権取引</li> <li>デポジット制度</li> <li>エコラベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済主体の自由な活動自体が環境資源利用の最適化をもたらす</li> <li>市場メカニズムの自律性が担保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境改善効果に疑問</li> <li>国民的コンセンサスの形成が困難</li> <li>受益と負担の公平性の問題</li> </ul>
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理・監査制度</li> <li>コミュニティを知る権利法</li> <li>環境情報データベース</li> <li>環境における損害賠償ルール</li> <li>エコマーク・省エネマーク</li> <li>環境に関する情報公開制度</li> <li>環境教育の推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境政策の必要性に対する社会的認識を高める</li> <li>経済システムを環境保全型に移行させる</li> <li>環境保全技術の普及を促進する</li> <li>学校教育・社会教育を通じて環境の重要性に関する認識を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境改善に関して即効性に乏しい</li> <li>政策効果を量的に把握することが困難である</li> </ul>

出典) 植田和弘『環境経済学』岩波書店および天野明弘（1997）『環境との共生をめざす総合政策・入門』を参考に筆者が再整理

## 2-2. 政策手段としての環境教育の意義

前述のように現在の環境政策においても環境教育は重要な政策手段として位置付けられている（ただし、主要な手段としてではない）が、本節においては、環境教育の政策手段としての意義を①経済学的側面、②予防局面での環境政策的側面において明確化してみる。

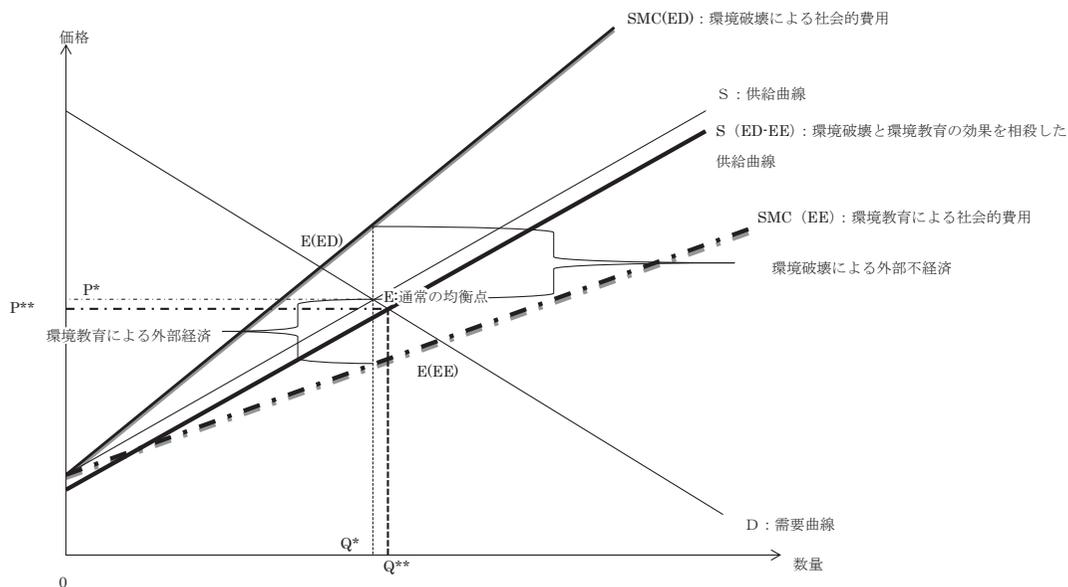
### ①経済学的な意義

経済学的見地においては、地球環境問題を含む環境問題も教育（家庭教育・学校教育・社会教育を問わず）も「外部性（Externality）」である。「外部性」とは、「ある人の経済活動が市場を経由すること（補償されること）なく、第三者の経済活動（産出効果）に影響を与えること」であり、第三者への影響により「外部経済（External economy：プラスの

効果)」と「外部不経済 (External diseconomy : マイナスの効果)」が存在している<sup>7)</sup>。

上述の“教育”は前者に当たり、教育を高めることは短期的<sup>7)</sup>では無いにしろ職業訓練や研修等の企業が負担するコストを企業努力とは無関係に低減できることから社会的厚生 (Social Welfare) を高めることとなる。対して、“環境問題”は後者であり、環境問題の放置は環境改善や健康被害に対する補償などの社会的コストの増加を招き、人々の厚生を高めるべく稀少資源を有効に利用するという経済効率目的が達成されないだけでなく、所得分配を歪める (あるいは悪化させる) という側面をも有しているのである。通常外部不経済の制御には、前節の経済的手段を用いることが多い。しかしながら、環境破壊による影響よりも環境教育推進による効果が大きくなれば、政策実施のための行政コストをはじめとする社会的なコストを低減できる可能性も否定できない<sup>8)</sup>。

図1は、環境破壊により外部不経済と環境教育による外部経済の効果をモデルとして表している。ここで、Dは市場需要曲線、Sを市場供給曲線とし、環境破壊による社会的費用をSMC (ED)、環境教育における社会的費用をSMC (EE) で表すこととする。外



出所) 岡嶋宏明「地方環境税の理論と取組に関する研究」『コミュニティ振興研究第5号』を参考に筆者が加筆修正

図1 環境破壊と環境教育の経済効果概念図

7 経済学における短期とは、資本等の生産要素を変化させられない期間を意味しているが、概ね1年程度を指す。

8 無論、教育効果が表れる時期と影響の拡大にはタイムラグもあるであろうし、教育による外部便益と環境破壊による外部費用の大きさを定量的に測定が可能であるならば? という前提は存在する。

部不経済の存在は  $S$  と  $SMC(ED)$  の上方への乖離で表すことが可能であり、乖離幅が外部不経済に関わるコストとして認識できる。通常、外部不経済は市場経済では内部化されないため、市場に任せたならば、 $Q^*$  の均衡量となり、過剰供給が継続されてしまう。そのため、 $SMC(ED)$  と  $D$  の交点である均衡点  $E(ED)$  における社会的最適供給量  $Q(ED)$  に減少させるため、価格を上昇させるべく、政策手段を講じなければならない。

しかしながら、環境教育を実施すれば、短期ではないにしろ外部経済効果が働き  $S$  と  $SMC(EE)$  は下方に乖離するはずである。このため、外部不経済による費用上昇と外部経済による費用下落が相殺され、供給曲線  $S$  は新たな供給曲線  $S(ED-EE)$  にシフトし、需要曲線（ただし需要は一定） $D$  との交点で均衡し、新たな供給量  $Q^{**}$  が導出される<sup>xvi</sup>。

結果的には、環境破壊の効果より環境教育の効果が勝っていれば、社会的最適水準の供給量は外部不経済を内部化した時よりも大きくなり、それに伴い社会的余剰（Social surplus）も大きくなるはず<sup>9</sup>である。

## ②予防局面での環境政策としての意義

日本をはじめとする多くの国における伝統的な環境政策の特徴は、対処療法的（react-and-cue）政策であった。しかしながら、このアプローチの欠陥は既によく知られている。第1に自然破壊や人間の健康被害のような不可逆的な損失あるいは復元不可能な場合、事後的対策には限界がある。第2に、環境保全のための費用効果的戦略が採用されない、ならびに  $PPP^{10}$  による原因者負担よりも租税が使用されるケースの存在など経済的な面からの欠陥である。したがって、予防局面での環境政策を充実させるべきであるということは、社会の共通認識になっている<sup>xvii</sup>。環境政策においては、「予防原則（precautionary principle）」を確立すべきとの主張が地球サミット以降 EU をはじめとして提唱されている。なぜならば、リオ宣言原則 15 には「環境を保護するために、予防的アプローチは各国によってその能力に応じて広く適用されなければならない。（以下省略）」<sup>xviii</sup> という予防原則の重要性が謳われていることに起因している。予防原則を基盤とする新しい環境政策は現状では十分に発展していない<sup>11</sup> が、重要なのは政策決定に関して完全情報を担保する場合、直接規制であれ、経済的手段であれ同様の効果をもたらすことから、情報の非対

9 仮に、 $ED > EE$  であっても、外部不経済を内部化した時の供給量よりは大きく、それによる価格上昇も最小限に食い止めることが可能である。

10 Polluter Pays Principle: 汚染者負担の原則

11 その理由としては、環境に対する脅威を早期に除去するための切り札という見解がある一方で、非科学的・非合理的である、あるいは技術開発を阻害するなどの批判が存在するとともに具体的に意味するところについての共通認識が十分になされていないためである。

称（不完全）性を排除する上で環境に関する教育は重要な役割を持つといえる。なぜならば、UNESCO がまとめた『持続可能な未来のための学習（2005）』において、「多くの場合、社会、経済、あるいは環境問題について明確な意思決定をするのに必要な科学知識がすべてそろっているわけではありません。（中略）そこで、個人的な決定と広範な政策立案において『予防原則』が重要な指針となります。」<sup>xix</sup>と予防原則の重要性を謳っており、不確実性と予防措置の重要性を教える教育的な利益として、「持続可能なライフスタイルを実現する方法は1つではないことを理解します。（中略）持続可能な未来をさまざまに実現する努力に進んで参加します。」<sup>xx</sup>というように別の進路（未来予想図）が存在することが認識されるものとしている。それ故、予防原則を基盤とする環境政策を実現する上でも意義あるものと考えられる。

### 3. 環境政策における環境教育の課題

前章では、環境政策における環境教育の意義をという形ではあったが、多くの共通性を見出すことができた。しかしながら、何故環境問題解決のために総合的アプローチに至らないのか？本章では、環境政策と環境教育の統合化を阻害する要因を課題として捉え、①学問領域におけるセクショナリズム、②行政のセクショナリズム、③環境政策と環境教育双方の課題の3点に絞って考察する。

#### 3-1. 学問領域のセクショナリズムによる課題

「環境（あるいは環境保全も含むこともあり）」を研究対象、内容・領域として取り扱う学問領域は、自然科学、社会科学、人文科学と多岐に渡っており、様々なアプローチが試みられている。しかしながら、本来、学際的・多分野的アプローチが期待されている領域であるにもかかわらず、統合化には至っていない。この統合化の障壁としては、学問領域のセクショナリズムの存在が考えられる。一例として、筆者の専門は経済学であるので、社会科学で見ると、加藤寛・中村まづる（1994）『総合政策学への招待』において以下のように述べている。

個別学問の分化は、19世紀の支配的な自由主義イデオロギーが源となっていた。国家と市場、政治と経済が分析上独立した領域であり、各領域には独自の法則があると論じられていた。社会はそれらの領域を別々に維持するべきだとみなされ、学者はそれを別個のものとして研究した。（中略）分析水準、主題、方法、理論的仮定のどれ

を見ても実際上もはや適切と言えず、それを支持できたとしても知的刺激を産み出し  
ているというよりは、むしろ弊害となっている。(中略) とりわけ政策判断は、総合  
的視点なくしては分析し判断することは不可能である。<sup>xxi</sup>

つまり、19 世紀、20 世紀と学問分野が精緻化・細分化されるにつれて、総合的・学際  
的に取り組まなければならない環境問題と学問との関係が分断されたことの証左と言えよう。

一方、(環境に関する) 政策研究 (Policy studies) あるいは政策分析 (policy analysis)  
という学問分野で考えるならば、当該学問はもともと政治学を中心として誕生したもので  
あるが、当初から学際的色彩の濃い性格を有していた。1970 年代に始まった政策評価の  
研究は、政策目的および政策手段に関する様々な学問分野での研究成果を利用する形で学  
際性を強めてきた。これらの学問分野は、基礎分野では経済学、政治学、社会学、心理学  
など、また応用分野では、企業経営、公共組織の管理、計画、社会福祉、教育などが含ま  
れる。例えば政策研究の代表的著書の一つである Nagel (1988) では、学問分野と政策  
分野の対応関係を表 4 のように示している<sup>xxii</sup>。

表 4 学問分野と政策分野

学問分野	政策分野の例
政治学	外交、防衛、選挙、立法改革、市民の自由
経済学	経済規制、労働、通信、財政、農業
社会学・心理学	社会・福祉、少数グループ、教育、人口
都市・地域	土地、運輸、自然環境保全
自然科学・工学	技術革新、保健、エネルギー、生理医学

出所) 天野明弘著 (1997) 『環境との共生をめざす総合政策・入門』有斐閣アルマ、P14 より引用

前出の天野は「環境問題への政策対応は、空間的広がりと時間的広がりから必然的に自  
然科学と社会科学の広い領域にわたる学際的取組を要求するものである」<sup>xxiii</sup> との見解を  
示している。しかしながら、Nagel の対応関係を示した表においても天野の主張におい  
ても政策対応に関して人文科学、とりわけ環境教育の内容・方法論を研究している教育学は  
含まれていない。

一方、環境教育 (学) にも同様の課題が存在している。朝岡 (2004) は『新しい環境  
教育の実践』において、

狭義の環境教育が自然保護教育や公害教育などを指すのに対して、いま提起されている持続可能な開発のための教育（ESD）は開発教育・平和教育・ジェンダー教育・福祉教育などを含む『総合科学』の体裁を持ちつつある。（中略）総合科学を構成する個別科学には、それに固有の研究対象と研究方法、評価体系とが存在する。とりわけ、各科学に固有の評価体系に関して、応用科学における『有用性』、基礎科学における『真理性』、社会科学における『妥当性』などおおまかな方向付けがなされているものの、環境教育学がどのような評価体系をもつかが問われている<sup>xxiv</sup>

と述べている。すなわち、狭義の環境教育学が主に依拠してきた「有用性」だけでなく、基礎科学の「真理性」、社会科学の「妥当性」も視野に入れた、より総合的・体系的な評価体系の構築が求められている。これらのことから環境政策と環境教育の両者に各々学問的セクショナリズムが存在していることの表れではないであろうか。

### 3-2. 行政のセクショナリズム

我が国の行政施策実施において「縦割り行政」の弊害がしばしば指摘されているが、環境政策と環境教育においてもこの行政におけるセクショナリズムは存在している。すなわち、端的に言えば、環境政策の立案・実施は環境省が主であり、環境教育が含まれる教育（文教）政策の立案・実施は文部科学省が主というように政策対象毎により担当が異なっていることである。

そもそも、1971年の環境庁の設立は、それまで各省庁で行われていた環境行政<sup>12</sup>を総合的かつ効率的に実施することを目的としているが、現在でも解消されているとは言い難い。

一例をあげるならば、環境政策においては、環境に配慮した企業行動（エコビジネス）を促すために、通産省が1992年に「環境に関するボランティアプラン」を作成し、翌93年には環境庁が「環境にやさしい企業行動方針」を発表している<sup>xxv</sup>。さらに、個別リサイクル法においても法律作成主体が、廃棄物処理法においては厚生省、容器包装リサイクル法では環境省、家電リサイクル法および自動車リサイクル法は経済産業省、食品リサイクル法は農林水産省、建設リサイクル法は国土交通省、小型家電リサイクル法は環境省ならびに経済産業省に分かれている<sup>xxvi</sup>。

---

12 廃棄物行政は厚生省、産業（公害）行政は通産省、河川行政は国土省等に分割されていた。

	文部科学省	環境省	国土交通省	農林水産省	経済省
1970	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校公害対策研究会から環境教育研究会へと名称変更し、公害教育から環境教育へシフト。</li> <li>文部省特定研究「科学教育」で、「環境教育カリキュラムの基礎的研究」が進められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本環境協会設立</li> </ul>			
1980		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育懇談会を設け、環境教育を環境行政の一つの柱と位置付け、環境教育の指針をまとめた。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー環境教育情報センター設立</li> </ul>
1990	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が環境教育を推進するための施策を打ち出す。</li> <li>1991年に「環境教育指導資料」の中学校編、1992年に小学校編を作成。1995年には事例集をまとめた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基本法」の制定</li> <li>環境基本法、及び基本法に基づき策定された環境基本計画に、環境教育関連部分が生まれる。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育指導者養成研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもエコクラブ 発足</li> <li>自然解説指導者研修</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコスクール・パイロットモデル事業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>エコスクール・パイロットモデル事業</li> </ul>	
1998	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央教育審議会答申で、知識偏重型教育に見直しをかける。</li> <li>学習指導要領の改訂により、各教科で体系的な学習を通じた環境教育を重視。</li> <li>「総合的な学習の時間」が取り入れられ、「環境」がテーマとして扱われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IGES設立(能力開発と教育)</li> </ul>			
1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの水辺」再発見プロジェクト</li> <li>日本環境協会が、地球温暖化防止活動推進センター(JOCCA)を設置</li> <li>子どもパークレンジャー事業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>田んぼの学校プロジェクト</li> </ul>	
2001		<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン教育モデル事業</li> <li>地域主導の温暖化防止支援事業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校林整備・活用推進事業</li> <li>地域主導の温暖化防止支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン教育モデル事業</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>省庁連携子ども体験型環境学習推進事業</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境教育活動の整備促進事業</li> <li>森の体験交流活動促進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ECO学習ライブラリー(環境教育・環境学習データベース)の設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境教育活動の整備促進事業</li> <li>森の体験交流活動推進事業</li> </ul>	
2003		<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境教育推進法」の施行</li> <li>環境教育推進グリーンプラン</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>環境コミュニティビジネスモデル事業</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に係る人材認定等事業の登録</li> </ul>			
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー教育実践校の指定</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>「持続可能な開発のための教育の10年」に向けた取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連ESDの10年促進事業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消費行動における意識向上のための環境教育</li> <li>エネルギー教育調査普及事業</li> </ul>
2008		<ul style="list-style-type: none"> <li>いきものみつけ ~100万人の温暖化闘争~</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境教育推進総合対策事業</li> </ul>	

出所) 経済産業省 (2010) 『地域における体験重視型の環境教育検討会－「まちエコキッズ」プロジェクト－』第1回配布資料より引用

図2 環境教育政策の各省庁の取組

他方、環境教育においても同様な事象が見受けられる。すなわち図2に示すように、教育政策の主体は文部科学省であるため、いち早く環境教育の前身である公害教育を実践していくのであるが、1989年以降、環境省が環境教育の指針作成やこどもエコクラブの発足など環境教育に参入してくるだけでなく、建設省、農林水産省、経済産業省なども各々環境教育に力を入れ始める。近年では、「エコスクールパイロット・モデル事業」や「全国子どもプラン（1999）」に見られるように各省庁の連携が図られ始めているが、未だに統合化されているとは言い難い状況である<sup>xxvii</sup>。

環境保全の一層の推進を図るためには、全庁的な行政施策の体系化・構造化が一層求められる。

### 3-3. 環境政策ならびに環境教育双方における課題

第1に環境政策自身の課題に関しては、今日、各国や各地方自治体レベルで実施されている環境政策の展開を見ると、その実情は必ずしも理想的な在り方を示していないことが多いことにある。例えば①環境保全計画がそれなりに策定されていても、それが形式的ないし名目的なものになっている。②達成のためのプログラムが具体的に示されていない。③実際の個別的な環境政策の実施レベルでの政策手段がほとんど実効性を有していない。等の現実がある。これは、現実の環境政策の展開に関する歴史的蓄積が少ないことにも起因するが、植田（1991）は根本的な事情をすなわち、

*第1の事情は、現実の環境政策の展開がそれぞれの国における時々の政治経済的な都合にもとづく意思決定によって実質的に左右されている場合が多いことである。（中略）第2の事情としては、現実の環境政策の展開がその背後にある社会経済構造によって制約されている場合が非常に多いことである。*<sup>xxviii</sup>

と指摘している。したがって、環境政策論のレベルでは、植田が指摘する現実的状况をどのように打開していくかについて具体的な検討を行う必要があり、打開の展望が示せない限り、環境政策の在り方やその諸手段について形式的に議論しても求められる環境政策への前進は見出すことができない。

第2に環境教育自身の課題、すなわち「環境教育は環境問題を解決できるのか？」という問いであるが、前出の朝岡（2004）は

環境教育学の主流となっている子どもを対象とした学校教育実践研究からは、本質的に環境問題を解決する環境教育の枠組みは出てこないだろう。(中略) 環境教育への期待が強ければ強いほど、環境教育は環境問題を解決できるのか(より原理的に、教育は社会を変革できるのか)という問いはより切実なものとならざるをえない。(中略) 環境教育が環境問題を解決することに何らかの形で有効であるとすれば、それは環境問題を解決しようとする市民運動や社会の動きにかかわる学習を「無条件に援助し、条件整備する」以外にないのではないだろうか。<sup>xxix</sup>

と述べている。すなわち、環境教育においては「政治的介入を拒否した積極中立の立場」が重要であり、社会(あるいは権力)との緊張関係を抜きにして、環境教育が環境問題解決に資することができないことを意味している。

さらに、環境政策と環境教育の両者に関わる課題としては、①定義が異なること。②目標(あるいは目的)・方法論が異なることである。

まず、定義であるが、“政策”とは、宮脇(2005)によれば「理想と現実の関係を繋げる手段」<sup>xxx</sup>であり、“環境政策”とは「自然保護、環境保全、廃棄物処理など環境に関わる政策であり、環境運動のうち、政府および政府関係機関が行うもの。」<sup>xxxi</sup>とされている。対して“教育”とは、大辞林第3版によれば、「他人に対して意図的な働きかけを行うことによって、その人を望ましい方向へ変化させること。広義には、人間形成に作用するすべての精神的影響をいう。」<sup>xxxii</sup>と定義され、“環境教育”は「人間も地球に生きる多様な生物の一種であるという認識に立ち、環境について自然や地理・歴史などの総合的な学習を行うこと。」<sup>xxxiii</sup>とされている。つまり、前者は“手段”であるとともに“政府および政府関係機関が実施する”ものであり、行政が社会を理想的な環境水準に変容させるための外的要因である。一方、後者は“意図的な働きかけ”あるいは“精神的影響”を及ぼす“環境についての総合的な学習”と整理され、環境を通じて学習者の精神的変容を促す内的要因であると理解される。

また、定義が異なれば当然ながら目標・方法論は異ならざるを得ない。目標に関しては、1章でみたように、環境政策と環境教育に共通するものは「参加」だけであり、前者は「循環」「共生」「国際的取組」など社会の枠組みの変容が求められ、対して、後者は「関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」など人間の内面的変容に関わる目標が設定されており、共通性を見出すよりも異なる点の方が際立っている。さらに、方法論としては、

環境政策に関しては、規制であれ、経済的手法であれ、現実的な政策が対処療法的アプローチにならざるを得ないが、環境教育は時間的な問題はあるものの環境を重視した価値観を有する人材を育むという点において予防的アプローチとも考えられる。これら外的要因を重視するか？内的要因を重視するか？の違いは、両者を併合する上で大きな隔たりとなっている。

#### 4. むすびに

環境問題解決の今日的な目的は、「人類の生存・生活基盤である地球環境を保全しつつ、豊かな人間社会を築く＝持続可能な社会の構築」であり、そのためには、我々の経済社会体制ならびに環境への価値観を変容させていくことが求められている。この変容を促す具体的な手段の一例が環境政策と環境教育であろう。

この両者には、定義と目標、発展の過程において多くの共通性を見出すことができた。すなわち、定義においては、両者とも①「持続可能な社会（開発）を構築（実現）する」ために②「国際的な協力（理解）」を深め、③「環境と社会・経済の統合」を図り、④「環境を保全する」ことが掲げられ、目標としては、「参加」が組み込まれている。また、発展過程においては、両者とも国際的には、Carson や Club of Rome の警鐘に影響を受け、「国連人間環境会議：UNCHE（1972）」および「国連環境開発会議：UNCED（1992）」の開催により発展してきた。また国内的には、「環境基本法（1993）」の制定「環境基本計画（1994）」の立案・施行が両者に大きな影響を与えたのである。

これらの共通性から、筆者は「現在の環境政策と環境教育が互いに持続可能な社会の構築を目的とし、かつ重複する部分を有しながら、何故環境問題解決のために総合的アプローチに至らないのか？」という問いを提起し、環境政策と環境教育の統合化に向けての第1段階として、環境政策における環境教育の意義と課題を明確化することとした。

環境政策の政策手段としての環境教育の意義としては、第1に、そもそも、現行の環境政策の代表的な手段として3つの手段（直接規制、経済的手法、普及・啓発）のうち、第3番目の普及・啓発に環境教育は明確に位置づけられている。第2に、経済学的視点に立ち環境問題ならびに環境教育をとらえる場合、両者とも市場を経由しない外部性であり、前者はマイナスの効果を、後者はプラスの効果を発揮する。その際、環境教育によるプラスの効果が環境破壊によるマイナスの効果を上回れば、社会的余剰を増やし、他の政策手段を用いるよりも社会的コストを低減できる可能性を有している。第3に、「リオ

宣言（1992）」以降、環境政策で求められている「予防原則（あるいは予防的環境政策）」の観点からも、環境教育による人材育成が結果として、予防的措置につながる可能性を有している。これらのことから、環境教育は環境政策手段として重要な位置づけにあり、統合化を進めるうえでの根拠となるであろう。

しかしながら、未だに統合化が進まない理由として3点の課題を提起した。すなわち、①学問的セクショナリズム、②行政的セクショナリズム、③両者が内在している課題である。①の学問的セクショナリズムとしては、現行の環境政策において人文科学的が含まれていない。他方、環境教育にも環境政策的アプローチが欠如していることが証左であろう。②の行政的セクショナリズムでは、環境政策は環境省、環境教育（主に学校教育）は文部科学省主導というように「縦割り行政」の弊害が存在している。さらに、③両者の課題としては、各々課題を有するだけでなく、両者の環境へのアプローチが環境政策は外因的・対処療法的であるのに対し、環境教育は内因的・予防的な面が強く、両者はある意味において対極に位置してしまっている。しかしながら、ESDの登場によって環境教育も従来ものから変化をし始めている点も重要である。

現状では、上記の課題から統合化を進めることは難しいであろう。しかしながら、環境政策も環境教育もその目的は、「人類の生存・生活基盤である地球環境を保全しつつ、豊かな人間社会を築く＝持続可能な社会の構築」にあるのであれば、統合化は困難であっても相互補完的（卒喙同機）な関係をもってより良い環境を創造すべきであろうし、統合化を進めるべく道筋を示す必要性は十分に意義がある。

なぜならば、イエニッケ・ヴァイトナーは、『成功した環境政策』の結論として、成功の要因として、①情報を通じた介入、②市民の環境への意識、③NGOや市民団体等の新しいアクターを挙げている<sup>xxxiv</sup>。これはまさに、教育による意識の変容を意味するものである。

本稿においては、環境政策における環境教育の意義と課題にのみ焦点を当てたが、今後は環境政策と環境教育の統合化に向けた具体的なプログラムを提示していきたい。

## 註

i 引用。環境省（1994）『環境基本計画「第2部第1節」』<http://law.e-gov.go.jp/html-data/H15/H15HO130.html>

ii 引用。佐藤真久（1998）「環境教育の概念と定義～1970年代以降の主要会議・論

- 文のレビューを通じた国際的動向、環境教育概念の歴史の変遷～」IGES ワーキングペーパー、地球環境戦略研究機関、P13-15、[http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/1699/attach/eeconcepts\(j\).pdf#search='%E7%92%B0%E5%A2%83%E6%95%99%E8%82%B2+%E5%AE%9A%E7%BE%A9'](http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/1699/attach/eeconcepts(j).pdf#search='%E7%92%B0%E5%A2%83%E6%95%99%E8%82%B2+%E5%AE%9A%E7%BE%A9')
- iii 引用。環境省（2003）『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第2条3」』[http://www.env.go.jp/policy/suishin\\_ho/02.pdf](http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/02.pdf)
- iv 参照。生野正剛・早瀬隆司・姫野順一（2003）『地球環境問題と環境政策』ミネルヴァ書房、P8-9
- v 参照。佐島群己著（2002）『環境教育の基礎・基本』国土社、P55-56
- vi 参照。西川万文・中村正之・岡嶋宏明・吉永宏（2007）「生涯学習における環境学習のありかた」『コミュニティ振興研究第7号』常磐大学、P119-120
- vii 引用。亀井康子（2010）『新・地球環境政策』昭和堂、P9
- viii 引用。同上、P15
- ix 引用。環境省（1993）「環境基本法」『法令・告示・通達』<http://law.e-gov.go.jp/html-data/H05/H05HO091.html>
- x 引用。環境省（1994）『環境基本計画「第2節1」』[http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/main.html#ch-331setu](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/main.html#ch-331setu)
- xi 参照。天野明弘著（1997）『環境との共生をめざす総合政策・入門』有斐閣アルマ P192
- xii 引用。マルティン・イエニッケ / ヘルムート・ヴァイトナー編、長尾伸一 / 長岡延孝監訳（1998）『成功した環境政策 エコロジー的成長の条件』有斐閣 P37
- xiii 参照。前掲 xi、P192-195
- xiv 引用。前掲 xii、P33
- xv 参照。岡嶋宏明著（2005）「地方環境税の理論と取組に関する研究」『コミュニティ振興研究第5号』常磐大学、P154-156
- xvi 参照。同上
- xvii 参照。植田和弘著（1996）『環境経済学』岩波書店、P29
- xviii 引用。前掲 xii
- xix 引用。安倍治・野田研一・鳥飼玖美子監訳 UNESCO（2005）『持続可能な未来のための学習』立教大学出版会、P72

xx 引用。同上、P73

xxi 引用。加藤寛・中村まづる（1994）『総合政策学への招待』有斐閣、P7-9

xxii 参照。前掲 xi、P11-14

xxiii 引用。前掲 xvi

xxiv 引用。朝岡幸彦著（2004）『新しい環境教育の実践』高文堂出版、P29-30

xxv 参照。岡嶋宏明著（1996）「わが国産業の環境保全と環境共生・循環型産業への転換に関する基礎的研究」『経済学研究第2号』立正大学大学院経済学研究科編、P115-116

xxvi 参照。環境省 HP「各種リサイクル法等関連」『廃棄物・リサイクル対策』<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/>

xxvii 参照。日本生態系協会編（2001）『環境教育がわかる事典』柏書房、P411-420

xxviii 引用。植田和弘・落合仁司・北島佳房・寺西修一著（1991）『環境経済学』有斐閣ブックス、P192

xxix 引用。前掲 xxvi

xxx 引用。宮脇淳著（2005）「公共政策とは何か」『PHP 政策研究レポート（Vol.8 No.91）』<http://research.php.co.jp/seisaku/report/05-91ronsetsu1.pdf#search='%E5%85%AC%E5%85%B1%E6%94%BF%E7%AD%96%E3%81%A8%E3%81%AF'>、

xxxi 引用。ことバンク <http://d.hatena.ne.jp/keyword/%B4%C4%B6%AD%C0%AF%BA%F6>

xxxii 引用。三省堂大辞林第3版、<http://kotobank.jp/word/%E6%95%99%E8%82%B21dic=daijisen&oid=04528600>

xxxiii 引用。同上、<http://kotobank.jp/word/%E7%92%B0%E5%A2%83%E6%95%99%E8%82%B2>

xxxiv 参照。前掲 xii、P38-42

## 参考文献一覧

- 1 朝岡幸彦著（2004）『新しい環境教育の実践』高文堂出版
- 2 天野明弘著（2003）『環境経済研究 環境と経済の統合に向けて』有斐閣
- 3 天野明弘著（1997）『環境との共生をめざす総合政策・入門』有斐閣アルマ
- 4 生野正剛・早瀬隆司・姫野順一（2003）『地球環境問題と環境政策』ミネルヴァ書房

- 5 今井清一著（2002）『環境教育論—上巻—』晃洋書房
- 6 今井清一著（2006）『新版 環境教育論』鳥影社
- 7 植田和弘著（1996）『環境経済学』岩波書店
- 8 植田和弘・落合仁司・北島佳房・寺西修一著（1991）『環境経済学』有斐閣ブックス
- 9 岡敏弘著（1999）『環境政策論』岩波書店
- 10 岡敏弘著（2006）『環境経済学』岩波書店
- 11 岡嶋宏明著（1996）「わが国産業の環境保全と環境共生・循環型産業への転換に関する基礎的研究」『経済学研究第2号』立正大学大学院経済学研究科編
- 12 岡嶋宏明著（2005）「地方環境税の理論と取組に関する研究」『コミュニティ振興研究第5号』常磐大学
- 13 加藤寛・中村まづる（1994）『総合政策学への招待』有斐閣
- 14 亀井康子（2010）『新・地球環境政策』昭和堂
- 15 環境省（1993）「環境基本法」『法令・告示・通達』<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H05/H05H0091.html>
- 16 環境省（1994）『環境基本計画「第2部第1節」』<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0130.html>
- 17 環境省（1994）『環境基本計画「第2節1」』  
[http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/main.html#ch-331setu](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/main.html#ch-331setu)
- 18 環境省（2003）『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第2条3」』  
[http://www.env.go.jp/policy/suishin\\_ho/02.pdf](http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/02.pdf)
- 19 環境省 HP「各種リサイクル法等関連」『廃棄物・リサイクル対策』<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/>
- 20 ことバンク <http://d.hatena.ne.jp/keyword/%B4%C4%B6%AD%C0%AF%BA%F6>
- 21 佐島群己著（2002）『環境教育の基礎・基本』国土社
- 22 佐藤真久（1998）「環境教育の概念と定義～1970年代以降の主要会議・論文のレビューを通じた国際的動向、環境教育概念の歴史の変遷～」IGES ワーキングペーパー、地球環境戦略研究機関
- 23 三省堂『大辞林 第3版』  
<http://kotobank.jp/word/%E6%95%99%E8%82%B2?dic=daijisen&oid=04528600>
- 24 柴田弘文著（2002）『環境経済学』東洋経済新報社

- 25 日本生態系協会編（2001）『環境教育がわかる事典』柏書房
- 26 沼田眞監修（1982）『環境教育論 人間と自然とのかかわり』東海大学出版
- 27 沼田眞監修（1992）『学校の中での環境教育』国土社
- 28 マルティン・イエニッケ/ヘルムート・ヴァイトナー編、長尾伸一/長岡延孝監訳（1998）『成功した環境政策 エコロジー的成長の条件』有斐閣
- 29 三橋規宏著（1998）『環境経済入門<新版>』日経文庫
- 30 宮脇淳著（2005）「公共政策とは何か」『PHP 政策研究レポート（Vol.8 No.91）』  
<http://research.php.co.jp/seisaku/report/05-91ronsetsu1.pdf#search='%E5%85%AC%E5%85%B1%E6%94%BF%E7%AD%96%E3%81%A8%E3%81%AF>
- 31 ユネスコ（2005）『持続可能な未来のための学習』安倍治・野田研一・鳥飼玖美子監訳、立教大学出版会
- 32 ユネスコ（1997）『学習：秘められた宝』天城勲監訳、ぎょうせい
- 33 横浜国立大学教育人間科学部環境教育研究会編（2007）『環境教育－基礎と実践－』共立出版

---

## 研究ノート

---

# 日本語の終助詞「ね」についての一考察

梅 香 公<sup>1</sup>

An analysis of the Japanese sentence-final particle *ne*

### 1. はじめに

日本語の日常会話においては、文書中の表現とは異なり多くの終助詞が見られる。終助詞は文末に現れ、その役割は、話し手の発話状況の認識と聞き手への伝達の在り方を示すことにあると考えられている(仁田(2003))。本稿では、終助詞「ね」に焦点を絞って以下で分析を進めていくことにする。終助詞「ね」の用例は多岐に渡っているが以下に、仁田(2003)の分類に従いリストする。

- (1) a. A: 「佐藤さんをご存知ですね」  
B: 「ええ、大学時代の友人です」  
b. A: 「佐藤さんは一人っ子だそうですね」  
B: 「ええ、そうだったはずですよ」  
c. A: 「鈴木は病院に行くって言って、帰りましたよ」  
B: 「じゃあ、そんなにひどいけがじゃないんですね」  
d. A: 「ああ、そうか。この問題、そんなに難しく考える必要はないわけですね」  
B: 「そういうことです」
- (2) a. A: 「君は相変わらず強情だね」  
B: 「あいにくと生まれつきそうなんだ」  
b. A: 「君が遅刻するとは珍しいねえ」  
B: 「家を出るのが遅くなったうえに、渋滞につかまっちゃたんだよ」  
c. A: 「何かわかりましたか？」

---

1 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

B: 「犯人はここに立ち寄りなかったみたいですね」

d. A: 「今、何時？」

B: 「ええと。3時20分ですね」

(3) 昨日ね、田中にばったり会ったんだけどね、どうもいつもの元気がないんだよ。

仁田(2003)によると、(1)は聞き手による発話内容の確認、(2)は話し手による認識の聞き手に対する伝達、そして、(3)は話し手による聞き手の存在への意識を表していると考えられている。形式的な特徴としては、(1)、(1a)は直接形に「ね」が接続した形、(1b)は伝聞情報に「ね」が接続した形、(1c)は「のだ」に「ね」が接続した形、そして、(1d)は「わけだ」に「ね」が接続した形をとっている。細かく意味を見ると、(1c)では、相手の発話内容から推論した結果が表明されている。また、(1d)では、相手の発話内容に対する納得を示していると指摘されている。他方、(2)では、仁田(2003)によると、評価や感情を表す文に「ね」が接続されていると考えられる。(2b)のように、「ねえ」が選択されることもある。(2c)では認識のモダリティ形式「みたい」に「ね」が接続された形であり、(2d)では発話内容の処理に負担がかかる状況での「ね」の選択例である。処理に負担がない場合は、以下のように不自然な文となる。

(4) A: 「名前は何ですか」

B: 「\* 山田ですね」

(3)は、文末に限らず文中にも出現する間投詞的用例であり、話し手の聞き手への意識を表す(仁田(2003))。多くの場合、「ね」の接続した文言の強調となるようである。

上記の仁田(2003)による観察は優れた洞察を含んだものであるが、記述レベルに留まっている。次節で述べる神尾(2002)は、対話における情報へのアクセスの可否の度合いに基づく仮説を終助詞「ね」に適用した分析を提案している。本稿では、プラトン(1974)の対話編「メノン」の対話における「ね」の用例の分析を通して、神尾(2002)の「ね」の分析を再検討する。



手の情報へのアクセスが確定的であること、 $H < n$  は聞き手の情報へのアクセスが不十分であること、そして、 $S > H$  は話し手の方が聞き手より情報をよく知っていることを表している。

次に神尾 (2002) による終助詞「ね」の仮説を見てみよう。

- (8) a. 必須の「ね」                    :  $H = 1$   
       b. 任意、強調の「ね」         :  $H > n \ \& \ S > n$   
       c. 任意、疑問の「ね」         :  $H > n \ \& \ S < n$   
       d. 任意の「ね」                 :  $H < n \ \& \ S \geq H$

ここで必須の「ね」に関しては、文型として直接形と間接形がある。

- (9) a. 型 : B、 状況 :  $1 = H \geq S > n$ , 文型 : 直接ね形  
       b. 型 : C、 状況 :  $1 = H > S < n$ , 文型 : 間接ね形

神尾 (2002) によると、(9a & b) の共通項は  $1 = H > S$  である。(8b-d) との対比で (8a) の  $H = 1$  が抽出されたのであるが、情報へのアクセスの度合いの比較を明確にするため、神尾 (2002) に従って、本稿では  $H > S$  を必須の「ね」の状況と考えたい。以下で、神尾 (2002) の例文を(8)に関して確認しよう。

- (10) a. おじいさんが昼寝してるね。  
       b. あいつ、なんかおかしいね。  
       c. 雨が降ったんだね。
- (11) a. 君は本気だろうね。  
       b. あれは弟さんでしょうね。  
       c. パリの冬は寒いらしいね。

(10)は直接「ね」形の例文であり、他方、(11)は間接「ね」形の例文である。例えば、(10a)は、話し手が「おじいさんの昼寝」という情報を直接知覚していて、そのことを、同様に知っ

ている聞き手に確認する時発せられる表現である。(10b)も同様である。発話によって話し手は情報を聞き手に確認していると考えられる。所与の状況は  $1 = H \geq S > n$  であるが、このことは聞き手が完全に情報を知っているのに対して、話し手は幾分情報へのアクセスが劣ることもあることを示している。実際、(10c)では、例えば、話し手は外に出てきて雨に気づき、外にいた聞き手に雨降りという情報を確認していると考えられるからである。他方、(11)では、聞き手は情報を完全に知っているのに対して、話し手は情報へのアクセスが十分ではない。このことが、(9b)の状況  $1 = H > S < n$  によって表されている。ここで間接形とは、「らしい」「みたい」「かもしれない」「とされる」などのことである。(11)のケースでは、(11a)では聞き手の気持ち、(11b)では聞き手の弟のこと、そして、(11c)では、例えば、聞き手のよく知っている場所等、聞き手に関する情報が確認の対象になっているので聞き手は100%知っていると想定できる。他方、話し手は、直接形の場合と異なり、情報は話し手の縄張りの外にあると考えられる。

(8b)の任意、強調の「ね」に関して以下のような例が指摘されている(神尾(2002))。

- (12) a. この歌、いいだろ、ねっ。  
b. これでいいんだよ、ねっ。

(12)では、「この歌がいいこと」「これでいいこと」という情報内容が強調され、「ねっ」自体が強調して発音される点に特徴がある。(8b)の状況を表す式によると、 $H > n \& S > n$  となり、聞き手と話し手が共に情報を縄張りの内側に持っていることが条件になっている。

(8c)の任意、疑問の「ね」に関しては、以下の例が神尾(2002)にある。

- (13) a. 降りますかね？  
b. あいつ、何て言って来ますかね？

(8c)の状況の式は、 $H > n \& S < n$  となっている。これは、情報が聞き手の縄張りにあり、他方、話し手の縄張りの外にあることを示している。話し手は自分の知らないことを聞き手に質問するのである。もちろんこれは、話し手から見て聞き手が情報を縄張り内に持っているという想定であり、実際に、聞き手が情報を縄張り内に持っているということでは

必ずしもない。従って、「降りますかね?」「さあ、どうでしょうね」という応対もあり得るのである。

(8d)の任意の「ね」であるが、これは、任意、強調の「ね」と任意、疑問の「ね」以外の任意の「ね」と説明されている(神尾(2002))。

(14) ちょっと郵便局に行ってきますね。

(8d)の状況の式は、 $H < n \ \& \ S \geq H$ である。聞き手が情報へのアクセスが不十分であり、他方、話し手の方が聞き手より情報へのアクセスが通常優っていることが示されている。実際、(14)の例では、「郵便局に行くこと」は話し手の意図することなので聞き手は推測するしかないであろう。あるいは、発話までは分からないであろう。

(8b-d)の任意を表す「ね」の例文からは、すべて「ね」を落とすことができる。落としても対話の意味が損なわれることはない。(13b)は「ね」をそのまま落とすと違和感が残るが、これも間接形にして「あいつ、何て言うてくるのでしょうか」とすればより自然な発話となる。

### 3. 反例

前節において神尾(2002)の情報の縄張り理論に基づく終助詞「ね」の仮説について詳述した。仮説は、終助詞「ね」を必須の「ね」と3タイプの任意の「ね」の四つのグループに分類しそれぞれの状況を式で表した。各グループが必要十分な用例からの帰納の結果として式を導出したのであれば問題はないのだが、終助詞「ね」のように用例の同定が複雑な文脈において難しいケースでは、用例が各グループごとに十分に枚挙されているか、反例はないか検討することは十分に意味のあることであると思える。本稿では、以下にプラトン(1974)の対話編「メノン」における終助詞「ね」の用例を分析して反例の有無を調べる。

メノンのソクラテスとメノンの召使いの間の対話の話題は、ある正方形の倍の面積の正方形の一辺の長さはどうなるかであった。メノンの名使いは幾何学の知識はない。ソクラテスは質問をしてメノンの召使いから答えを引き出すことを段階的に進めることで、最終的に所与の正方形の対角線の長さが倍の面積の正方形の一辺に当たることをメノンの召使いに想起させた。

所与の正方形  $ABCD$  の横に同じ大きさの正方形  $BKPC$ 、その上に正方形  $CPLQ$ 、及び更にその横に正方形  $DCQM$  を反時計回りに並べて大きな正方形  $AKLM$  を作る。ここで、辺  $AK$ 、 $KL$ 、 $LM$ 、及び  $MA$  の中点をそれぞれ  $B$ 、 $P$ 、 $Q$  及び  $D$  とする。その中点を結ぶ線を引くと、正方形  $DBPQ$  ができる。ここで、 $DB$  は正方形  $ABCD$  を、 $BP$  は正方形  $BKPC$  を、 $PQ$  は正方形  $CPLQ$  を、そして、 $QD$  は正方形  $DCQM$  をそれぞれ二分している。従って、正方形  $ABCD$  は、三角形  $ABD$  と同じ面積の三角形を二つ含み、他方、正方形  $DBPQ$  は三角形  $ABD$  と同じ面積の三角形を四つ含むことから、正方形  $DBPQ$  は正方形  $ABCD$  の倍の面積であることが分かった。この時、正方形  $DBPQ$  の一辺である  $DB$  は正方形  $ABCD$  の対角線であることから、正方形  $ABCD$  の倍の面積の正方形の一辺の長さは所与の正方形の対角線の長さであることが分かる。以下に、上記の論証の対話を一部引用する。簡略化のため、ソクラテスを  $S$ 、メノンを  $M$ 、そして、メノンの召使いを  $MS$  と呼ぶことにする。

(15)  $S$  : では、こういうふうに角から角へ線 ( $BD$  その他) を引いていくと、これらの図形のの一つ一つを二分することになるのではないかね?

$S$  : はい。

$S$  : そうすると、これらの四つの等しい線 ( $DB$ 、 $BP$ 、 $PQ$ 、 $QD$ ) ができて、この図形 ( $DBPQ$ ) を取り囲むことになるね。

$MS$  : ええ、そういうことになります。

$S$  : さあ考えてごらん・・・この図形 ( $DBPQ$ ) の大きさはいくらだろうか?

$MS$  : わかりません。

$S$  : このひとつひとつの線 ( $DB$ 、 $BP$ 、 $PQ$ 、 $QD$ ) は、ここに四つの図形があるが、そのおのおのの半分ずつを内側から切り取っているのではないか。ね?

$MS$  : はい。

$S$  : では、半分に切り取られたそれだけの大きさのものが、これ ( $DBPQ$ ) の中にいくつあるかね?

$MS$  : 四つあります。

$S$  : これ ( $ABCD$ ) の中にはいくつあるかね?

$MS$  : 二つあります。

$S$  : 四つは二つの何に当たるかね?



H > n & S < n の意味するところとは異なる。(16)は(8c)による一般化に対する反例といえるだろう。少なくとも、任意、疑問の「ね」には異なるタイプがあることになる。次に、必須の「ね」を多数含むケースを以下で検討しよう(プラトン(1974))。

(18) S : ところで、われわれが善き(優れた)人間であるのは、徳によるのだね?

M : ええ。

S : 善き人間であるならば、有益な人間であるわけだね。すべて善きものは有益なのだから。そうではないかね?

M : そうです。

S : 従って、徳もまた有益なものだね?

M : 同意されたことから、必然にそうなります。

(19) S : 教える人がいないとすれば、また習う者もないわけだね?

M : おっしゃる通りだと思います。

(20) S : その場合、もし徳が知であるならば、教えられうるものであるはずだというのが、我々の考えだったね?

M : ええ。

S : また、もし教えられうるものだとしたら、それは一つの知であるはずだ、とも考えたね?

M : たしかに。

S : そして、もしそれを教える教師たちがいるとしたら、きっとそれは教えられうるものだろうし、もしなければ、教えられうるものではないだろう、と。

M : そうです。

S : しかるにわれわれは、徳を教える教師はいないということに、意見が一致したのだったね?

M : そのとおりです。

S : したがってわれわれは、徳とは、教えられうるものでもなければ、知でもないということに同意したことになるわけだね?

M : たしかに。



- c. 任意、疑問の「ね」： $H > n \ \& \ S < n$ あるいは、 $1 = S \geq H$
- d. 任意の「ね」： $H < n \ \& \ S \geq H$

ここで、必須の「ね」の  $1 = H = S$  と任意、疑問の「ね」の  $1 = S \geq H$  が新規の分析結果であるが、共通する点は、 $1 = S$  である。換言すると、終助詞「ね」の新たな用例として、話し手が情報を高い確度で持っているケースがあるということになる。

### 参考文献

- Hasegawa, Yoko. (2010) The sentence-final particles *ne* and *yo* in soliloquial Japanese. *Pragmatics 20:1*, 71 – 89. International Pragmatics Association.
- Kamio, Akio. (1997) *Territory of information*. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.
- 神尾昭雄 (1998) 「情報のなわ張り理論：基礎から最近の発展まで」『日英語比較選書 2 談話と情報機能』研究社出版
- 神尾昭雄 (2002) 『続・情報のなわ張り理論』大修館書店
- 金水敏 (1993) 「終助詞ヨ・ネ」『月刊言語』22-4、118-121. 大修館書店
- 仁田義男 (2003) 『現代日本語文法 4 (第 8 部モダリティ)』日本語記述文法研究会編 (代表 仁田義男) くろしお出版
- プラトン (1974) 『プラトン全集 9』加来彰俊・藤沢令夫訳 岩波書店
- 田窪行則・金水敏 (1996) 「対話と共有知識——談話管理理論の立場から——」『月刊言語』25-1、30-39.
- Takubo, Yukinori and Satoshi Kinsui. (1997) Discourse management in terms of mental spaces. *Journal of Pragmatics 28*, 741 – 758.



## 常磐大学コミュニティ振興学部紀要『コミュニティ振興研究』編集規程

2001年3月30日  
改正 2010年9月14日

1. 常磐大学コミュニティ振興学部研究紀要『コミュニティ振興研究』(Community Development Studies)は、年に2回発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めたものとする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。本文の使用言語は、日本語または英語とする。
4. 本誌には研究論文、研究ノート、書評などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。
  - ① 研究論文は理論的または実証的な研究成果の発表をいう。
  - ② 研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
  - ③ 書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要委員会において検討し、必要な場合には加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを求めることがある。
7. 1号につき一人が掲載できる論文などは、原則として1編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要項を配付する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、テーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、1段組みでいずれも横組みとする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

## 常磐大学コミュニティ振興学部紀要『コミュニティ振興研究』執筆要項

1. 原稿は、手書きの場合には横書きで、A 4判 400 字詰め原稿用紙で提出する。パーソナル・コンピューター入力の場合には、フロッピー・ディスクと、横書き全角 40 字 30 行で A 4 判用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
3. 原稿の執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
  - (1) 原稿の 1 枚目には原稿の種別、題目、著者名および英文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
  - (2) 研究論文には 200 語程度の英文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別にサマリーを必要とする場合は、A 4 判ダブルスペース 3 枚以内のサマリーを付すことができる。
  - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社（者）名、発行年、ページ数などの書誌事項を記載すること。
  - (4) 記述は簡潔、明確にし、日本語においては現代かなづかい、常用漢字を使用する。ただし引用文においてはこの限りではない。
  - (5) 数字は、原則として、算用数字を使用する。
  - (6) 英文は手書きせず、ワード・プロセッサを使う。
  - (7) 注および参考文献の表記等は、執筆者の属する学会等の慣行に従うものとする。
  - (8) 図、表はひとつにつき A 4 判の用紙に 1 枚描き、本文に描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。ただし、本文、図、表ともパーソナル・コンピューターで作製した場合は、本文中に描き入れてもよい。
  - (9) 図表の番号は図 1.、表 1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
  - (10) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
  - (11) 見出しは、1、2、（章に相当）、1-1、1-2、（節に相当）、(1)、(2)の順とする。
  - (12) 人名、数字表記、用語表記等は、所属学会の慣行に従う。

編集委員

横須賀 徹

坂井 知志 池田 幸也

林 寛一 吉川 勲

---

常磐大学コミュニティ振興学部紀要

コミュニティ振興研究 第19号

2014年9月30日 発行

非売品

編集兼発行人 常磐大学コミュニティ振興学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1  
代表者 松村直道 電話 029-232-2511(代)

---

印刷・製本 株式会社タナカ



# Community Development Studies

**No.19**  
**September, 2014**

---

## CONTENTS

### Articles

- The examination and operation of administrative discretions in the administration of local governments  
～ The way of recognition in the local governments practices that was triggered by the type of lawsuits  
to oblige the governments ..... Tsutomu Yoshida 1
- Paul Bowles' "Transition" to Morocco via France: Surrealism and Ethnography ..... Kenji Toyama 33

### Research Notes

- Let's Discover Hokusai Code, 'Hidden Fuji' in the Tactile Works  
— A New Perspective of Appreciating Hokusai's '36 Views of Mt. Fuji' —  
..... Rie Ishikawa, Masayuki Nakamura 53
- Towards The Integration of Environment Policies and Environmental Education ..... Hiroaki Okajima 67
- An analysis of the Japanese sentence-final particle *ne* ..... Tadashi Baika 89